

2 各施策の内容

内容		目標とする姿	目標とする姿に対する 令和5年度の実践における進捗状況	目標とする姿に対する 令和5年度の実践における課題	令和6年度の実践	総合計画審議会からの意見	担当課	関連する施策の成果目標
第1章 都市整備分野								
第1節 快適で住み続けられる都市づくりの推進								
1 計画的な土地利用の推進						・令和6年度の実践のとおり進められたい。		
①地区の特性に応じた適正な土地利用の推進	○都市計画マスタープランによる人口減少社会に対応したまちづくりに向け、地区の特性に応じた適正な土地利用を推進 ○都市のスポンジ化対策や循環型社会の形成、成熟期に移行した都市づくりの必要性を踏まえた地域の既存ストックを有効活用	・都市計画マスタープランによる人口減少社会に対応したまちづくりに向け、地区の特性に応じた適正な土地利用を推進するため、地区計画等による土地利用誘導を図った。	・既成市街地においては、都市計画を伴わない土地利用の転換の発生により、規定の用途地域等の指定が現在の土地利用とそぐわない状態になっている地区があり、このような地域においては市街地環境の保全を図るため、地区計画の導入等を検討する必要がある。	・引き続き地区の特性に応じた適正な土地利用を推進するため、地区計画等による土地利用誘導を図る。 ・課題のある地域については、地区の特性に応じた適正な土地利用を推進するため、地区計画の導入等を検討をしていく。	都市政策課		○まちづくり案(地区計画等)の策定数 ○産業系土地利用面積(武蔵引田駅北口土地区画整理事業区域内) ○管理不全の空き家の是正済み件数	
②圏央道インターチェンジ周辺地区の土地利用転換の推進	○初雁地区や秋川高校跡地など、圏央道あきる野インターチェンジ周辺地区の特性に応じた適正な土地利用転換を推進	・「都市計画マスタープラン」に基づく計画的な市街地形成のため、初雁地区や秋川高校跡地などの土地利用転換を推進すべき地区に位置付けられている市内の箇所について、まちづくり案の策定に向けて、東京都等の関係部局との協議を行った。 ・秋川高校跡地については、土地利用転換等の実現に向けて、有識者会議を開催した。	・調整を要する関係部局等が複数あり、また、土地利用転換実現のために解決すべき課題が多く、内容も複雑であるため、協議に長い時間を要している。土地利用転換の実現に向けて関係部局等と協議を重ね、一つ一つの課題を解決していく必要がある。	・令和5年度に引き続き、土地利用転換を推進すべき地区に位置付けられている市内の箇所について、まちづくり案の策定に向けて、東京都等の関係部局との協議を行う。 ・秋川高校跡地については、有識者会議においてとりまとめられた提言書をもとに、今後市におけるまちづくりの方向性を示す予定である。	都市政策課		○まちづくり案(地区計画等)の策定数 ○産業系土地利用面積(武蔵引田駅北口土地区画整理事業区域内)	
2 居住環境の整備								
①宅地開発事業等への指導	○宅地開発事業などに対する、生活環境の向上や公共・公益施設等の立地を考慮し、地域と調和の取れた計画となるよう、開発事業者に対する必要な指導を実施	・宅地開発事業及び中高層建築物協議について、宅地開発等指導要綱に基づく指導を実施した。	・適切な指導を実施しており、大きな課題はない。	・引き続き、適切な指導を実施する	住宅政策課		○まちづくり案(地区計画等)の策定数	
②地区計画等を利用したまちづくりの推進	○地区計画による地区施設整備計画が定められている地区における、道路や広場などの基盤整備を推進 ○新たな開発や既存のまちの環境保全などを図るため、地区計画等を活用したまちづくりのルールづくりを推進	・武蔵引田駅北口地区土地区画整理事業の道路築造は約77%が完了し、建物移転は約96%(91棟)の移転が完了し基盤整備が進んでいる。 ・家屋等の建築において地区計画を活用したまちづくりが推進されている。	・令和5年度は土地区画整理事業による建物移転に加え、保留地の購入による土地利用も多く発生した。このことから、地区計画等に関する問合せが増加したため、今後、関係各課との連携や説明フローの整備が必要となる。	・令和6年度には駅前商業街区の整備が進むことから、令和7年度には新たな土地利用が始まる。そのため、住宅政策課との連携を強化し、対応の準備に努める。	区画整理推進室		○まちづくり案(地区計画等)の策定数	
3 市街地の整備								
①土地区画整理事業による新市街地の形成	○武蔵引田駅周辺地区の土地区画整理事業による産業系複合市街地の形成 ○新たに実施される土地区画整理事業はについて、組合等が主体となった民間施行による実施を検討	・武蔵引田駅北口地区土地区画整理事業において、宅地造成で約73%、道路築造で約77%、建物移転で約96%の進捗になっている。 ・令和4年度に引き続き、新たに実施される土地区画整理事業として、土地区画整理組合等の設立準備の動きがあるため注視している。 ・16街区給食センター建設予定地南側の区画道路6-1号線の築造工事が完了した。	・武蔵引田駅北口地区土地区画整理事業において、現在移転交渉の地権者の理解を早期に得られるかにより令和6年度の進捗に影響が及ぶ。 ・新たな土地区画整理組合等の設立があった場合に、組合に対する指導や技術支援の体制作りを行う必要がある。	・武蔵引田駅北口地区土地区画整理事業区域内における引田北口線の築造・電線共同溝工事を施行する。 ・新たな土地区画整理組合設立の動きを注視し、必要に応じ指導及び技術支援を行う。	区画整理推進室		○産業系土地利用面積(武蔵引田駅北口土地区画整理事業区域内) ○土地区画整理事業進捗率(事業費ベース) ○管理不全の空き家の是正済み件数	
②民間活力による新市街地の形成	○土地利用転換に対する市場ニーズが期待される地区における、土地区画整理組合等、民間主体によるまちづくりの実施の検討、新市街地の形成	・令和4年度に引き続き、新たに実施される土地区画整理事業として、土地区画整理組合等の設立準備の動きがあるため注視している。	・土地区画整理組合等の設立があった場合に、組合に対する指導や技術支援の体制作りを行う必要がある。	・土地区画整理組合設立の動きを注視し、必要に応じ指導及び技術支援を行う。	区画整理推進室		○産業系土地利用面積(武蔵引田駅北口土地区画整理事業区域内) ○土地区画整理事業進捗率(事業費ベース) ○管理不全の空き家の是正済み件数	
③空き家の適正管理	○市民生活の安全と安心を確保するため、空き家の実態把握、建物所有者への指導等を通じた、管理不全の空き家の適正管理を図る	・年間を通じ、管理不全な空き家所有者等に適正管理を依頼した。 ・過年度から空き家として存続している建物の所有者等についても継続して適正管理を依頼した。 ・相続人の有無が不明(不存在)である空き家の処分に向けて、相続財産精算人の申立てを1件行った。 ・「あきる野市空家等対策計画」の改定に向けて、業務委託により最新の空き家分布状況・件数の把握を行った。	・管理不全空き家の所有者等へ適正管理依頼文書の送付等を行っているが、相続人が関わりを持ちたくない等様々な理由により、対応していただけない案件がある。 ・適正管理の推進に向けた条例制定については、私有財産に対する措置となるため、慎重な検討が必要である。	・年間を通じ、新たに判明した管理不全の空き家及び過年度から空き家として存続している建物の所有者等についても継続して適正管理を依頼していく。 ・相続人の有無が不明(不存在)である空き家に関して、財産管理人制度の活用を検討する。 ・令和5年度の実態調査結果等を活用し、「あきる野市空家等対策計画」を改定する。 ・空き家の発生抑制に向けた地域全体の意識を高める啓発活動として、空き家セミナーを開催する。	住宅政策課		○産業系土地利用面積(武蔵引田駅北口土地区画整理事業区域内) ○土地区画整理事業進捗率(事業費ベース) ○管理不全の空き家の是正済み件数	
④既存ストックとしての空き家の活用	○利活用が可能な空き家について、「空き家バンク」のほか、観光や農業などの地域特性を生かした有効活用の取組を推進	・住宅以外の用途として活用できるよう、改修費の助成制度と併せて検討を行った。 ・地域特性を活かした有効活用に向けて活用例の事例研究を行った。	・空き家情報提供制度(空き家バンク)の運用に当たっては、法令等により用途変更について東京都との協議も必要であり、制度内容の見直しや関係機関との調整等が必要である。	・空き家情報提供制度(空き家バンク)の創設に向け、物件の確保、制度内容や法令等への対応等を検討するとともに、関係機関との調整等を進める。	住宅政策課		○産業系土地利用面積(武蔵引田駅北口土地区画整理事業区域内) ○土地区画整理事業進捗率(事業費ベース) ○管理不全の空き家の是正済み件数	

2 各施策の内容

内容		目標とする姿	目標とする姿に対する 令和5年度の取組における進捗状況	目標とする姿に対する 令和5年度の取組における課題	令和6年度の取組	総合計画審議会からの意見	担当課	関連する施策の成果目標
第2節 緑豊かで良好な都市景観の形成								
1 緑豊かな環境づくりへの総合的な取組						・昭和時代に住宅開発した地域には、児童公園的な公園がみられるが、少子化等により、遊具のあり方自体を見直す必要が求められており、地域にあった公園が求められている。公園改修プランの中で、維持管理費の扱いについて早急に対応されたい。		
①緑確保の推進	○生物多様性あきる野戦略を踏まえ、保全すべき緑と確保すべき緑を明確にし、緑の保全、創出及び活用に努める	・東京都と区市町で策定した「緑確保の総合的な方針」及び「都市計画公園・緑地の整備方針」に基づき、公園緑地の整備促進を図り、また、緑確保の総合的な方針のなかで保全すべき農地として位置づけられている生産緑地(特定生産緑地)の指定等を行った。	・都市計画公園・緑地のうち、未整備の箇所については、東京都などの関係部局と行い整備促進を図る必要がある。 ・緑確保の総合的な方針のなかで保全すべき農地として位置づけられている生産緑地(特定生産緑地)については、毎年、削除面積が追加指定面積を上回っており、全体の面積が減少傾向にある。 ・引き続き、緑地機能及び多目的緑地機能の優れた農地等を計画的に保全するため、積極的な生産緑地の追加指定や特定生産緑地の指定を推進するとともに、法制度等を活用し、市民農園や新規就農者への貸借による維持・保全を図る必要がある。	・令和5年度に引き続き、方針等に基づき、公園緑地の整備促進を図り、また、保全すべき農地として位置づけられている生産緑地(特定生産緑地)の指定等を行うことで緑の創出・保全の取組を継続していく。	都市政策課		○緑豊かな都市環境の形成に対する満足度(市民アンケート調査「満足」「まあ満足」計) ○アダプト制度登録団体数	
②魅力ある景観づくりの推進	○豊かな自然環境や歴史・文化、市街地などの地域特性を生かし、市民参加や諸制度を活用した景観づくりを推進	・地区計画や都市環境条例に基づき、都市景観づくりの指導を実施した。	・適切な指導を実施しており、大きな課題はない。	・引き続き、適切な指導を実施する	住宅政策課		○緑豊かな都市環境の形成に対する満足度(市民アンケート調査「満足」「まあ満足」計) ○アダプト制度登録団体数	
③市民参加による地域づくり	○地域の子どもたちを対象とした環境学習、身近な環境づくりに対する市民意識の高揚、市民生活に密着した道路、公園等における市民等の自発的な緑化や美化、清掃等の活動による、市民参加による地域づくりを推進	・令和4年度に引き続き、制度周知のため市ホームページに掲載をした。 ・アダプト制度登録団体数については、前年度から新たに2団体の登録があり、計7団体となった。	・合意の解消はなかったものの、登録団体の中には、人数が集まらず、以前よりも活動が困難になっているとの声もあった。このような場合、活動内容の見直しなどをしていただき、活動を継続していただくことも必要である。	・引き続き、市ホームページに制度を掲載し周知を行うほか、その周知方法についても検討していく必要がある。	建設課		○緑豊かな都市環境の形成に対する満足度(市民アンケート調査「満足」「まあ満足」計) ○アダプト制度登録団体数	
2 公園・緑地の整備保全・創出								
①公園・緑地の適正管理	○市民の憩いの場である公園を安全に利用できるよう、適切に管理し、緑地機能の保全を図る ○公園機能の多様性について検討	・遊具等の修繕及び樹木の剪定等を適宜実施し、公園が安全に利用できるよう管理に努めるとともに、公園機能の多様性についての検討を継続して実施した。 ・従来のシルバー人材センターへの委託に加えて、会計年度職員を新たに雇用し、公園における維持管理体制の強化を行った。	・老朽化した遊具の補修、修繕等を計画的に行うために、「あきる野市公園施設改修プラン(長寿命化計画)」を策定した。	・令和5年度に策定した「あきる野市公園施設改修プラン(長寿命化計画)」に基づき計画的な改修、公園管理を行う。また、公園の公園機能の多様性についても引き続き課題とし検討する。	都市政策課	○崖線緑地の保全箇所数		
②崖線の緑地の保全	○秋川や平井川などの河岸段丘に残された良好な崖線の緑地の保全	・定期的な巡回を行い、必要に応じて草刈り、支障木の伐採、剪定を業者委託により実施した。	・年々樹木が大きくなり、台風や大雪による被害が懸念される。 ・年々樹木が大きくなり、倒木の危険が懸念される。 ・崖線緑地が市の生物多様性保全に重要な存在であることについての周知啓発が不十分である。	・引き続き、定期的な巡回を行うとともに、草刈り等を実施し、保全に努める。 ・生物多様性保全における崖線緑地の重要性について周知啓発する。	環境政策課	○崖線緑地の保全箇所数		
第3節 安全で利便性の高い都市基盤の充実								
1 道路の整備						・令和6年度の取組のとおり進められたい。		
①道路の整備の推進	○東京都における都市計画道路の整備方針に基づく都市計画道路の整備の推進 ○面的整備などの手法も取り入れ、東京都と連携し、道路ネットワークの骨格の形成	【都市計画課】 ・事業中の都施行路線(秋3・3・9号線、秋3・4・6号線)について、前年度に引き続き、都と連携・整備促進を図った。また、「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」で、計画内容再検討路線に位置づけられている「秋3・3・9号線」と「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」で地域的な道路に関する検証対象路線に位置づけられている「秋3・5・2号線」について、昨年度実施した見直し検討に関する基礎調査に基づき、検討を行った。 【建設課】 ・秋3・4・13号線整備計画における測量委託業務の発注を行った。	【都市計画課】 ・都と連携して進めており、大きな課題はない。 【建設課】 ・予算範囲内で対応しているため、部分的な拡幅工事にとどまっている。	【都市政策課・交通政策課】 ・事業中の都施行路線について、前年度に引き続き、連携・整備促進を図る。現在、見直しを検討している2路線(秋3・3・9号線、秋3・5・2号線)については、基礎調査の結果を基に、関係各署と調整を図り、見直しの方針を検討する。 【建設課】 ・秋3・4・13号線の概略設計委託業務を発注予定。	【令和5年度】 都市計画課・建設課 【令和6年度】 都市政策課・交通政策課・建設課		○都市計画道路の整備率 ○舗装の修繕工事の延長	
②道路施設の整備・維持管理	○安全で快適な通行空間の確保、都市景観や防災性の向上を図るため、市道整備計画に基づいた、道路施設の整備・維持管理の推進	・道路施設の整備・維持管理については、道路応急補修工事にて適宜対応した。	・道路応急補修工事の予算範囲内で対応しているため、部分的な補修工事にとどまっている。	・令和7年度当初の予算要望にて歩道等の整備工事を計上する。	建設課		○都市計画道路の整備率 ○舗装の修繕工事の延長	
③道路・橋りょうの維持管理・更新の推進	○道路・橋りょうの長寿命化を図るため、道路舗装維持補修の優先順位や橋梁長寿命化計画に基づいた、維持管理・更新の推進	・道路舗装については、道路応急補修工事にて市道Ⅰ-9号線等の補修を行った。橋梁については、西沢橋の補修工事を行った。	・年度当初の予算要望にて補修工事の予算を計上しているが、不採択となったため、部分的な補修工事にとどまっている。	・道路舗装については、市道Ⅰ-22号線の舗装補修調査委託及び舗装補修設計委託、市道多西5号線舗装補修工事を発注予定。橋梁については、若宮橋補修工事及び市内の橋梁点検業務を発注する予定。	建設課		○都市計画道路の整備率 ○舗装の修繕工事の延長	

2 各施策の内容

内容		目標とする姿	目標とする姿に対する 令和5年度の取組における進捗状況	目標とする姿に対する 令和5年度の取組における課題	令和6年度の取組	総合計画審議会からの意見	担当課	関連する施策の成果目標
2 交通体系の整備								
① 既存の公共交通の維持及び利便性の向上		○既存の公共交通を維持するため、交通需要の維持・拡大に向けた取組や交通不便地域対策の継続 ○公共交通事業者への働きかけ等により、利便性の向上に努める	【企画政策課】 ・令和4年度に引き続き、公共交通空白地域の解消に向けた取組として、公共交通実証実験(るのバス増発・増便及びデマンド型交通)を実施した。実証実験の実施に当たっては、運行区域の拡大をはじめ必要な改善等を加えるとともに、対象地域住民へのアンケート調査や利用状況の地域別・利用回数別等の分析を実施した。 ・令和4年度に引き続き、市広報、市ホームページなどの各媒体を通じたPRのほか、デマンド型交通の利用会員向け通信において、市主催イベント等の案内と併せて、乗継を含む公共交通の具体的な活用方法を紹介した。 ・継続した取組として、西多摩地域広域行政圏協議会を通じた、JR五日市線の利便性や課題の解消に向けた要望活動、三鷹・立川間立体化複々線促進協議会を通じた、中央線の立体化複々線や青梅線・五日市線の輸送力増強や都心への直通の促進に向けた要望活動、多摩地域モノレール延伸の促進に向けた要望活動を実施した。 【地域防災課】 ・盆堀地域における交通対策の今後の在り方について、盆堀地区長にヒアリングを行った。 ・東秋留駅南口の自転車等駐車場をるのバス折返し場として整備する計画について、警視庁及び道路管理者(東京都)と協議を行い、地域公共交通協議会において、承認を得た。	【企画政策課】 ・公共交通実証実験(るのバス増発・増便、デマンド型交通)をはじめとした地域公共交通対策については、現在実施している実証実験で得られた基礎資料のほか、利用者、収支の見込み、将来的な財政負担等を考慮し、地域公共交通計画作成の過程の中で、地域公共交通協議会において検討していく必要がある。 ・既存の公共交通の維持に当たっては、今後、2024年問題により、路線バスにおいては運行ルートの再編や減便、タクシーにおいては運行台数の減少による待ち時間の増大などの影響が予測される。 【地域防災課】 ・盆堀地域交通対策事業については、地区長へのヒアリングにおいて、運転手の高齢化及び担い手不足等により事業の維持に課題があるほか、現在の対策が地域住民のニーズと合致していない点があるとの意見があり、今後の方策について検討する必要がある。 ・るのバスの東秋留駅南口折返し場の整備に向け、整備工事の測量設計と併せて、引き続き、関係機関との協議が必要である。	【企画政策課】 ・引き続き、西多摩地域広域行政圏協議会を通じた、JR五日市線の利便性や課題の解消に向けた要望活動、三鷹・立川間立体化複々線促進協議会を通じた、中央線の立体化複々線や青梅線・五日市線の輸送力増強や都心への直通の促進に向けた要望活動、多摩地域モノレール延伸の促進に向けた要望活動を実施する。 【交通政策課】 ・公共交通実証実験(るのバス増発・増便及びデマンド型交通)については、更なる情報収集及び課題の整理・検討に取り組む必要があることから、引き続き、必要な改善等を加えながら実施する。 ・既存の公共交通を維持するための取組については、交通事業者との調整が必要であることから、今後、地域公共交通協議会の議論を踏まえながら研究していく。 ・盆堀地域交通対策事業については、地域の意向を伺いながら、今後の方策を検討する。 ・るのバスの東秋留駅南口折返し場整備については、令和6年度中に工事測量設計を行い、令和7年度の整備工事に向けて、関係機関等との協議を調える。		【令和5年度】 企画政策課・地域防災課 【令和6年度】 企画政策課・交通政策課	○市内全域の公共交通網の構築
	②地域公共交通ネットワークの形成に向けた公共交通対策の検討・推進	○地域公共交通ネットワークの形成に向け、都市計画マスタープラン、総合管理計画等との連動性を考慮し、公共交通優先検討区域における実証実験等を通じた、地域公共交通計画の策定、公共交通空白地域の解消などの対策の取組を実施	【企画政策課】 ・令和4年度に引き続き、公共交通実証実験(るのバス増発・増便及びデマンド型交通)を実施し、計画策定に向けた基礎資料を収集した。実証実験の実施に当たっては、運行区域の拡大をはじめ必要な改善等を加えるとともに、対象地域住民へのアンケート調査や利用状況の地域別・利用回数別等の分析を実施した。 ・令和5年7月に、既存の「あきる野市公共交通検討委員会」と「あきる野市地域公共交通会議」を統合し、両組織及び「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく法定協議会の機能を兼ね備えた組織として「あきる野市地域公共交通協議会」を設置した。同協議会において、地域公共交通計画の策定に向けた協議のほか、令和4年3月から実施している公共交通実証実験の実施状況改善などについて協議した(令和5年度会議開催回数:3回)。また、計画の骨子の取りまとめについては、地域公共交通の新たな所管部署で取りまとめることとしたため、令和5年度は行わなかった。	【企画政策課】 ・るのバスについては、増発・増便の結果、利用者はコロナ禍以前(平成30年度)と比較して増加している一方で、ルート毎に利用が伸びている区間とそうでない区間とが鮮明になってきている。今後、利用状況の分析をさらに深め、本格運行に向けて、運行台数やルート等について検討していく必要がある。 ・デマンド型交通については、本格運行に向けて、これまでの利用状況の分析に加え、令和5年4月及び10月の運行区域拡大に伴うサービスレベルの変化の検証を進める必要がある。	【交通政策課】 ・地域公共交通協議会において、地域公共交通計画の策定に向けた本格的な議論を進めていく。また、公共交通実証実験については、更なる情報収集及び課題の整理・検討に取り組む必要があることから、引き続き、必要な改善等を加えながら実施する。 ・るのバスについては、増発・増便を継続し、利用実態の分析に加え、西東京バスと協議しながら、増発・増便による2台体制の継続や既存ルートの再編等を含めた検討を進めていく。 ・デマンド型交通については、運行区域の拡大に伴い1台の車両でどのくらの範囲を対応できるかなど、利用状況やサービスレベルの分析結果を踏まえた利用促進策を検討する。		【令和5年度】 企画政策課 【令和6年度】 交通政策課	○市内全域の公共交通網の構築
	③公共交通の利用に関する意識啓発	○公共交通の維持・導入は、一定の交通需要が必要であることから、市民等を対象に、公共交通の利用促進に向けた意識啓発の取組を実施	【企画政策課】 ・令和4年度に引き続き、市広報、市ホームページ、YouTube、本庁舎1階市民課のモニター等を通じ、公共交通実証実験のPRと併せて既存の地域公共交通の利用促進を図った。	【企画政策課】 ・公共交通の利用促進について、交通事業者や行政にとどまらず、住民が自分事として取り組み、公共交通の役割や存続の意義を再認識してもらうための取組が必要である。また、個別の交通機関の利用促進にとどまらず、乗継など複数の交通を組み合わせた移動の提案をするなど、全体的な利用者増加を図る必要がある。	【交通政策課】 ・市広報や市ホームページ等の各媒体を通じたPRIに加え、免許返納者に対する公共交通利用のPRや、デマンド型交通の利用会員向け通信において、イベント等の案内と併せて乗継を含む公共交通の具体的な活用方法を紹介するなど、公共交通利用に関する意識醸成を図る。		【令和5年度】 企画政策課 【令和6年度】 交通政策課	○市内全域の公共交通網の構築
3 污水处理による持続可能な公共水域の保全								
① 污水处理の在り方の検討		○公共下水道や合併処理浄化槽の特性を検証の上、本市の污水处理の在り方を検討	・今後の污水处理施設の在り方について、浄化槽世帯数の算出を行い、今後の污水处理整備における設置費用及び維持管理費用の試算及び検討を行った。	・下水道から浄化槽となる下水道要望町内会自治会や市民との合意形成を図るため、再説明が必要となる。 ・下水道受益者と浄化槽使用者の費用負担の公平性を確保するため、支援制度(補助等)の見直しを行う必要がある(現在の負担格差 約3.9万円/年・世帯)。 ・浄化槽整備における公共用水域の水質を確保するための検討が必要となる。	・今後の污水处理施設の在り方については、これまでの污水整備計画の作成作業で得た資料を生かしながら、整備に係る費用対効果や適正な水環境の保全の観点なども考慮し、污水处理の方向性を定めていく。		生活排水対策課	○污水处理人口普及率
	②下水道等整備事業の推進	○下水道事業経営戦略等に基づく健全な公営企業としての運営の下、下水道等の整備事業の推進	・令和5年度は、市内2箇所の污水枝線工事を実施し、整備済面積が令和4年度末1,367haから令和5年度末時点で1,371haとなった。 ・令和5年度五日市地区整備面積 0.87ha ・令和5年度引田地区整備面積 3.10ha	・認可面積1,411haのうち、令和5年度末における下水道整備済面積は1,371haであり、40haが未整備である。このため、未整備地区を全て下水道整備とする場合、今後も左の整備規模で進めていくと、未普及地区の解消まで10年近くを要することになる。	・令和6年度においては市内3箇所(五日市地区、引田地区、山田地区)で污水枝線工事(新設工事)を実施し、引き続き未整備地区の整備に取り組む。 ・草花地区污水枝線移設工事を実施する。		生活排水対策課	○污水处理人口普及率
	③下水道施設の維持管理	○下水道施設について、民間活力による維持管理を推進し、ストックマネジメント計画に基づく計画的な更新	・雨天時における浸入水が認められる第九玉見処理区分において、浸入水の詳細設計を行った。 ・ストックマネジメント計画に基づき、マンホールポンプ機器等交換工事(污水ポンプ設備1箇所、その他一式)を実施した。	・マンホールポンプ機器等交換工事においては、故障等による緊急対応によりストックマネジメント計画どおり交換工事が進められないことがあることから、工事の委託先である東京都都市づくり公社と調整し、優先順位を検討しながら進めていく必要がある。	・令和7年度以降に実施予定の第九玉見処理区分における雨天時浸入水対策工事に向け、計画を策定する。 ・マンホールポンプについては、引き続き機器等交換工事を実施する。		生活排水対策課	○污水处理人口普及率

2 各施策の内容

内容		目標とする姿	目標とする姿に対する 令和5年度の実組における進捗状況	目標とする姿に対する 令和5年度の実組における課題	令和6年度の実組	総合計画審議会からの意見	担当課	関連する施策の成果目標
	4 河川の整備							
	①河川施設の整備・維持管理	○河川の維持・保全を継続し、親水や生態系の保全を含めた治水・利水・河川環境の整備や保全の在り方の検討	【生活環境課】 ・清流保全条例にて設置されている清流保全協力員により、河川状況調査や水質検査を行い、河川環境に異状がある場合は通報をお願いしている。 【環境政策課】 ・水生生物調査を通じて河川の生態系の現状の把握を行うとともに、外来種対策による河川周辺の生態系の保全を実施した。 【建設課】 ・目標とする事業は行っていない。	【生活環境課】 ・清流保全協力員が行っている河川調査や市民参加型のごみ拾いイベントについて多くの市民に周知し啓発を行う必要がある。 【環境政策課】 ・水生生物に詳しい人員を確保することが難しくなっている。 ・河川周辺での外来種（アライグマ・ハクビシン）を捕獲する協力者の確保が難しい。 【建設課】 ・今後、河川整備計画を策定する上で、業務を委託するか検討する必要がある。	【生活環境課】 ・引き続き、協力員は、河川調査及び河川の監視を行う。 ・清流保全協力員が行った市民参加型ごみ拾いイベントについて、環境フェスティバルにてブース展示を行い、活動について周知し啓発を行う。 【環境政策課】 ・引き続き、水生生物の調査及び河川周辺での外来種対策を行い、河川の生態系の保全に努める。 【建設課】 ・庁内協議の上、整備計画を策定する箇所を選定する。また、河川管理上、必要に応じて整備を行う。		生活環境課・環境政策課・建設課	（施策を推進することで、目標とする姿の実現を目指す）

2 各施策の内容

内容		目標とする姿	目標とする姿に対する 令和5年度の取組における進捗状況	目標とする姿に対する 令和5年度の取組における課題	令和6年度の取組	総合計画審議会からの意見	担当課	関連する施策の成果目標
第2章 産業振興分野								
第1節 地域特性を生かした産業振興の促進								
1 産業振興の推進						・令和6年度の取組のとおり進められたい。		
①総合的な産業振興の推進	○都心からの近接性や圏央道の整備効果などの優位性を生かし、新たな産業の創出・育成に向けた、計画的な産業振興策等の検討	・「あきる野市商工業振興プラン」に基づき、創業塾及び創業相談による創業支援、融資及びセミナーの実施による経営者支援、事業者交流会及び創業者交流会で事業者のマッチング機会の創出等を行うことで、産業振興を図った。	【創業支援】 ・引き続き、金融機関等と連携し、創業希望者の掘り起こしを行っていく必要がある。 【経営支援】 ・融資の利用件数は、目標値を上回っている一方で、セミナーについては参加者数の増加を図るため、内容や形式について検討していく必要がある。 【マッチング支援】 ・引き続き、Bi@Staや商工会と連携し、マッチング機会の創出や、参加者数の増加に向けて取り組む必要がある。	【創業支援】 ・「あきる野市商工業振興プラン」に基づき、創業塾参加者数は19人、創業の新規相談者数は105人を目標とする。 【経営支援】 ・「あきる野市商工業振興プラン」に基づき、市等の制度融資の合計利用件数として90件、セミナーについては25人を目標とする。 【マッチング支援】 ・「あきる野市商工業振興プラン」に基づき、事業者連携交流会については50人、創業者交流会については29人を目標とする。	商工振興課		○産業系土地利用面積（武蔵引田駅北口土地区画整理事業区域内） ○事業所の従業者数	
②計画的な企業立地の推進	○周辺市街地との調和や自然環境の保全に配慮し、地域産業に適した立地環境の整備と併せた、企業立地の推進 ○武蔵引田駅周辺地区や秋川高校跡地、産業系複合市街地のまちづくりの特性に合わせた企業立地の推進	【商工振興課】 ・東京都企業立地相談センターのホームページに、市内工業団地の情報を掲載し、周知を行った。 【都市計画課】 ・「都市計画マスタープラン」に基づく計画的な市街地形成のため、初雁地区や秋川高校跡地などの土地利用転換を推進すべき地区に位置付けられている市内の箇所について、まちづくり案の策定に向けて、東京都等の関係部局との協議を行った。また、秋川高校跡地については、土地利用転換等へ向けて、有識者会議を開催した。 【区画整理推進室】 ・武蔵引田駅北口土地区画整理事業地内に建築予定の商業施設に関して、事業者による住民説明会を実施した。	【商工振興課】 ・工業団地の概要を掲載しているが、より細やかな情報を周知するためには、各工業団地や関係部署と連携する必要がある。 【都市計画課】 ・調整を要する関係部局等が複数あり、また、土地利用転換実現のために解決すべき課題が多く、内容も複雑であるため、協議に長い時間を要している。土地利用転換の実現に向けて関係部局等と協議を重ね、一つ一つの課題を解決していく必要がある。 【区画整理推進室】 ・今後、商業街区を整備するに当たり、商業施設を建設する事業者と調整を図りながら整備工事を推進する必要がある。	【商工振興課】 ・引き続き、東京都と連携し、東京都企業立地相談センターのホームページで周知を行っていく。 ・引き続き、各工業団地や関係部署との連携を検討する。 【都市政策課】 ・令和5年度に引き続き、位置付けのある市内の地区について、東京都等の関係部局との協議を行う。 【区画整理推進室】 ・商業街区の整備をするとともに、商業施設の建設に向けて、住宅政策課と連携を図りながら事業者と協議を図る。	商工振興課・都市政策課・区画整理推進室		○産業系土地利用面積（武蔵引田駅北口土地区画整理事業区域内） ○事業所の従業者数	
③産業振興体制の強化	○圏央道の整備効果などを踏まえ、新たな企業と連携したまちづくりや産業振興が推進できる体制・仕組みづくりの検討	・「あきる野市商工業振興プラン」に基づき、事業者連携の機会を創出するため、事業者交流会及び創業者交流会を実施した。 【参考】 事業者交流会参加者数:27人 創業者交流会参加者数:21人	・参加者数増を図るため、交流会の実施形式の検討及び交流会参加者の掘り起こしが必要である。	・引き続き、事業者交流会及び創業者交流会を実施し、事業者同士の交流機会の創出を図る。 ・プランに基づき、事業者連携交流会については50人、創業者交流会については29人を目標とする。	商工振興課		○産業系土地利用面積（武蔵引田駅北口土地区画整理事業区域内） ○事業所の従業者数	
第2節 活力ある商工業の振興								
1 商工業者の支援						・令和6年度の取組のとおり進められたい。		
①商工業者の育成	○商工会や関連機関との連携により、人材の確保や事業承継の支援を推進し、専門家による経営改善や販路拡大を図り、資金調達や設備導入等を支援	【事業承継】 ・「あきる野市商工業振興プラン」に基づき、事業承継に関する個別相談やセミナー等を実施し、新規相談者数は5人、セミナー参加者数は21人となった。 【専門家派遣】 ・経営支援やデジタル化促進を目的としたセミナーの実施に当たり、（公財）東京都中小企業振興公社へ講師派遣を依頼した。 【資金調達】 ・市等の制度融資（マル経・マル市）の令和5年度の合計利用件数が119件となっている。 【設備導入】 ・先端設備導入計画に基づく令和5年度の認定事業者数が6件となっている。	【事業承継】 ・相談者数増につながるようなきっかけづくり（個別相談会・セミナー等の実施）について検討が必要である。 【専門家派遣】 ・商工会や中小企業振興公社の制度について、事業者への周知を図っていく必要がある。 【資金調達・設備導入】 ・制度等について、事業者への周知を図っていく必要がある。	【事業承継】 ・プランに基づき新規相談者数は15人、セミナー参加者数は30人を目標とする。 ・Bi@Sta専門家の出張相談を開始し、事業承継希望者の掘り起こしを図る。 【専門家派遣】 ・中小企業振興公社の専門家派遣を利用し、セミナーを実施する。 【資金調達・設備導入】 ・プランに基づき、市等の制度融資の合計利用件数として90件を目標とする。 ・引き続き、資金調達や設備導入支援について、周知を図る。	商工振興課		○商工会の加入率 ○Bi@Sta利用者の創業件数（開設以降の累計値）	
②起業・創業の支援	○地域産業の情報発信を強化しながら、あきる野創業・就労・事業承継支援ステーションBi@Staにおいて、引き続き起業・創業の支援を実施	・Bi@Staにおける令和5年度の創業者数は16人となっており、順調に増加している。また、創業支援等事業計画に基づき、金融機関等との連携によるスムーズな事業計画作成支援等を行った。 【参考】 ・創業塾参加者数:11人 ・新規相談者数:81人	・引き続き、金融機関等と連携し、創業希望者の掘り起こしを行っていく必要がある。	・「あきる野市商工業振興プラン」に基づき、創業塾参加者数は19人、創業の新規相談者数は105人を目標とする。	商工振興課		○商工会の加入率 ○Bi@Sta利用者の創業件数（開設以降の累計値）	
2 商工業の振興								
①活力と魅力ある商店街づくりの推進	○商店街がにぎわいを創出する活性化事業を支援するとともに、活力と魅力ある商店街づくりの推進	・商店街振興事業補助金により、商店会の周知及びイメージアップを目的とするのぼり旗を作成する商店街を支援し、活力と魅力ある商店街づくりを推進した。	・商店街振興事業補助金の活性化事業の活用が少なかつたため、より商店街と連携を図り、事業の周知を行っていく必要がある。	・商店街振興事業補助金の活性化事業の活用が少なかつたため、より商店街と連携を図り、事業の周知を行っていく必要がある。	・商店街振興事業補助金により商店街の活性化事業を支援するとともに、商店街と連携を図り、補助事業の周知を行っていく。	商工振興課	○商店会の会員数	
②空き店舗の活用の促進	○空き店舗のリノベーションや創業希望者への支援を行い、空き店舗の活用を促進	・五日市活性化戦略委員会が開催している「空き店舗空き家まち歩きツアー」において、移住・定住部門とも連携し、Bi@Staを利用している創業希望者を中心に空き店舗を紹介する支援を行った。	・引き続き、五日市活性化戦略委員会や移住・定住部門と連携しながら、「空き店舗空き家まち歩きツアー」を開催し、Bi@Staを利用している創業希望者を中心に空き店舗を紹介していく必要がある。 ・「空き店舗空き家まち歩きツアー」で紹介する空き店舗の情報を増やしていく必要がある。	・五日市活性化戦略委員会や移住・定住部門と連携し、空き店舗の情報を収集しながら、「空き店舗空き家まち歩きツアー」を開催する。 ・Bi@Staを通じて、創業希望者に対して、「空き店舗空き家まち歩きツアー」の周知を行っていく。		商工振興課	○商店会の会員数	

2 各施策の内容

内容			目標とする姿	目標とする姿に対する 令和5年度の取組における進捗状況	目標とする姿に対する 令和5年度の取組における課題	令和6年度の取組	総合計画審議会からの意見	担当課	関連する施策の成果目標	
③特色ある店舗づくりの支援	○商店街のセールや地域イベントとの連携など、地域特性を生かした事業展開や専門家の活用などにより、特色ある店舗づくりの支援	・商店街振興事業補助金により、地域特性を活かしたイベントやセール等を実施する商店街の支援を行った。 ・商店主が講師となって、専門知識などを無料で受講者に提供する「まちゼミ(37講座)」を行い、商店主と消費者との接点を増やし、来客数増加による経済効果と認知度の向上を図った。	・イベントやセール等が単発で終わってしまい、特色ある店舗づくりにつながっていない。支援の手法を検討する必要がある。	・商店街振興事業補助金により、地域特性を活かしたイベントやセール等を実施する商店街を支援していく。また、商店街の会議等を通じて専門家の活用方法を商店街に積極的に発信していく。 ・まちゼミについては、「あきる野市商工業振興プラン」に基づき、40講座を目標とする。	商工振興課	○商店会の会員数				
	④ICT等の活用の促進	○商工業者が、市場の変化を的確に捉え、持続可能な事業を展開できるよう、ICT等の活用を促進	・キャッシュレス決済ポイント還元事業では、市内の469事業者が参加した。 ・参加者アンケート(回答率55.2%)では、キャンペーンをきっかけにキャッシュレス決済を導入した事業者は約4割、次回もまた参加したい事業者は約8割に上った。 ・るのか一加盟店舗:100店	・引き続き、キャッシュレス決済ポイント還元事業を実施し、事業者におけるデジタル活用促進を図っていく。 ・るのか一についても、引き続き加盟店数増に向け、周知に取り組んでいく必要がある。			・キャッシュレス決済ポイント還元事業を実施し、参加店舗数は600店舗を目標とする。 ・「あきる野市商工業振興プラン」に基づき、るのか一加盟店舗数105店舗を目標とし、普及促進を図る。 ・プランに基づき、デジタル化促進セミナーを実施し、参加者数は25人を目標とする。	商工振興課	○商店会の会員数	
第3節 あるきたくなる街あきる野を目指した観光業の振興										
1 総合的な観光まちづくりの推進								・観光プロモーションとして、パンフレット、SNS等を使ってアピールしているが、市民が選んだ観光財産である「あきる野百景」等を見直し、新たなパンフレット作成など、市に来ていただいた人へ「秋川渓谷MAP」の見直しをして、観光サービスの向上対策をされたい。		
①観光プロモーション事業の推進	○観光パンフレット・ポスター、市ホームページ、SNS等のツールを活用した情報発信や観光事業者等と連携した観光キャラバンを実施し、秋川渓谷の更なるブランド化の推進	・市内外の観光施設等に観光パンフレットを配架した。また、JR東日本との連携により、首都圏等のJR東日本主要駅への観光ポスターの掲出、青梅線・五日市線沿線の観光事業者等による観光キャラバンの実施、更には、駅からハイキングなどのイベントを実施することで秋川渓谷のブランド化を推進した。	・市の観光プロモーションイベントやJR東日本との連携による取組などを進める一方で、インターネットやSNS等の更なる活用に取り組み、積極的な情報発信を行う必要がある。	・JR東日本などの観光事業者等と連携した観光プロモーション事業を展開するとともに、観光パンフレット・ポスター、SNS等のツールを活用した情報発信を行い、秋川渓谷の更なるブランド化を推進する。	観光まちづくり推進課	○あきる野市観光情報 Facebookページファン数 ○秋川渓谷LINEアカウント 友達数				
②広域観光連携事業の推進	○近隣自治体と連携した広域的な観光イベント等の実施により、本市の観光情報や魅力の発信を推進	・秋川流域市町村の協働による秋川流域フェア、また、西多摩8市町村の協働による西多摩フェアを実施し、連携する市町村の魅力を一体的に発信するとともに、観光客の誘致を図った。また、高尾山・リニア広域観光拠点地区連絡会(構成市:あきる野市、八王子市、相模原市、大月市、都留市)において、欧米豪からの観光客誘致を目的として、英語ポータルサイトの運用や観光PRイベントを行った。	・各種プロモーションイベントの実施により、一定の成果が得られたと考える。コロナ禍からの脱却が進み、国内外からの需要が増えていることから、観光客の誘致を図るため、積極的な情報発信を行う必要がある。	・本市の観光情報や魅力発信を推進するため、引き続き、近隣自治体と連携した取組を進める。	観光まちづくり推進課	○あきる野市観光情報 Facebookページファン数 ○秋川渓谷LINEアカウント 友達数				
③観光関連組織等との連携強化	○秋川渓谷観光関係機関連絡会等との連携により、戦略的なマーケティングに基づく観光プロモーションを計画・展開し、効果的な誘客を図る	・秋川渓谷観光関係機関連絡会を定期的に開催し、関係機関との間で観光情報の共有を図るとともに、JR東日本が実施する観光キャラバンに参画し、秋川渓谷の魅力発信し観光客の誘致を図った。 ・東京サマーランドが開催する「市民感謝デー」「四季の奏で音楽会」などのイベントに参画し、観光PRを行った。	・各種プロモーションイベントの実施により、一定の成果が得られたと考える。コロナ禍からの脱却が進み、国内外からの需要が増えていることから、JR東日本や東京サマーランド、秋川渓谷観光関係機関連絡会などと連携した取組を効果的に実施する必要がある。	・JR東日本や秋川渓谷観光関係機関連絡会等と連携した観光プロモーションを展開し、秋川渓谷の更なるブランド化を推進する。	観光まちづくり推進課	○あきる野市観光情報 Facebookページファン数 ○秋川渓谷LINEアカウント 友達数				
④国際化対応の推進	○多言語観光案内標識の整備や、外国人観光客の受入体制の整備・充実を図る	・秋川渓谷観光用誘導標識整備計画に基づき、英語を併記した歩行者用誘導標識を2基設置した。 ・また、市内5か所に設置している多言語対応を可能としたデジタルサイネージの運用を行った。 ・市内観光事業者を対象としたキャッシュレス決済機器導入促進事業については、2件の申請があり、申請者に対して同事業補助金を交付した。	・コロナ禍からの脱却が進み、国内外からの需要が増えていることから、特に、外国人観光客の受入体制について更なる整備・充実を図る必要がある。	・外国人観光客の受入体制の整備・充実を図るため、引き続き、観光用誘導標識の多言語化等に取り組んでいく。	観光まちづくり推進課	○あきる野市観光情報 Facebookページファン数 ○秋川渓谷LINEアカウント 友達数				
2 楽しく歩けるまちづくりの推進										
①観光情報基盤の充実	○観光客の利便性・快適性を向上させるため、観光サイン等のインフラ整備や市ホームページ、SNSなどの観光情報発信ツールの拡充の推進	・秋川渓谷観光用誘導標識整備計画に基づき、英語を併記した歩行者用誘導標識を2基設置した。市内13か所に設置している無料公衆無線LANについては、40,207アクセス数であった。 ・Facebook及びLINEを活用し、定期的に観光情報等の発信を行った。	・コロナ禍以前に近い観光客数まで回復したが、秋川渓谷Wi-Fiの利用者数は減少している。一方で、秋川渓谷Wi-Fiの設置から期間が経過し認知度が低下している可能性もあるため、観光客に対して更なる周知・啓発を図っていく必要がある。	・秋川渓谷観光用誘導標識整備計画に基づき、引き続き、観光案内標識の整備を進める。 ・観光客の利便性・快適性を向上させるため、インターネットやSNS等の更なる活用に取り組んでいく。	観光まちづくり推進課	○秋川渓谷Wi-Fi(アクセス数)				
②観光駐車場及び公衆トイレ機能の充実	○観光客が快適に市内を回遊できるよう、観光駐車場や公衆トイレの計画的な整備の推進、地域との協働による維持管理の実施	・市内37か所に設置している観光トイレについて、市民等との協働により適正に維持管理を行った。 ・観光客が多く訪れる春期には、臨時の仮設トイレを設置し、観光客の満足度向上に努めた。	・暖冬の影響により、例年と比較して水道管破裂などの不具合は発生しなかった。一方で、大部分の観光トイレが老朽化が激しく、設備に不具合が生じている状況にあることから、今後大規模改修を検討する必要がある。	・観光客が快適に利用できるよう、引き続き、十里木駐車場や観光トイレについて適正な維持管理を行っている。	観光まちづくり推進課	○秋川渓谷Wi-Fi(アクセス数)				
③市内回遊と交通ネットワークの連携・整備の推進	○公共交通事業者等との連携を強化し、観光拠点へのアクセス向上、市内を回遊させる交通ネットワーク、観光ルートの景観整備及び観光サインの整備の推進	・東京都の補助事業を活用し、観光ルートの老朽化した階段や土留め等の改修、景観整備を行った。	・観光プロモーション事業における公共交通事業者等と連携強化は図れているが、観光拠点へのアクセス向上や交通ネットワークの構築等の議論までは至っていない。	・東京都の補助事業を活用し、引き続き、散策ルートの景観整備等を実施する。 ・公共交通事業者等と連携し、観光客の利便性を向上させるための効果的な方策等について、今後検討していく。	観光まちづくり推進課	○秋川渓谷Wi-Fi(アクセス数)				
3 豊かな観光資源・自然文化の保全と魅力の創出										
①観光拠点の魅力アップ整備の推進	○「秋川渓谷瀬音の湯」及び「秋川渓谷戸倉体験研修センター」にて、観光客が快適に楽しく過ごせるよう、施設の適正な維持管理・整備の推進	・秋川渓谷戸倉体験研修センターについて、屋上防水ほか改修工事を実施した。また、秋川渓谷瀬音の湯周辺散策ルートに設置してある安全柵について、老朽化による腐朽が進行していることから、木柵から擬木に改修する工事を実施した。	・秋川渓谷瀬音の湯及び秋川渓谷戸倉体験研修センターについては、施設や設備等の老朽化が激しく、故障等が生じた都度、修繕や改修工事を実施している状況である。 ・このため、早急に施設修繕等整備計画を策定し、大規模改修を行う必要がある。	・秋川渓谷瀬音の湯の施設等の現状把握や中長期に渡る適正な維持管理を行うことを目的として、中長期保全計画を策定する。 ・周辺散策ルートについて、利用者の安全性・利便性の向上を図るため、散策ルート改修工事設計業務を実施する。 ・引き続き、観光拠点施設の適正な維持管理・整備を行っていく。	観光まちづくり推進課	○年間入込観光客数				

2 各施策の内容

内容				目標とする姿	目標とする姿に対する 令和5年度の実施における進捗状況	目標とする姿に対する 令和5年度の実施における課題	令和6年度の実施	総合計画審議会からの意見	担当課	関連する施策の成果目標
			① 農業振興策の研究・検討	○持続的な農業振興に向け、農地の基盤整備や新たな農業形態としての観光・体験農園など、農業振興策の研究・検討を推進	・「あきる野市農業振興整備計画」を改定するため、策定業務を発注した。	・策定業務に付随する基礎調査に基づき計画変更について東京都との事前協議が課題である。	・基礎調査の結果を受け農業振興策の検討をさらに進めていく。		農林課	○新規就農者数(累計) ○農地の利用集積(利用権の設定:累計) ○耕作放棄地面積

2 各施策の内容

内容		目標とする姿	目標とする姿に対する 令和5年度の取組における進捗状況	目標とする姿に対する 令和5年度の取組における課題	令和6年度の取組	総合計画審議会からの意見	担当課	関連する施策の成果目標
第5節 健全な森林の育成・自然と調和した林業の推進								
1 林業経営基盤の整備						・令和6年度の取組のとおり進められたい。		
①東京都森林組合との連携強化	○森林整備、林業従事者と後継者の確保・育成、作業路網整備、高性能林業機械やスマート林業の導入による効率化・低コスト化などを推進するため、中心的な役割を果たしている東京都森林組合との連携を強化	・意向調査後の三内地内の山林について、東京都森林組合に境界明確化の業務を委託し6件行った。	・意向調査については、東京都の予算の範囲内で行っている。その調査を基に、東京都森林組合と調整しながら調査範囲を拡充していかなければならないので、調査範囲の選択に苦慮している。	・今年度については、継続して意向調査を行っていくのか、これまでの調査を基に集積計画を行うのか不明であるが、行う場合は昨年と同件数程度の調査を行う。	農林課		○林道開設計画(市施工分) ○森林経営管理制度意向調査の実施件数(累計)	
②生産基盤の整備の推進	○施業の効率化による生産性の向上を図るため、国や東京都と連携した路網の整備を計画的に実施するなど、生産基盤の整備を推進	・林道開設については、林道大ナベリ沢線開設工事を44m施工した。引き続き、継続して路網整備を行っていく。	・林道開設については、林道大ナベリ沢線を行っていくが、近年の物価上昇による材料費、労務単価、燃料等の高騰もあり、施工延長の延伸が図れない。	・林道開設については、継続して林道大ナベリ沢線の路網整備を行っていく。	農林課		○林道開設計画(市施工分) ○森林経営管理制度意向調査の実施件数(累計)	
③多摩産材の利用拡大の推進	○林業の再生や木材関連産業の活性化、森林の循環を図るため、公共建築物等における木材の利用やPRなどにより、多摩産材の利用拡大を推進	・多摩産材利用拡大に伴うパンフレットを作成し、都市部自治体47区市町の担当部署に配布した。 ・令和5年度は、多摩産材の出前授業は実施できなかった。	・多摩産材については、都市部ではまだまだ認知度が低い。自治体のみならず企業等への利用促進PRも今後必要である。	・引き続き、パンフレットの配布も行う予定である。 ・多摩産材の出前授業を積極的に行っていく。	農林課		○林道開設計画(市施工分) ○森林経営管理制度意向調査の実施件数(累計)	
④森林環境譲与税の活用	○森林環境譲与税の活用により、間伐等の森林整備に加え、森林整備を促進するための人材育成・担い手の確保や木材利用の促進・普及啓発の取組を実施	・搬出困難地における森林整備事業を行った。人材育成・担い手の確保を目的とした、林業現場見学会を行い、普及啓発活動を行った。	・搬出困難地における森林整備事業については、急峻・狭隘な箇所の整備のため、施業技術の難易度が高く、業務委託費が高くなる傾向にある。 ・林業現場見学会については、参加者が年々減少傾向にある。	・搬出困難地における森林整備事業については、場所を確保し継続して行っていく。 ・林業現場見学会については、すべて休日での開催とし、参加者を確保しつつ継続して行っていく。	農林課		○林道開設計画(市施工分) ○森林経営管理制度意向調査の実施件数(累計)	
2 公益的機能の維持増進								
①公益的機能の発揮を重視した森林施業の推進	○森林が果たしている、水源のかん養、土砂流出の防止、二酸化炭素の吸収、酸素の供給などの公益的機能の維持増進を図るため、間伐等に対する支援を実施 ○森林の循環を進め、林齢構成を平準化するための事業や森林保全のための治山事業等を積極的に東京都に働きかけ、森林施業を推進	・間伐については、公益的機能の維持増進を図るため、55ha実施し森林再生支援を行った。 ・治山事業については、東京都発注により戸倉、養沢地内の治山工事を3件行った。	・間伐については、実施箇所の選定に苦慮している。 ・治山事業については、複数箇所を東京都に要望しているが、他市町村との整合や、優先順位等についての判断は東京都となるため、東京都との調整が必要となってくる。	・間伐については、施業者と協力しながら、継続して面積確保を行っていく。 ・治山事業については、危険な箇所を積極的に整備していただけるよう東京都へ要望していく。	農林課	○森林再生事業の実施面積 ○協働による森づくりの協定件数		
②市民や企業などとの協働による森づくりの推進	○林業の現状や森林の公益性をPRするための情報発信を行い、郷土の恵みの森づくり事業との連携を図り、市民や企業・自治体、ボランティアなどとの協働による森づくりを推進	・現在、港区、新宿区、サントリーホールディングス(株)と森林整備協定を締結しており、適宜森林整備を行っている。	・各協定箇所において、間伐等の整備を適宜行っているが、体験学習等で利用する作業道の整備も併せて行っていく必要がある。	・林業の現状についてを理解する機会として、林業現場見学会を開催する。その中で、座談会を行い、施業者のよりリアルな声を聞ける場を設ける。				
第6節 秋川の資源を活用した水産振興の推進								
1 水産振興の推進						・令和6年度の取組のとおり進められたい。		
①魚道の維持・管理	○「魚が常に遡上、降下できる河川」を実現するため、国、東京都及び関係市町村と連携した魚道の機能回復及び改修等の取組を実施	・アユ等が遡上するための魚道の土砂撤去・流木の撤去・草刈り等の維持管理を行った。	・定期的に適切な維持管理を行うほか、大雨等による緊急時にも十分維持管理に努めていく。	・引き続き、維持管理を行うことで、良好な河川環境を保ち、多くの魚が生息する魅力ある川づくりを推進する。	農林課		○魚道の維持・管理件数	
②江戸前アユのブランド化	○東京湾から遡上する天然アユの遡上促進が図られるよう、アユのブランド化の取組を実施	・江戸前アユを復活させる地域協議会において、鮎の遡上促進に向けた東京都の取組状況などについて、意見交換や国や都への要請について議論を行った。	・魚道の維持管理による河川環境作りや鮎のより多くのPRが必要である。	・引き続き、魚道の維持管理の実施のほか、秋川漁協等の関係機関との調整を実施していく。	農林課		○魚道の維持・管理件数	

2 各施策の内容

内容		目標とする姿	目標とする姿に対する 令和5年度の取組における進捗状況	目標とする姿に対する 令和5年度の取組における課題	令和6年度の取組	総合計画審議会からの意見	担当課	関連する施策の成果目標
第3章 市民生活・環境分野								
第1節 連帯・交流に支えられた豊かな地域社会の形成と多文化共生社会の推進								
1 地域コミュニティの活性化						・令和6年度の取組のとおり進められたい。		
①町内会・自治会への加入の促進	○転入者及び未加入者に対する町内会・自治会への加入の案内や不動産協会、宅地建物取引業協会等の協力による加入の呼びかけなど、町内会・自治会への加入を促進	・転入手続きをした市民に対して、市民課窓口で、町内会・自治会活動の紹介ミニパンフレット「町内会・自治会あれこれ」及び加入促進チラシを配布した。（年間約1,000部）また、分譲地の販売不動産業者や、問合せのあった市民へ町内会・自治会の区域や会長の連絡先を紹介した。しかしながら加入率は、前年度より2ポイント減少した。	・取組が受け身になっている（問合せを待つ状態）こと、若い世代への効果的なPR方法となっていないこと及び退会した市民へのアプローチがないことが課題である。	・町内会・自治会連合会との協議の機会を増やし、「加入したくなる」町内会・自治会となるよう、加入のメリットとなる取組案やPR方法、役員の負担軽減の具体的な内容を検討、提案する。	地域防災課		○町内会・自治会世帯加入率 ○コミュニティ会館・学習等供用施設利用件数	
②町内会・自治会の活性化の支援	○高齢化社会、ライフスタイルの多様化等、時代の変化に即した町内会・自治会運営への改革を支援 ○円滑な活動ができるよう、町内会・自治会の適正規模化の取組を支援	・町内会・自治会連合会の各種会議に参加し、会長の要望、考えを直接聞き、今、必要とされているものを把握した。就労している会長が増え、市とのやりとり（連絡や各種申請手続）をメールで行うことを希望するケースが多く、コミュニティ助成事業を活用し、各団体にパソコン及びプリンターを配布した。 ・適正規模化の取組は具体的になかった。	・役員の高齢化による活動の負担軽減の相談がある。 ・市内には様々な規模の町内会・自治会があり、団体により運営の考え方や、会員の年齢構成、会の成り立ちに経緯があり、一律に規模の大小で整理できるものではないため、個別の対応が必要である。	・令和5年度に引き続き、コミュニティ助成事業を活用し、各団体にパソコン及びプリンターを配布する。また市の補助金の申請団体が増加するように活用の周知を行う。 ・町内会・自治会連合会と協議しながら、町内会・自治会の成り立ちの経緯を考慮しながらも、適正規模化の取組を続ける。	地域防災課		○町内会・自治会世帯加入率 ○コミュニティ会館・学習等供用施設利用件数	
③町内会・自治会活動の支援	○地域力の向上と地域組織の充実を図るため、町内会・自治会が地域の課題を解決するために自主的・自発的に行う取組を支援	・コミュニティ事業交付金申請などの相談にのり協力することや、東京都の補助制度の周知（3回）を行うことにより、町内会・自治会の取組を支援した。また、連合会の会議において、補助金等に関する意見の聴取及び現状を把握し、会館建設費補助金の改正を行った。	・自主的・自発的に取組を行う町内会・自治会に偏りがある。 ・会員の高齢化に伴い、活動の縮小を余儀なくされている。	・役員の負担軽減に向け、補助金申請等にメール等の活用を周知する。また、連合会と共催で新任会長研修会を実施する。 ・コミュニティ事業交付金の積極的な活用を呼びかけ申請書作成支援を行う。	地域防災課		○町内会・自治会世帯加入率 ○コミュニティ会館・学習等供用施設利用件数	
④町内会・自治会間の交流の支援	○地域コミュニティの活性化を図るため、地理的に隣接していない地区同士も含め、町内会・自治会の積極的な交流を支援	・町内会・自治会連合会の会議に参加し、連絡や調整などに協力した。	・町内会・自治会の交流は、主に町内会・自治会連合会の事業を通して行われているため、市ができることは限られている。	・連合会事業の支援を継続する。	地域防災課		○町内会・自治会世帯加入率 ○コミュニティ会館・学習等供用施設利用件数	
⑤各種団体の支援	○防災・安心地域委員会、各地域の活性化委員会、森林サポートレンジャー、地域ぐるみの支え合い推進協議体等が安定して活動できるよう、情報や資材、活動内容を発表する場の提供など、必要な支援を実施	【地域防災課】 ・避難所開設キットを使用した、避難所開設及び運営訓練を防災・安心地域委員会と合同で実施した。 ・また、定期的に防災に関する会議を実施した。 【商工振興課】 ・活性化委員会が主体となり、各事業を実施した。 【秋川】 ・Akiruno Winter Festival 2023 ・秋川駅前ハロウィンイベント（参加者は約1,800人） 【五日市】 ・五日市ファーマーズマーケット（参加者は557人） ・雑フェス（参加者は325人） ・五市マルシェ ・空き店舗空き家まち歩きツアー参加者は27人） ・雑めぐり（スタンプラリーの参加者は334人、筆のしらべの参加者は36人） ・まちづくり通信の発行（偶数月に1,800部発行） ・五日市まちづくり協議会 【養沢】 ・景観整備事業（養沢川沿いの景観整備） ・果樹園整備事業（ブルーベリー園の整備及びブルーベリーの販売） ・ホテル育成事業（カワニナ及びホテルの養殖、ホテル観賞会・マルシェ養沢の実施（参加者は94人） ・空き家対策事業（空き家調査及びパンフレットの作成・配布） 【環境政策課】 ・コロナ禍以降、地域における景観整備事業等においては、外部からの支援を控える傾向があり、森林サポートレンジャーが支援協力する機会がなく、サポートレンジャーとしての活動はできなかった。 【高齢者支援課】 ・地域ぐるみ支え合い推進協議体が目指す目標の再確認を行い、市民向けの講演会について協議したが、開催に至らず活動の場の現状を把握するためのアンケートを実施した。	【地域防災課】 ・市職員及び地域委員会と合同訓練を実施、今後は地域委員が主体となって活動していただく必要がある。 【商工振興課】 ・地域が主体となり、継続して活動できる仕組みを検討する必要がある。 【環境政策課】 ・森林サポートレンジャーの登録者数は多いが、実際に活動に参加する人数が少ない。 【高齢者支援課】 ・コロナ禍により開催頻度が減少し、事業の理解や進捗等の情報共有する機会が減少したことで、委員の協議体に対する考え方の意思統一を図っていく必要がある。	【地域防災課】 ・避難所開設キットを使用した、訓練を各地域で実施してもらい、内容の修正などを行う。 【商工振興課】 ・引き続き、活性化委員会が実施する各事業の支援を行いながら、地域が主体となり、継続して活動できる仕組み化を検討していく。 【環境政策課】 ・森林サポートレンジャーや市民が参加できるような機会を設けるとともに、活動に必要な資機材の調達、情報提供に務める。 【高齢者支援課】 ・コロナ禍以前のように複数回協議体を開催し、各団体の活動状況等について情報共有を行っていく。また、市民に対して活動の周知、啓発の場の検討を行う。	地域防災課・商工振興課・環境政策課・高齢者支援課		○町内会・自治会世帯加入率 ○コミュニティ会館・学習等供用施設利用件数	
⑥地域コミュニティ団体の支援	○市内の各地域で組織されている地域コミュニティ団体が安定して活動できるよう、コミュニティ会館、学習等供用施設等を活動の場として提供	・地域コミュニティ団体が安全に会館を利用できるよう、各種点検での指摘事項を中心に会館の管理、修繕（17件）を計画的に進めた。	・会館の老朽化による修繕の増加により、利用者の要望に追いつかないことがある。また、会館の空き状況を管理人に電話で確認する必要がある、電話がつかないといった苦情がある。	・点検での指摘事項を優先しながら、要望（ニーズ）に対しても可能な限り対応するようすすめていく。また、予約のデジタル化を検討する。	地域防災課	○町内会・自治会世帯加入率 ○コミュニティ会館・学習等供用施設利用件数		

第2次あきる野市総合計画 令和5年度進捗管理シート

2 各施策の内容

内容		目標とする姿	目標とする姿に対する 令和5年度の取組における進捗状況	目標とする姿に対する 令和5年度の取組における課題	令和6年度の取組	総合計画審議会からの意見	担当課	関連する施策の成果目標
	2 多文化共生社会の推進							
	①外国人にやさしいまちづくりの推進	○人種や国籍にかかわらず、それぞれの文化の違い等を相互に理解し、尊重し合えるよう、意識啓発等の取組を実施 ○ホームページ・各種パンフレット等における外国語での表記、まちの標識における英語等の表記やピクトグラムの追加、外国人相談窓口の継続など、外国人にやさしいまちづくりを推進	・令和4年度に引き続き、市ホームページにおいて、国や東京都、市の取組をまとめたページの更新を行い、外国人の生活に必要な情報の周知を行った。 ・庁内窓口における外国人相談対応の充実のため、外国人相談窓口に継続して設置し、令和5年度においては、9件の多言語翻訳機の利用があった。 ・多言語翻訳機の利用に関する庁内向けの周知と市民向けの周知について検討した。 ・市内在住の外国人の生活状況把握のため、国際化推進団体2団体にヒアリングを実施した。	・国際化の推進の満足度について、目標値に達していない。 ・多言語翻訳機について、設置以降、毎年度利用件数が減少している。必要としている市民に利用してもらえるよう、周知が必要である。 ・市内在住の外国人の生活状況などの実態を踏まえ、外国人に対する支援等について、情報提供などを行う必要がある。	・必要に応じて、市ホームページを更新する。 ・令和5年度の検討結果を生かし、多言語翻訳機の利用について、庁内向けの周知と市民向けの周知を改めて行う。 ・新たな取組として、市内在住の外国人に対し、生活する上での困りごとなどについてヒアリングを行い、知り得た得た情報から、当事者に対し効果的な周知・啓発の在り方を検討・取りまとめを行い、周知・啓発に生かす。		企画政策課	○国際化の推進の満足度 (市民アンケート調査「満足」「まあ満足」計)
	②国際化推進体制の充実と関係団体への支援	○国際交流等を推進するため、市民や国際化推進団体などとの連携・協力を進め、関係団体の運営等を支援	【企画政策課】 ・国際化推進団体と連携した情報提供に取り組むため、新たに国際化推進団体2団体にヒアリングを実施し、市内在住の外国人の生活状況を把握した。 ・令和5年度に予定していた国際化推進団体と連携した情報提供については、国際化推進団体が不特定の外国人と接する機会がないことから、実施に至らなかった。 【生涯学習推進課】 ・令和5年度に関係団体と4回打合せを行い、教育交流事業(派遣・受入)において協力内容を協議し、協力を得た。また、あきる野市国際化推進青年の会へ補助金を交付した。	【企画政策課】 ・国際化の推進の満足度について、目標値に達していない。 ・市内在住の外国人の生活状況などを実態を踏まえ、外国人に対する支援等について、情報提供などを行う必要がある。 【生涯学習推進課】 ・派遣・受入事業の実施に当たり、関係団体との連携・協力体制の維持が課題と言える。	【企画政策課】 ・新たな取組として、市内在住の外国人に対し、生活する上での困りごとなどについてヒアリングを行い、知り得た得た情報から、当事者に対し効果的な周知・啓発の在り方を検討・取りまとめを行い、周知・啓発に生かす。 【生涯学習推進課】 ・令和6年度も引き続き、派遣・受入事業の実施に向け、関係団体との連絡調整を進めながら協力を得られるよう進める。また、あきる野市国際化推進青年の会へ補助金を交付する。		企画政策課・生涯学習推進課	○国際化の推進の満足度 (市民アンケート調査「満足」「まあ満足」計)
	③国際交流活動の推進	○国際的視野をもつ人材の育成を図ることを目的とし、市立中学校に在籍する生徒の海外派遣やマールボロウ市生徒の受入れなど、米国をはじめとする国々との交流を推進	・令和5年度は教育交流事業(派遣・受入)を実施し、派遣事業では市内中学生8人を派遣し、受入事業ではマールボロウ市ウィットコムスクール生徒8人を市内中学生の家庭で受入れた。	・事業実施に当たり、派遣団員及び受入家庭の継続した確保が課題と言える。	・令和6年度も引き続き、派遣・受入事業を実施する。		生涯学習推進課	○国際化の推進の満足度 (市民アンケート調査「満足」「まあ満足」計)
第2節 安全な暮らしを守る地域づくりの推進								
	1 防災・消防対策の推進					・障害を抱えている人は、一般の人達と一緒にの避難は難しいものがある。この点の居場所については、かなり重要に考えられたい。		
	①防災施設・設備等の充実	○地震などによる大規模災害に備え、避難施設の確保と避難所開設時の生活環境の整備を推進 ○地震発生時の火災を原因とした被害の低減を図るため、延焼防止に効果のある公園緑地などのオープンスペースを確保するとともに、幹線道路の整備等を促進 ○消防水利の不足地域や土地区画整理事業等の施行区域では、防火水槽等の消防水利の整備・充実を図る	・令和5年度については、地域防災計画の修正を行った。 ・避難所の生活環境の整備について、資機材の整備を進めた。 ・防火水槽については、設置6基、撤去4基と、2基増加した。 ・その他の目標について、情報収集などを行った。	・消防水利において、防火水槽が減少傾向にあるため、更なる増設に向けた検討が必要である。	・令和6年度については、簡易組み立てトイレの購入及びWi-Fi設置工事を行い、避難所の生活環境を整備する。 ・防火水槽については、引き続き、土地所有者から撤去の申し出があった際に、残す方法について協議するとともに、宅地開発等が行われる際には業者に対し設置の指導を行う。 ・これまでと同様に目標とする姿に近づくように情報収集などの活動を継続する。		地域防災課	○地域防災リーダー数 ○消防団員数 ○家庭内備蓄の実施率
	②人材の育成や地域防災力の強化	○災害に強いまちづくりと地域力の強化を図るため、防災・安心地域委員会や町内会・自治会などの自主防災組織による地域ぐるみの活動を支援 ○地域防災力を強化するため、自助と共助の意識を醸成し、防災・安心地域委員会と共に地域防災の中核を担う「地域防災リーダー」を育成 ○市や国、東京都の防災に関する取組や地域の防災に関する情報などを市民や事業者へ周知し、防災意識の向上を図る ○市民の自助意識を醸成し、市民が個々に必要なものを備える家庭内備蓄の推奨に努める	・防災・安心地域委員会と合同で避難所開設キットを使用した訓練及び市総合防災訓練を実施した。 ・コロナ禍で実施を見送っていた、防災コンクールの実施をはじめ地域防災リーダー育成事業を実施した。 ・市広報により、家庭内備蓄の推奨について周知した。また、産業祭等の行事においても地域委員会と合同で家庭内備蓄の推奨について周知した。	・町内会・自治会に加入していない市民に対する周知方法の再検討が今後の課題となる。	・令和6年度については、総合防災訓練、防災コンクール及び地域防災リーダー育成事業等の課題等の整理を行い、これまでどおりの取組を継続する。		地域防災課	○地域防災リーダー数 ○消防団員数 ○家庭内備蓄の実施率
	③消防力の充実	○消防活動を円滑に実施するため、消防団員の確保に努めるとともに、特定の活動のみに参加する機能別消防団員を確保し、組織の強化を図る ○設備等の充実を図る	・消防団幹部での協議及び消防委員会を4回実施し、令和7年度より、機能別団員の役割等拡充及び消防団員資格要件の変更を行うことを決定した。 ・消防団員による地域や郵便局と連携した団員勧誘及び産業祭などで広報活動を行った。 ・市事務局では、市広報、ホームページ、懸垂幕を使用した周知活動を行った。 ・女性団員の勧誘活動を実施し、あきる野市消防団として初の女性団員が2人入団した。また、1年間で団員が18人増加した。	・定年退職者に対して加入者が少なく、今後も減少傾向が続くものと考えられる。	・令和7年度から機能別団員の役割等拡充及び消防団員資格要件の変更を実施するにあたり、準備を進めていくとともに、引き続き消防団幹部及び消防委員会において、処遇改善及び団員確保策について、施設や資機材の整備を含め検討を進めていく。 ・従来の広報活動に加え、SNSを活用した広報活動を実施していく。		地域防災課	○地域防災リーダー数 ○消防団員数 ○家庭内備蓄の実施率

2 各施策の内容

第2次あきる野市総合計画 令和5年度進捗管理シート							
内容		目標とする姿	目標とする姿に対する 令和5年度の実践における進捗状況	目標とする姿に対する 令和5年度の実践における課題	令和6年度の実践	総合計画審議会からの意見	担当課 関連する施策の成果目標
④避難行動要支援者の支援体制づくりの推進		○避難行動要支援者の把握に努めるとともに、各所管部署が中心となって消防や警察、町内会・自治会、防災・安心地域委員会などと情報を共有し、発災時における避難行動要支援者の支援方法と支援体制づくりを推進	【地域防災課】 ・令和5年度については、避難行動要支援者名簿の更新及び福祉避難所となる施設と協議を行った。また、市役所内部の関連部署と体制づくりに関して情報共有を行った。 【福祉総務課】 ・未実施 【障がい者支援課】 ・市総合防災訓練に参加し、情報共有を図った。 【高齢者支援課】 ・市関係部署及び関係施設等と災害時対応等の情報共有を図った。	【地域防災課】 ・内部での調整が進まない状況となっている。 【福祉総務課】 ・各所管部署と全体的な方針について話し合う機会を設けることができていない。 【障がい者支援課】 ・協定の締結に向け、内容を精査する。 【高齢者支援課】 ・支援体制等の具体的な内容について検討できていない。	【地域防災課】 ・関連部署と協議を行い、福祉避難所となる施設を選定するとともに、要支援者の避難確保計画策定を促進する。 【福祉総務課】 ・各所管部署と打合せを行う。 【障がい者支援課】 ・協定の締結に向け、取り組む。 【高齢者支援課】 ・市関係部署と支援体制等について確認を行っている。		地域防災課・福祉総務課・障がい者支援課・高齢者支援課 ○地域防災リーダー数 ○消防団員数 ○家庭内備蓄の実施率
	⑤住宅の耐震化の推進	○地震発生時の住宅崩壊による被害の低減を図るため、木造住宅の耐震診断・耐震改修に係る経費の助成制度の利用を促進し、住宅の耐震化を推進	・旧耐震基準の住宅所有者に対して、ダイレクトメールの送付や耐震診断・耐震改修へ繋げるための建築士による無料の耐震相談を希望者に対して実施した。アドバイザー派遣は27件、耐震診断は12件、耐震改修は7件実施した。	・普及啓発活動のダイレクトメール送付の効果が少しずつ現れており、過去の診断・改修実績からは件数が増えている。より多くの住宅所有者の耐震診断・耐震改修に繋げるため、ダイレクトメール送付等の時期やその他の普及啓発活動について検討していく必要がある。	・耐震診断・耐震改修のさらなる促進を図るため、普及啓発活動（ダイレクトメールの送付や市ホームページ等での情報発信）を継続して行っていく。		住宅政策課 ○地域防災リーダー数 ○消防団員数 ○家庭内備蓄の実施率
	⑥国土強靱化の推進	○大規模自然災害などが起こっても、地域社会経済が機能不全に陥らず、迅速な復旧復興ができるよう、国土強靱化地域計画に基づき、国土強靱化の取組を推進し、防災・減災につなげる	【企画政策課】 ・継続的な取組として、令和4年3月に策定した「あきる野市国土強靱化地域計画」について、市役所情報公開コーナーに設置するとともに広報及びホームページ上に掲載し、国土強靱化の取組の周知を図った。 【地域防災課】 ・東京都などから送られてくる関連メールの内容を確認するとともに、市役所内部の関係部署と情報共有を行った。 【都市計画課】 ・大規模盛土造成地の第2次スクリーニング調査を東京都が実施するにあたり、東京都と協議を実施した。	【企画政策課】 ・社会経済情勢の変化や新たな脅威の発生などがあつた場合には計画の見直しを行うこととしているが、見直しが必要となる事態は生じなかった。今後、見直しを行った際には、再度、周知を図る。 【地域防災課】 ・具体的な取組の実施及び計画の情報共有が難しい。 【都市計画課】 ・特になし	【企画政策課】 ・計画の見直しが必要となる災害等が発生した場合は、見直しを行う。また、必要に応じて市民への周知活動を行う。 【地域防災課】 ・各取組を継続するとともに、引き続き東京都と協議を行っていき、計画の見直しが発生した場合は、あわせて対応する。 【住宅政策課】 ・引き続き、東京都と協議を実施する		【令和5年度】 企画政策課・地域防災課・都市計画課 【令和6年度】 企画政策課・地域防災課・住宅政策課 ○地域防災リーダー数 ○消防団員数 ○家庭内備蓄の実施率
	⑦防災・減災に対する外部連携の強化	○災害発生時に備え、民間企業などとの協定等により、物資供給や設備の保全・復旧体制を強化するとともに、近隣自治体や医療機関との連携による災害時医療体制の充実を図る ○大規模災害時において必要な支援を効果的に受けられるよう、支援計画を策定し、継続して検証と見直しを行うことで、支援体制の向上を図る ○近隣自治体をはじめ他地区で発生した甚大な被害に対する支援や避難者の受入れなどの応援体制の在り方を検討	・災害時の医療体制の充実を図るため、内部の関係部署と災害医療に関する会議を実施した。また、西多摩保健医療圏地域災害医療連携会議における、あきる野ブロック会議を2回開催し、医療救護所の設置・運営及び災害薬事センターについて協議した。 ・支援計画を作成した。 ・災害発生時に備え、民間企業との協定を1件締結した。	・医療分野において、備蓄品を充実させること、遺体の身元判明に関しては、歯科医師会との調整が必要となるなどの課題がある。	・これまでの事業を継続するとともに、支援計画の検証見直しを進める。		地域防災課 ○地域防災リーダー数 ○消防団員数 ○家庭内備蓄の実施率
2 防犯対策の推進							
①防犯意識の普及・啓発及び向上		○市広報紙等を活用し、防犯活動のPRの充実を図り、防犯意識の普及・啓発及び向上を図る	・広報、メール及びチラシ（全戸配布数：33,632世帯）で特殊詐欺対策を周知した。また、防犯意識の向上を図るため、わんわんパトロール事業の周知を狂犬病集団接種会場で呼びかけた。	・様々なイベント会場において、出展ブースが確保できなかったため、PR活動が思うようにならなかった。	・広報・メールによる周知をはじめ、夏まつり、産業祭などのイベント会場で防犯意識の普及啓発を図る。青色回転装着車両による周知回数を増やすことで、防犯意識を高めるとともに、犯罪発生抑止を図る。		地域防災課 ○犯罪率（人口千人当たりの刑法犯認知件数）
②防犯体制の充実		○町内会・自治会や警察等関係機関の協力を得て、防犯体制の充実を図る	・市内で起きている特殊詐欺・不審者情報について、警察署から詳細を得て、防犯協会及び町内会・自治会長へ情報提供を行った。また、庁内の協力を得て、青色回転装着車両を1台追加することができた。	・休日に事件が発生したとき、町内会・自治会長や防犯協会への情報提供ができていない。	・休日に青色回転装着車両による、防犯対策の周知を図るため、関係機関に協力依頼をしていく。		地域防災課 ○犯罪率（人口千人当たりの刑法犯認知件数）
3 交通安全の推進							
①交通安全運動等の推進		○交通事故防止に向け、交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守や正しい交通マナーが実践できるよう、交通安全運動等を推進	・交通安全講習会において、交通ルールの遵守や正しい交通マナーなどを警察等関係機関の協力を得て、交通安全意識の高揚に努めた。また、引き続き、中学生（2校）に対してスタントマンによる交通安全教室を開催するとともに、就学前の保護者に対して、交通事故等に関するチラシを配付するなど、交通安全に対する意識向上を図った。	・交通安全運動期間中、交通安全協会の活動内容などが、人員不足のため地域によって異なっている。	・交通事故防止対策として、交通ルール等の周知を図るため、青色回転装着車両により呼びかけを行う。		地域防災課 ○人身事故件数（市内発生分）
②駅周辺の自転車駐輪場の適正管理等		○駅周辺の良好な交通環境を維持するため、駅周辺の自転車利用状況を把握するとともに、自転車駐輪場の適正管理等に努める	・駐輪場内の放置自転車所有者へ通知を2回発送した。また、駐輪場周辺で迷惑駐車をする人に対して、駐輪場内に看板を設置するとともに、貼紙での注意喚起を行った。	・駅周辺の駐輪場では、無施錠で駐車をした自転車の盗難が多発している。	・管理している駐輪場に防犯カメラを設置するとともに、自転車無施錠の利用者に対して、関係機関と協力しながら対策を行う。		地域防災課 ○人身事故件数（市内発生分）
4 平和なまちづくりの推進							
①非核平和都市宣言の発信		○市民、事業者、市議会などとの共通認識の下、市自らが、戦争の悲劇を繰り返さず、核兵器の廃絶と世界の平和を訴え続ける必要があることから、市の姿勢を明確にするため、非核平和都市宣言を決定し、発信	・令和4年度に実施した市民アンケート調査の結果や発信済の自治体の宣言文を参考に、本市の宣言文を検討し、議会の議決を得て、平和都市宣言を制定した。	・目標達成に伴い、令和5年度の実践における課題はない。	—		企画政策課 ○非核平和都市宣言の発信

2 各施策の内容

内容			目標とする姿	目標とする姿に対する 令和5年度の取組における進捗状況	目標とする姿に対する 令和5年度の取組における課題	令和6年度の取組	総合計画審議会からの意見	担当課	関連する施策の成果目標	
		②平和を学ぶ取組の推進	○幅広い年代において、平和の尊さを改めて学ぶため、平和に関する展示など、市民等の平和に関する意識啓発を行うとともに、市民を広島に派遣するなど、平和を学ぶ取組を推進	【企画政策課】 ・東京都多摩地域で平和首長会議国内加盟都市に加盟している26市で構成する平和首長会議東京都多摩地域平和ネットワーク(令和5年発足)に参画し、平和宣言を発信するとともに、26市が連携した平和の取組について検討した。 【総務課】 ・「平和パネル展」を行い平和意識の向上を図る。 ・8月15日正午に黙祷を実施した。	【企画政策課】 ・市民等への平和に関する意識啓発ため、26市の連携した取組に参画する必要がある。 【総務課】 ・平和に対する意識を向上する事業を今後どのように新たに展開していくかが課題である。	【企画政策課】 ・平和首長会議東京都多摩地域平和ネットワークに参画し、26市が連携した平和の取組を実施する。 【総務課】 ・戦中、戦後の日本の状況や戦争の不条理さを知ること、平和の尊さに思いを馳せる機会を提供することで市民の平和意識の向上を図ることを目的に、平和パネル展を実施する。(8月実施予定) ・8月15日正午に黙祷を実施する。		企画政策課・総務課	○非核平和都市宣言の発信	
		5 公害防止の推進と生活環境の保全								
		①公害に関する知識の普及と啓発の推進	○公害防止に対する意識の向上を図るため、市広報紙等により、公害に関する知識の普及と啓発を推進	・定例的な野外焼却や農業についての啓発を市広報で行った。 ・大気汚染防止法の改正で令和5年10月から資格者による事前調査が義務化されたことから、商工会に依頼し建築関係業者に制度改正に関するチラシを配布した。また、広報に記事を掲載し、啓発活動を行った。さらに、自治会町内会に依頼し、石綿の事前調査について周知する回覧を行った。	・大気汚染防止法の改正から3年が経過し、施工業者には制度についての理解が浸透してきたが、石綿事前調査報告システムへの未登録や現場への備え付け書類等の不備がまだ多い。現場で指導を行うに当たり、石綿含有建材や施工方法について専門的な知識を必要とすることからさらなる人材育成が必要である。	・公害に対する意識向上のため市広報及びHPIにて継続的に啓発を行う。 ・大気汚染防止法に定める石綿の飛散防止について発注者・事業者の責任について市広報及びHPIにて周知し啓発を行う。		生活環境課	○環境基準の達成率(大気、水質等)	
		②公害の未然防止・早期対応の推進	○パトロールや環境測定(大気、水質、騒音、振動、悪臭、土壌等)などを実施し、公害の未然防止や早期対応を推進	・例年通りの環境測定に加え令和4年度に環境基準を超過した水沢川について追加の水質調査を行った。令和5年度については環境基準の超過は無かった。 ・大気汚染防止法の石綿飛散に係る作業基準について現場立入り指導等を行った。	・水沢川のBODの数値は環境基準以下であり、問題はなかったが、令和4年度の環境基準を超過した原因究明に至らない。 ・大気汚染防止法の立入検査について、現場を複数回訪問し、指導を行うため、時間と労力が必要である。	・令和6年度においても水沢川で追加の水質調査を行う。水質異状が確認されれば東京都に協力要請し原因の究明を行う。		生活環境課	○環境基準の達成率(大気、水質等)	
第3節 清潔で快適な循環型社会システムの構築										
		1 ごみの減量化と適正処理の推進					・令和6年度の取組のとおり進められたい。			
		①ごみの適正処理(分別・収集運搬・処分)体制の構築	○一般廃棄物処理基本計画に基づき、分別・収集運搬・処分までを円滑に行えるよう、ごみの分別・減量に対する市民意識の向上を図る ○資源とごみの出し方カレンダーの充実や「ごみ分別アプリ」の活用により、ごみの分別徹底を図り、ごみの適正処理と減量化・資源化につなげる ○収集運搬については、より一層の環境負荷の低減を図るため、効率的な収集ルートを選定や環境に配慮した収集車の導入を推奨	・ごみの分別や減量に関する情報を市民にわかりやすく提供するため、あきる野ごみ会議と協働でごみ情報誌「へらすぞう」を発行し、ごみの分別・減量に対する市民意識の向上を図った。 ・ごみの適正処理と減量化・資源化につなげる取組として、分別や減量に関する記事等を見直し「令和6、7年度版資源とごみの出し方カレンダー」を作成した。「ごみ分別アプリ」でも分別方法やごみ減量事業の周知を通年で行った。また、発火の恐れのある充電池を取り外せない製品を有害ごみに分別変更した。	・収集運搬については、安全で確実な収集運搬に努めているが、効率的な収集ルートを選定や環境に配慮した収集車の導入に関する検討を十分に行えなかったことから、今後の状況を見ながら進めていく必要がある。 ・充電池を取り外せない製品は発火の恐れがあるため、分別の徹底について一層の周知が必要である。	・環境配慮車の導入に向けた調査研究を行う。 ・適正処理に向けた処理方法変更等への迅速な対応を行う。 ・充電池を取り外せない製品は発火の恐れがあるため、分別徹底に向けた取組を行う。	生活環境課	○市民1人1日当たりのごみ排出量		
		②ごみ減量化の推進	○環境教育の一環として、市民や事業者に対し、プラスチックごみによる海洋汚染等を周知し、レジ袋等の削減の取組を実施 ○生ごみの水切りの徹底など、ごみ発生抑制の取組を促し、ごみの減量化を推進	・一斉清掃での海ごみゼロウィーク用ごみ袋の配布やごみ情報誌「へらすぞう」に海ごみに関する記事を掲載するなど、レジ袋等プラスチックごみ削減の啓発を行った。 ・生ごみの水切りについては、令和4年度から可燃袋へ記載し、ごみ問題啓発ポスターコンクールではテーマの一つにし、入賞作品を商店等へ掲出するなど、ごみの減量化の啓発を行った。	・ごみ減量化の推進に関する市民意識の向上には、継続的な周知や啓発活動が必要である。 ・事業所ごみの減量化への一層の取組が必要である。	・ごみ減量の周知・啓発として、一斉清掃やごみ問題啓発用ポスターコンクール等を継続して実施する。 ・ごみ情報誌「へらすぞう」や「ごみ分別アプリ」等により、ごみ減量に関する情報提供を継続して行う。	生活環境課	○市民1人1日当たりのごみ排出量		
		③食品ロス削減の推進	○食品ロスの削減に向けて、講座の開催、ごみ情報誌「へらすぞう」への記事掲載、フードドライブの実施、食べきり協力店登録制度などを活用し、市民や事業者への周知・啓発の取組を実施	・市民や事業者から余剰品を受けるフードドライブを3回実施し生活支援団体へ提供した。食品ロスをテーマにした講演会の開催や食品ロスに関する授業を市立小学校7校で実施するなど、市民等への周知・啓発の取組を実施した。また、食べきり協力店事業も継続して実施した。	・食べきり協力店の店舗数が増えていないことから、今後の状況を見ながら進めていく必要がある。	・フードドライブを継続的に実施する。 ・食べきり協力店事業の取組内容の検討する。	生活環境課	○市民1人1日当たりのごみ排出量		
		④環境美化活動の推進	○美しい自然を守り、きれいなまちをつくるため、パトロールによる不法投棄の抑制や市内一斉清掃などにより、環境美化活動を推進	・不法投棄パトロールや河川清掃委託を通年で実施するとともに、不法投棄防止の相談や防止看板の配布も行い、不法投棄の抑制に努めた。また、ボランティア袋の配布や一斉清掃の実施により、環境美化活動を推進した。	・管理意識の低い土地所有者への不法投棄対策の周知が必要である。 ・環境美化活動を推進するため、清掃活動団体の育成を検討する必要がある。	・不法投棄対策の周知を充実させる。 ・清掃活動団体の育成に向けた調査研究を行う。	生活環境課	○市民1人1日当たりのごみ排出量		
		2 リサイクルの推進								
		①リサイクルシステムの充実	○市民、事業所及び行政の協力の下、また、民間事業者との連携の下、リサイクル可能なものが資源として収集され、活用されるリサイクルシステムの充実を図る	・粗大ごみの再利用を促進するため、インターネットによる譲渡の取組を推進するとともに、家電・パソコンリサイクルやグリーン購入などの周知をHPなどで積極的に行った。また、令和5年度からインクカートリッジリサイクルの拠点回収を開始し、リサイクルシステムの充実を図った。	・インターネットによる譲渡の取組を活用できない市民もいるため、他の取組の検討が必要である。 ・製造者責任の観点から、製造者によるリサイクルシステムを活用する検討が必要となる。	・粗大ごみのリユースに繋がる新たな取組の調査研究を行う。 ・製造者によるリサイクルシステムの新たな導入を検討する。	生活環境課	○総資源化率		
		②資源回収の推進	○資源化の啓発・指導や資源集団回収の取組などにより、市民の分別・リサイクル意識の高揚を図り、資源回収を推進	・市民の分別・リサイクル意識の高揚を図り、資源回収を推進するため、資源集団回収事業を実施し、令和5年度は99団体が登録し、1,604,287kgの資源が回収された。	・団体の登録数及び回収量が減少傾向にあるため、引き続き、地域団体等への事業内容の周知等が必要である。	・町内会・自治会などの団体への事業内容の周知や事業内容の検討を行う。	生活環境課	○総資源化率		
		③ごみの堆肥化の促進	○OEM菌処理容器の貸与やダンボール式コンポスト容器の配付などの取組により、生ごみの自家処理やリサイクルなど、生ごみの堆肥化を促進	・令和5年度はEM菌処理容器を135個貸与した。また、生ごみ堆肥化講習会を7回開催105人が参加し、ダンボール式コンポスト容器の配布を行った。	・生ごみの堆肥化を実践したくても処理物を活用できる十分な土地がない市民もいるため、活用先の検討や新たな生ごみ処理方法の検討が必要である。	・処理物の活用先の検討や新たな生ごみ処理方法を検討する。	生活環境課	○総資源化率		

第2次あきる野市総合計画 令和5年度進捗管理シート

2 各施策の内容

内容		目標とする姿	目標とする姿に対する 令和5年度の実組における進捗状況	目標とする姿に対する 令和5年度の実組における課題	令和6年度の実組	総合計画審議会からの意見	担当課	関連する施策の成果目標
	3 地球温暖化対策の推進							
		①国や東京都と連携した地球温暖化*対策の推進	○ゼロカーボンシティに向け、国や東京都と連携して温室効果ガスの削減に努めるとともに、各種施策の情報発信や、森づくりを通じた二酸化炭素吸収源の拡大を図るなど、市民や事業者と連携した地球温暖化対策を推進	・オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」が公表する最新のデータでは、あきる野市の二酸化炭素排出量は、263t-CO2であり、家庭などからの排出である民生部門と自動車などからの排出である運輸部門からの割合が多くなっている。 ・市ホームページや広報において、国及び都が実施している補助制度の情報発信を行った。 ・建築物再生可能エネルギー利用促進計画策定に向け、東京都建築物の脱炭素化に係る検討協議会へ参加した。	・市の特性に応じた地球温暖化対策の検討が必要である。 ・市民・事業者が活用できる補助制度等の情報周知が不十分である。 ・2050年ゼロカーボンシティの目標を達成するための具体的なロードマップがない中で、温室効果ガス排出量削減のための大きな施策が打ち出せていない。	・国及び都の補助金を利用した地球温暖化対策の検討を行う。 ・あきる野環境フェスティバルにクール・ネット東京（東京都地球温暖化防止活動推進センター）のブースを出展し、東京都の補助制度の紹介を行う。 ・市広報等にて市民が活用できる補助制度等を紹介することで、市民の地球温暖化対策の実組を推進する。 ・令和6年度・7年度で実施する地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を包含する環境基本計画改定作業については、東京都からも委員として参加をしてもらい、都の実組の方向性を踏まえた検討を行う。	環境政策課	○市内の二酸化炭素排出量 ○市役所の二酸化炭素排出量
		②市役所で使用する車両への次世代自動車等の導入の検討・推進	○地球温暖化など環境への負荷を軽減するため、本市の自然や道路環境等を踏まえて、市役所で使用する車両への次世代自動車等の導入を推進	【企画政策課】 ・あきる野市次世代自動車導入方針に基づき、令和5年度は補助金等を活用し、電気自動車を3台購入した。 【環境政策課】 ・令和4年度の市役所の二酸化炭素排出量は、6,493.2t-CO2となり、令和5年度中に次世代自動車4台を導入、合計18台となった。 【総務課】 ・電気自動車を3台導入した。	【企画政策課】 ・市場の動向に左右されるため、市場の動向や補助金等の情報収集を引き続き行うことが必要である。 【環境政策課】 ・次世代自動車導入に向けた庁内連携及び補助金の確保が必要である。 【総務課】 ・電気自動車の充電設備について、現用の許容範囲が限界になっているため、今後は電気自動車導入に当たってはインフラ整備が必要となることが課題である。	【企画政策課】 ・補助金等を活用し、1台の電気自動車を購入予定である。 【環境政策課】 ・庁用車の新規導入、買替時においては、可能な限り、次世代自動車を導入する。 【総務課】 ・現状、電気自動車の増車は1台予定があるが、今後は、インフラ整備等について検討していく必要がある。	企画政策課・環境政策課・総務課	○市内の二酸化炭素排出量 ○市役所の二酸化炭素排出量
	第4節 水と緑に恵まれた生活環境づくりの推進							
	1 生物多様性保全の推進							
		①自然環境の保全の推進	○地域の特性に応じた環境の保全や郷土の恵みの森づくりを推進し、生物多様性の維持・向上を図る	・生物多様性地域連携保全活動については、昔道・尾根道補修等事業の8事業、景観整備維持管理事業の14事業に交付金を交付した。また、ホタルの里づくり推進事業については、4団体に補助金を交付したほか、1団体に保全活動を委託した。 菅生地区においては、関係団体との合意書に基づき、森林の再生に取り組んだ。	・各団体においては、高齢化により事業の継続が困難な状況であり、後継者が不足している。	・生物多様性地域連携保全活動への交付金及びホタルの里づくり推進事業への交付金や委託を継続する。また、菅生地区における里山づくりについては、関係団体や地域の方との意見交換を行い、森林再生に取り組む。	環境政策課	○「生物多様性」という言葉の認知度 ○郷土の恵みの森づくり事業（昔道・尾根道整備、景観整備）の参加団体数
		②希少動植物保護の推進	○希少種や保全すべき種の生息・生育状況等を把握し、モニタリングを継続することで保護を推進	・森林レンジャーあきる野や自然環境調査部会により、市内における希少種の分布調査や生息調査を継続して行った。	・外来種による希少種への影響が懸念される。 ・自然環境調査部会の担い手不足（特に植物担当の不足）が課題となっている。 ・保全活動を行っている方の高齢化により、活動の継続が困難になってきているケースがある。	・引き続き、希少種の生息状況等の調査、モニタリングを継続する。 ・自然環境調査（特に植物調査）に加わることが可能な人材探しの方法を検討する。 ・保全活動の実施体制のあり方を検討する。	環境政策課	○「生物多様性」という言葉の認知度 ○郷土の恵みの森づくり事業（昔道・尾根道整備、景観整備）の参加団体数
		③外来種対策の推進	○国や東京都、近隣市町村との連携の下、生物多様性や農業に影響を及ぼす外来種への対策を推進	・国の補助金を活用し外来種対策を実施した。 ・令和5年6月1日から新たに条件付特定外来生物に指定されたアメリカザリガニ、アカミミガメについて、生息状況の情報収集や捕獲等の対策を開始した。	・クビアカツヤカミキリについては被害が拡大している。 ・アライグマ・ハクビシンについては捕獲数が依然と減少傾向に転じていない状況も見受けられ、大きな効果は感じられない。	・捕獲事業を継続実施する。 ・特定外来生物については、国又は都の補助金を活用し実施する。 ・条件付特定外来生物（アメリカザリガニ、アカミミガメ）について、生息状況の情報を収集し、対策の検討を行う。	環境政策課	○「生物多様性」という言葉の認知度 ○郷土の恵みの森づくり事業（昔道・尾根道整備、景観整備）の参加団体数
		2 水環境の充実						
		①河川及び湧水池の水質保全	○親しみある水辺環境を形成するため、秋川・平井川における河川の浄化や河川環境の保全を図るなど、清流保全条例に基づく取組を推進 ○河川及び湧水池の水質保全を効果的に行うため、関係自治体と連携して河川環境の保全の実組を実施	・清流保全協力員による水質の検査や河川状況の確認を行い河川環境の保全を推進している。 ・清流保全協力員主催の市民参加型ごみ拾いイベントを行った。 ・水路等から河川に流入する排水について、HP及び広報による啓発を行った。 ・河川については多摩川関連河川の水質調査を19自治体と同時に行い、河川の保全に取り組んでいる。 ・湧水については水枯れで測定できなくなっている場所もあり、今後注視していく。	・清流保全協力員の活動について市民へ周知することにより河川環境の保全について意識を持って貰うことが必要。 ・水路等から河川に流入する水質事故が発生している。	・環境フェスティバルにおいて清流保全協力員が主催した市民参加型ごみ拾いイベントの周知及び生活排水による水質事故の啓発をブース展示を行い、活動周知や啓発を行う。 ・広報に「水路は川につながっています。」の記事を掲載し、啓発活動を行う。	生活環境課	○環境基準の達成率（大気、水質等）（再掲）
		②雨水対策の推進	○道路等の透水性舗装や浸透ますの設置により、地下水のかん養と河川の水量を確保するとともに、災害の防止を図るため、雨水対策を推進し、地下水脈の保全を図る	【生活環境課】 ・清流保全条例に定められた雨水の地下浸透について地下水のかん養と河川の水量を確保するための周知を行う。 【都市計画課・管理課】 ・宅地開発指導要綱に基づき、宅地及び新設道路等の雨水浸透処理施設の設置をさせる指導を実施した。 【建設課】 ・道路側溝等が設置されておらず、水溜まりが発生する箇所について、必要に応じて浸透ますを設置した。	【生活環境課】 ・河川の水量の減少や湧水の場所の水枯れなどの現象が発生しており今後も注意が必要。 【都市計画課・管理課】 ・特になし。 【建設課】 ・予算範囲内で対応しているため、全ての案件に対応できていない。	【生活環境課】 ・湧水枯れた場所や湧水が減少している場所の確認を行う。 【住宅政策課】 ・引き続き、指導を実施する。 【建設課】 ・引き続き、必要に応じて浸透ますを設置し、雨水対策を推進し、地下水脈の保全を図る。	【令和5年度】 生活環境課・都市計画課・管理課・建設課 【令和6年度】 生活環境課・住宅政策課・建設課	○環境基準の達成率（大気、水質等）（再掲）

2 各施策の内容

内容				目標とする姿	目標とする姿に対する 令和5年度の実組における進捗状況	目標とする姿に対する 令和5年度の実組における課題	令和6年度の実組	総合計画審議会からの意見	担当課	関連する施策の成果目標
		3 緑環境の充実								
		①保全緑地や公開緑地の指定の推進	○生物多様性の保全や二酸化炭素の吸収、崖線の保全などの機能を有する貴重な緑を確保するため、ふるさとの緑地保全条例に基づき、良好な緑地(樹林地・樹木・屋敷林・生け垣)や公開緑地の指定を推進		・ふるさとの緑地保全条例に基づく良好な緑地や公開緑地の指定の推進を行った。	・異常気象による倒木の危惧や管理費の増大により、緑地(樹木)の指定解除が見受けられる。 ・市民の生物多様性保全や緑確保に対する理解や関心が低く、良好な緑地等は苦情対象となりがちである。	・良好な緑地や公開緑地の指定を推進する。		環境政策課	○保存緑地・公開緑地の面積
		②公共施設及び民間施設の緑化の推進	○市街地における貴重な緑である公共施設の緑地について、生物多様性保全や地球温暖化対策などのため、適切な維持管理を推進 ○減少しつつある民有地の貴重な緑を保全するとともに、一定規模以上の施設の設置や土地の改変に対し、ふるさとの緑地保全条例の緑化基準による緑化を推進。特に、景観上及び防災上の観点から接道部の緑化を促進		・施設所管課において緑地の確保、維持管理を進めている。 ・ふるさとの緑地保全条例の緑化基準に基づき、一定規模以上の開発等の際に緑化の確保を指導した。 ・公共施設(公園・街路樹等)の樹木については管理費や近隣住民からの苦情などの理由から強剪定や伐採されがちである。 ・ふるさとの緑地保全条例に基づく緑化のあり方について、改善を求める指摘があった。	・公共施設(公園・街路樹等)の樹木については管理費や近隣住民からの苦情などの理由から強剪定や伐採されがちである。 ・ふるさとの緑地保全条例に基づく緑化のあり方について、改善を求める指摘あり。	・指導を徹底する。 ・ふるさとの緑地保全条例の内容及び運用方法について検討する。		環境政策課	○保存緑地・公開緑地の面積

2 各施策の内容

内容		目標とする姿	目標とする姿に対する 令和5年度の取組における進捗状況	目標とする姿に対する 令和5年度の取組における課題	令和6年度の取組	総合計画審議会からの意見	担当課	関連する施策の成果目標
第4章 保健福祉分野								
第1節 市民が生涯を通じて健康で安心して暮らせる保健・医療等の充実								
1 健康づくりの充実						・令和6年度の取組のとおり進められたい。		
①各種健康診査・検診等の充実	○生活習慣病の予防やがんの早期発見、保護者と子の健康維持・増進などを図るため、各種健康診査・検診の充実や適切な指導・支援による健康教育を推進 ○乳幼児の虫歯や歯周疾患などの予防措置の拡大を図るため、定期的な歯科検診やかかりつけ歯科医をもつことの促進などにより、歯科保健の充実を図る	・特定健診受診率46.9％ ・後期高齢者健診52.2％ ・特定健康診査、がん検診等を実施した。特定健康診査実施後、保健指導の該当者には、個別に案内を行った。保健指導未利用者に対しては、さらに個別の健康相談を案内した。 ・がん教育については、依頼のあった小・中学校12校で講話を実施した。	・特定健康診査受診率が目標に達していない。 ・特定保健指導の参加率が低い。	・特定健康診査未受診の方に、案内を送付し、健診等についても周知していく。 ・がん教育については、依頼のあった小・中学校13校で講話を実施する予定である。	健康課		○65歳健康寿命(要支援1) ○地域イキイキ元気づくり事業一般登録者数 ○特定健康診査受診率	
②地域における健康づくりの推進	○健康づくり推進協議会による地域の実情に応じた健康づくり対策を推進するとともに、健康づくり市民推進委員やめざせ健康あきる野21推進会議が行う健康づくり活動を支援し、地域における健康づくりを促進	・健康づくり推進協議会を2回実施し、健康づくり事業の進捗を確認した。 ・健康づくり市民推進員及びめざせ健康あきる野21に対し、研修や助言を行い、各地域での健康づくり活動及び健康のつどい実施の支援をした。	・新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う数年間の活動制限による活動ノウハウの引継ぎ不足、委員やメンバー数の減少及び新型コロナウイルスの感染防止対策の継続などにより、積極的な活動ができなかった。	・現状に見合った活動方法を検討し、地域活動ができるように支援していく。 ・各団体が進める活動について、情報交換や検討の場を提供し、地域における健康づくり活動を推進していく。	健康課		○65歳健康寿命(要支援1) ○地域イキイキ元気づくり事業一般登録者数 ○特定健康診査受診率	
③ボランティアの育成	○保健事業に必要なボランティアを確保し、講習会等の開催により知識等の一層の向上を図るなど、ボランティアを育成	・市主催イベント等での周知やチラシ配布、市ホームページの活用によりボランティア募集を行った。 ・ボランティア募集を目的とした担い手講座を開催した。	・必要なボランティアの人数を確保できていない。	・実施した活動のふり返りを行い、新たなボランティアの募集方法や育成、活動について検討していく。	健康課		○65歳健康寿命(要支援1) ○地域イキイキ元気づくり事業一般登録者数 ○特定健康診査受診率	
④食育の推進	○食を通じて心と身体を育むために、関係機関と連携しながら食育を推進	・あきる野市食と栄養の連携会議(※)を、10月、3月に2回開催し、各課の食に関する業務や情報を共有し、共通で取り組むことのできるテーマを検討した。 ※食育推進にかかる農林課、子ども家庭支援センター、保育課、学校給食課、健康課で構成される。	・各課事業での食育推進が中心で、連携事業ができなかった。	・共通で取り組むテーマ「野菜」を各課事業にいかす。 ・各課が連携して活動できる事業の内容や周知、啓発について検討していく。	健康課		○65歳健康寿命(要支援1) ○地域イキイキ元気づくり事業一般登録者数 ○特定健康診査受診率	
⑤心の健康づくりの推進	○精神的なストレスを蓄積しやすくなっている環境の中、育児や人間関係などの心の悩みに応えるため、関係機関との情報交換を図りながら相談体制を整備するなど、心の健康づくりを推進	・あきる野市自殺対策推進協議会及び庁内連絡会において、関係機関との情報交換、自殺対策推進の協議を行った。 ・各種イベント(あきる野夏まつり、健康のつどい、二十歳を祝う会など)でゲートキーパーと相談窓口のチラシを配布し、周知啓発を図った。 ・9月、3月の自殺対策強化月間に合わせて、市広報紙及びメール配信サービスで周知啓発を行った。 ・こころの健康相談については、健康課保健師が適宜対応した。 ・ゲートキーパー研修会を東京司法書士会に依頼し、実施した。	・ゲートキーパー研修を受講できる機会を増やす必要がある。	・次期「自殺対策推進計画」(令和7年度～)の策定を関係機関との連携を図りながら進める。 ・引き続き、自殺対策の周知啓発を実施していく。	健康課		○65歳健康寿命(要支援1) ○地域イキイキ元気づくり事業一般登録者数 ○特定健康診査受診率	
2 予防体制の充実								
①予防接種の促進・充実	○感染症の発生予防、発病予防及びまん延防止のため、乳幼児、児童・生徒に対し予防接種を実施するとともに、接種率向上に向けた積極的な勧奨などにより、予防接種の充実を図る	・定期接種の対象者である乳幼児、児童・生徒に対して予防接種を実施した。未接種者に対しては、個別通知の送付による接種勧奨を行った。 ・転入者や予防票紛失者に対する予防票の再発行について、市民の利便性向上のため、電子申請による受付を開始した。	・予防票再発行の電子申請については、市民の認知度が低いと思われるため、周知を続ける必要がある。	・感染症の発生予防、発病予防及びまん延防止のため、引き続き定期予防接種を実施していく。また、未接種者に対する接種勧奨を積極的に行う。 ・小児インフルエンザ予防接種費用の助成を開始する。	健康課	○麻疹風しん第1期予防接種率 ○麻疹風しん第2期予防接種率		
②感染症対策の充実	○感染症の予防とそのまん延防止のため、結核検診や教育活動、広報活動などにより、市民に正しい知識を提供し、知識を得てもらえるようにするとともに、新型インフルエンザ等の感染症に関する危機管理体制を充実	・新型コロナウイルス感染症における感染症法上の位置付けが2類相当から5類に移行したため、新しい体制を市ホームページ等で周知した。	・発熱した市民から発熱外来を実施している医療機関に関する問合せが5類移行後も続いている。このような問合せがあった場合には丁寧に説明している。	・感染症の発生動向について、状況に応じて市民に周知できるよう、引き続き情報収集を行う。	健康課	○麻疹風しん第1期予防接種率、麻疹風しん第2期予防接種率		
③薬物乱用防止対策の推進	○関係機関と協議しながら啓発活動等を実施するなど、薬物乱用防止対策を推進	・東京都薬物乱用防止推進秋川地区協議会あきる野支部と共に、市内のイベントにて、薬物乱用防止対策の啓発活動を実施し、薬物乱用に関する周知を行うことができた。	・一部の市内イベントでは、コロナ禍以前と配布物に関するルールが変わっており、これまでと同様に配布することができなかった。	・啓発方法について、現在も配布物以外のポスター、標語の募集等を行っているが、配布物を配る方法についても、より啓発ができるような方法等を検討して実施していく。	健康課	○麻疹風しん第1期予防接種率、麻疹風しん第2期予防接種率		
3 保健・医療提供体制の充実								
①医療と福祉の連携及び強化	○市民の総合的な健康保持を図るため、保健・医療・福祉の連携を強化 ○医療機関、医師会、歯科医師会及び薬剤師会との連携強化により、医療体制の充実を図る ○日の出町及び檜原村と連携・協議し、公立阿伎留医療センターの医療サービスを充実させるため、必要な支援を実施	・保健事業の実施や災害時の医療体制を充実させるため、地区医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携を図っている。また、地域医療の核となる公立阿伎留医療センターの運営に当たっては、日の出町及び檜原村と連携・協議し、経費の一部を負担している。	・西多摩地域における健(検)診やワクチン接種の協力体制及び環境整備について、医師会との検討が必要である。	・公立阿伎留医療センターが実施する小児初期救急平日夜間診療事業について、日の出町及び檜原村と連携し補助金を交付する。 ・公立阿伎留医療センターの看護師、助産師又は准看護師の確保及び充実を目的に、阿伎留病院企業団看護師等奨学金に加え、あきる野市阿伎留病院企業団看護師等奨学生支援金を交付する。 ・新型コロナウイルス接種について、西多摩圏域内で相互乗入接種ができるよう、市医師会及び西多摩医師会と調整する。	健康課	○地域医療体制に対する満足度(市民アンケート調査「満足」「まあ満足」計)		

2 各施策の内容

内容		目標とする姿	目標とする姿に対する 令和5年度の実組における進捗状況	目標とする姿に対する 令和5年度の実組における課題	令和6年度の実組	総合計画審議会からの意見	担当課	関連する施策の成果目標
第2節 安心して子どもを産み育てられる環境の整備								
1 子どもたちが健やかに育つ環境の整備						・令和6年度の実組のとおり進められたい。		
① 幼児教育・保育の充実	○幼稚園教諭や保育士等が研修を受講しやすい環境を整え、職員の専門性の向上を図ることなどにより、更に質の高い幼児教育・保育を提供する体制を充実	・職員の質向上のための支援として、あきる野市保育士等キャリアアップ補助金を9施設に対して33,883,000円の補助を行った。 ・虐待防止や児童の発達、また運動や歌についての研修を受けるなど、環境や状況に適した幼児教育の向上を目的とする研修事業に対し、幼稚園協会に300,000円の補助を行った。 実施: 4回 参加者: 延べ300人	・適切に補助交付を実施し、研修報告の評価を行っており、大きな課題はない。	・引き続き、補助交付を行い研修を受講しやすい環境を整えつつ、研修の内容や研修報告について評価を行い、職員の専門性の向上を図り、更に質の高い幼児教育・保育を提供する体制を充実していく。		保育課	○保育園等待機児童数 ○学童クラブ待機児童数 ○放課後子ども教室開設校数	
② 成長段階に応じた健全育成	○乳幼児の年齢等に応じた健康診査等の実施、幼児教育・保育から義務教育への円滑な移行を図るための関係機関の連携、学童クラブなどによる放課後の活動支援等を実施することにより、子どもたちの成長段階に応じた健全育成を図る	【子ども家庭支援センター】 ・3～4か月児健康診査 受診者390人(受診率96.9%)、年28回実施 ・1歳6か月児健康診査 受診者448人(受診率102.3%)、年24回実施 ・3歳児健康診査 受診者482人(受診率98.2%)、年26回実施 ・新型コロナウイルス感染症予防のために、1回の健康診査における受診者数を制限し、実施回数を増加して実施した。 【子ども政策課】 ・市内学童クラブは、11か所17クラブでの運営を行った。 ・令和5年度末の入会者数は890人、待機児童数は54人となった。(令和6年3月31日時点) ・待機児童については、児童館の特例利用により、居場所の確保・提供に努めた。 【保育課】 ・学校への引き継ぎが円滑となるように、保育要録や就学支援シートの作成を行い、情報提供を行った。 【指導室】 ・保・幼・小連絡協議会及び特別支援教育コーディネーター連絡会を通じて、就学前施設との情報を共有し、長期的な支援体制の充実を図った。 【生涯学習推進課】 ・年度途中に放課後子ども教室を1校新規開設し、計9校で実施した。(延べ228回、延べ17,182人参加、延べ1,495人登録)	【子ども家庭支援センター】 ・受診日当日の体調不良や家庭の事情などの理由で、適切な時期に乳幼児健康診査がを受診できないことがあった。 【子ども政策課】 ・若竹学童クラブ・増戸学童クラブにおいて、待機児童が常態化しており、従事者及び場所の確保等が課題となっている。 【保育課】 ・適切な情報提供などにより、大きな課題はない。 【指導室】 ・年間を通して、保・幼・小の管理職及び教員同士が情報の共有や円滑な接続に向けた連携体制を構築することが課題である。 【生涯学習推進課】 ・放課後子ども教室の未設置校への開設及び開催日数の拡大を含めた運営体制の整備が課題である。	【こども家庭センター】 ・引き続き、新型コロナウイルス感染症の予防対策を実施しつつ、適切な時期に受診ができるよう周知強化していく。 ・コロナ禍前の体制に近づけるようため、3～4か月児健康診査においては、1回の受診者数を増加し、離乳食・歯科予防・フックスタートに関する説明について、集団の話を再開する。 【こども政策課】 ・児童館機能付き学童クラブとして実施場所を拡充し、業務委託することで待機児童は解消する予定である。 【保育課】 ・引き続き、保育要録や就学支援シートを活用し、学校との連携することで、義務教育への円滑な移行を図っていく。 【指導室】 ・保・幼・小の連携をさらに強化するため、各園長及び各小学校長による連絡会に加えて、教員同士の実務者会議を開催し、円滑な接続のための効果的な連携を推進する。 【生涯学習推進課】 ・令和6年度中の1校新規開設に向けた取組を行う。			【令和5年度】 子ども家庭支援センター・子ども政策課・保育課・指導室・生涯学習推進課 【令和6年度】 こども家庭センター・こども政策課・保育課・指導室・生涯学習推進課	○保育園等待機児童数 ○学童クラブ待機児童数 ○放課後子ども教室開設校数
③ 特に支援を必要とする子どもへの支援の充実	○特に支援を必要とする子どもたちへの支援の充実を図るため、障がい児やその家族に対する各種手当・助成金の支給、障がい児療育体制の充実、特別支援教育の推進、子どもやその保護者の生活実態に応じた支援、外国につながる子どもへの多言語による情報提供などの取組を実施	【子ども政策課】 ・地域の子どもの保護者が気軽に立ち寄り、栄養バランスの取れた食事及び相互の交流を行う場を提供する団体に補助金を交付した(補助対象団体6団体)。 ・子どもに対する学習支援、生活支援の形成及び居場所の提供、日常生活等の悩みや進路相談などを業務委託により実施した。(集合型事業106人、訪問型事業8人)。 【障がい者支援課】 ・障害者通所支援申請のあった児童への支援を行った。 【指導室】 ・就学支援シート及び学校生活支援シートを活用した効果的な引継ぎが行われるよう、就学前施設との連携を図った。 ・都立特別支援学校のセンター的機能を活用し、市内特別支援学校等の機能強化を図った。 【保育課】 ・巡回相談件数: 延べ308人 ・特別支援教育事業 認定児童: 延べ276人 ・私立幼稚園等に在園する特別な支援を要する児童1人につき、月額15,000円の補助を行った。 ・障害児等保育事業 認定児童: 延べ592人 ・令和5年4月から運営費の障がい児加算を障がい児1人当たり月額174,420円支弁し、保育所における適切な加配保育士の配置を支援した。 【子ども家庭支援センター】 ・発達健康診査 乳児(実人員0人、延べ人員0人)、幼児(実人員32人、延べ人員32人) ・経過観察健康診査 乳児(実人員7人、延べ人員9人)、幼児(実人員32人、延べ人員48人) ・グループ指導 こあら(開催回数12回、実人員13人)、ぱんだ(開催回数12回、実人員6人)、支援ファイル配布件数0件	【子ども政策課】 ・子どもの学習・生活支援事業の委託事業者の変更により、事業実施の調整に時間を要し、事業開始が遅れてしまった。また、参加人数が集中した会場があり、待機者が出てしまった。 【障がい者支援課】 ・子どもやその保護者のニーズに応じた支援の充実を図る。 【指導室】 ・園側が各シートを作成し、引継ぎを行うことはできたが、小学校側が年度当初の確認はするものの、十分に活用しているとは言えないことが課題である。 ・センター的機能を活用し、児童・生徒の支援について、特別支援学級の担当者等が専門的な立場から指導・助言を受ける機会をより多く設定する必要がある。 【保育課】 ・適切な情報提供などにより、大きな課題はない。 【子ども家庭支援センター】 ・乳幼児健康診査後のフォローのために実施している発達健康診査や経過観察健康診査の受入に限りがあるため、適切な時期の受診ができないことがあった。	【こども政策課】 ・子ども食堂を実施する団体に対し、引き続き、補助を行う。 ・子どもの学習・生活支援事業の委託事業者との早期調整を行う。また、実施会場を1か所増やし、定員を140人とする。 【障がい者支援課】 ・関係部署と連携を図り実施する。 【指導室】 ・保・幼・小の実務者会議等において、配慮を要する児童への指導について情報交換するとともに、園が作成した各シートを定期的に小学校が見直し、指導に生かすよう周知徹底する。 【保育課】 ・引き続き、特別支援児童に係る施設補助交付を行う。また、巡回指導についても、各園職員と情報共有し、児童一人一人の理解を深め、指導及び支援の充実を図っていく。 【こども家庭センター】 ・引き続き、発達健康診査や経過観察健康診査、グループ指導などの実施をしていく。また、各健康診査は受入人数に限りがあるため、近隣医療機関や関係機関と連携し、フォロー体制を強化していく。			こども政策課・障がい者支援課・指導室・保育課・こども家庭センター	○保育園等待機児童数 ○学童クラブ待機児童数 ○放課後子ども教室開設校数

2 各施策の内容

内容		目標とする姿	目標とする姿に対する 令和5年度の取組における進捗状況	目標とする姿に対する 令和5年度の取組における課題	令和6年度の取組	総合計画審議会からの意見	担当課	関連する施策の成果目標
	2 保護者が子どもと共に成長できる環境の整備							
	①母子とその家族の健康の保持・増進	○母子とその家族の健康保持・増進を図るため、妊婦健康診査や乳児家庭全戸訪問事業、産後ケア事業などを実施	・妊婦健康診査 受診券配布人数:368人、受診回数:5,541回 ・乳児家庭全戸訪問 訪問件数:394件、訪問率:99.5% ・産後ケア事業 利用実数:計60件(宿泊型15件、通所型29件、訪問型16件) 利用延べ件数:計85件(宿泊型20件、通所型46件、訪問19件)	・妊娠期に把握した状況が出産後に変わるがあり、支援体制の確保を早急に行う必要があった。 ・産後ケア事業に関する国要綱が改正され、利用要件が緩和されたことにより、利用数が急増した。産後ケア事業を利用しやすくなった一方で、業務委託先の確保が課題となった。	・乳児家庭全戸訪問事業と伴走型相談支援との連携、産後ケア事業の拡充を図るとともに、市内や近隣の産科医療機関等の連携を強化していく。		こども家庭センター	○合計特殊出生率 ○子育てひろば年間利用者数 ○ファミリー・サポート・センター提供会員、両方会員数
	②子ども・子育てに関する相談窓口の充実	○18歳以下の子どもや子育てに負担や不安、孤立を感じている保護者が気軽に相談できるよう、子ども家庭支援センターや子育て世代包括支援センターなどの相談窓口を充実	【子ども家庭支援センター】 ・相談受付件数については646件で、令和4年度(618件)に比べて約4.5%増加した。 ・利用者支援事業(基本型) 相談受付件数については302件で、令和4年度(229件)に比べて31.8%増加した。 ・利用者支援事業(母子保健型) 利用者支援事業の母子保健型と基本型が連携し、妊娠期から出産、子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行った。 ・面接・電話相談件数 1,657件(令和4年度 1,861件) ・育児相談件数 36回 313件(令和4年度 36回 360件) 【障がい者支援課】 ・子ども家庭支援センターや子育て世代包括支援センターと情報を共有した。	【子ども家庭支援センター】 ・子ども家庭支援センターの存在を幅広い年齢層に周知する。特に子どもが自ら相談できる体制の構築が課題である。 [利用者支援事業(基本型)] ・相談受付件数は増加しているが、利用者が地域の子育て支援行事等に積極的に参加できるよう周知活動を行い、地域の課題も聞きながら情報提供することが必要である。 [利用者支援事業(母子保健型)] ・妊娠や出産、育児に不安や問題を抱えている妊婦及び保護者が必要な時に気軽に相談ができることを目的に、センター内や関係機関との連携体制の構築が課題である。 ・新型コロナ等ウィルス感染症対策のために、育児相談などの事業は予約制としており、予約を取らない気軽な利用が難しいことがある。 【障がい者支援課】 ・保護者が相談できる窓口の充実を図る。	【こども家庭センター】 ・引き続き、気軽に安心して相談できるよう関係機関と連携し、周知していく。 [利用者支援事業(基本型)] ・引き続き、子育て支援総合窓口として、利用者支援専門員による利用者の個々のニーズに見合った情報提供や社会資源等の紹介、相談等、利用者支援に取り組んで行き、相談窓口の充実を図る。 [利用者支援事業(こども家庭センター型(母子保健機能))] ・引き続き、妊娠前から相談できる相談窓口の周知を図り、必要な時に相談ができる体制を整えていくとともに、こども家庭センター機能を整え、センター内や関係機関との連携体制を構築していく。 【障がい者支援課】 ・相談支援を実施する。		こども家庭センター・障がい者支援課	○合計特殊出生率 ○子育てひろば年間利用者数 ○ファミリー・サポート・センター提供会員、両方会員数
	③子育てに対する意識啓発と情報提供	○子どもを産み育てることの喜びや意義を理解してもらうための意識啓発を図るとともに、安心して子どもを産み育てることができるように、子育て支援ガイドブックや子ども・子育て専用のサイト・アプリ等により子育て支援情報を提供	【子ども政策課】 ・子育て支援ガイドブックは、2年に1度作成しており、今年度は、更新一覧を発行した。 ・子育て応援サイト・アプリにより、妊娠・出産・子育て支援などの情報を発信した(サイトアクセス数112,050件、アプリ登録者数1,649人)。また、情報発信や検索性向上のため、サイト・アプリのリニューアルを検討した。 【子ども家庭支援センター】 ・子育て応援サイト・アプリ「るのキッズ」を通じて、子育て支援に関する各種事業の情報発信をした。 ・毎月2回、メール配信サービスで子育て応援情報の登録者に、子育て応援メールを配信した。 ・メール配信数 令和5年度3月配信3,382件(令和4年度3月配信3,267件) 【生涯学習推進課】 ・子どもの健やかな成長と親自身の成長を目指し、子どもの発達段階に応じたテーマを取り上げた家庭教育学級と親子の絆を深め、子育てへの自己肯定感を育むための親子参加型の家庭教育講座を実施した。	【子ども政策課】 ・子育て支援ガイドブックをPCやスマートフォンで手軽に見ることができない。 ・子育てサイトのアクセス数やアプリの登録者数が停滞しており、子育て情報の迅速な発信や検索性の向上が必要である。 【子ども家庭支援センター】 ・意識啓発を図るための情報発信については、メール配信サービスや「るのキッズ通信」等をリアルタイムで更新し、情報提供することが必要である。 ・更なる子育てに対する意識啓発を図るために、メール配信の内容や子育てガイドブックの掲載内容を検討する必要がある。 【生涯学習推進課】 ・学習講座の家庭教育学級については、市民の学習欲求はあるものの、参加者数の伸び悩みがある。子育てに不安や悩みを持つ多くの市民が参加しやすいように、内容や周知の方法を検討する必要がある。	【こども政策課】 ・子育て支援ガイドブックの電子化を行う。 ・子育てサイトやアプリのリニューアルを行い、市民や関係機関に周知する。また、子育て関係機関に対し、サイトを利用した子育て情報の発信について協力依頼する。 【こども家庭センター】 ・子育てに対する意識啓発を主とした情報提供と子育て支援に関する各種事業を、子育て応援サイト・アプリ「るのキッズ」等で引き続き情報発信していく。 ・子育てに対する意識啓発を主としたメール配信となるよう配信内容の見直しをしていく。 【生涯学習推進課】 ・より多くの市民が参加できるように、講座内容や周知方法を工夫し、家庭教育学級及び家庭教育講座を実施する。		【令和5年度】 子ども政策課・子ども家庭支援センター・生涯学習推進課 【令和6年度】 こども政策課・こども家庭センター・生涯学習推進課	○合計特殊出生率 ○子育てひろば年間利用者数 ○ファミリー・サポート・センター提供会員、両方会員数
	④子育てしやすい支援体制の充実	○安心して子どもを産み育てることができるよう、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、時間外保育事業、病児・病後児保育事業などを実施	【保育課】 ・乳幼児一時預かり事業 利用延べ人数:181人 【子ども家庭支援センター】 ・地域子育て支援拠点事業である子育てひろば(市内5か所)利用者数は10,574人(大人)で、令和4年度の9,469人(大人)に比べて11.6%増加した。 ・一時預かり事業の利用者は1,414人で、令和4年度(1,649人)に比べて14.2%減少した。 ・病児・病後児保育事業の利用者は733人で、令和4年度(288人)に比べて254.5%増加した。 【子ども政策課】 ・中学生以下の児童を養育している方に、児童手当を支給した。 ・未就学児を養育している方に、乳幼児医療費助成を実施した。 ・小・中学生を養育している方に、義務教育就学児医療費助成を実施した。 ・高校生等を養育している方に、高校生等医療費助成を実施した。 ・市民課との窓口連携により、出生や転入時に児童手当等の申請漏れ等がないよう対応した。 ・医療費助成については、所得制限の撤廃や国の制度となるよう要望を行った。	【保育課】 ・事業実施にあたり、大きな課題はない。 【子ども家庭支援センター】 ・「子育てひろば事業」については、民間保育園2園においても実施しているが、地域の親子の認知度が低いため、周知方法の検討が必要である。 ・「一時預かり事業」については、利用者が昨年度より減少したことから、さらに利用しやすくするために、手続き等の見直しが必要である。 ・「病児・病後児保育事業」については、新型コロナウイルス感染症が5類へ移行したこともあり、利用者が急激に増加した。 【子ども政策課】 ・各種手当及び医療費助成は、概ね計画通りに実施しており、大きな課題はない。	【保育課】 ・引き続き、乳幼児一時預かり事業を実施していく。 【こども家庭センター】 ・「子育てひろば事業」については、ひろば全体の連絡会を開催し、情報交換等を行い、行事等のバージョンアップとPRをして、事業の充実を図る。 ・「一時預かり事業」については、昨年度実施できなかった非課税世帯や生活保護受給世帯に対する利用者負担の軽減措置が受けられるように手続きを進め、事業体制の充実を図る。 ・「病児・病後児保育事業」については、感冒症状におけるコロナの検査実施を見直して、季節性疾病の流行期における保育の利用体制の充実を図る。 【こども政策課】 ・引き続き、各種手当及び医療費助成を実施していく。		保育課・こども家庭センター・こども政策課	○合計特殊出生率 ○子育てひろば年間利用者数 ○ファミリー・サポート・センター提供会員、両方会員数

2 各施策の内容

内容				目標とする姿	目標とする姿に対する 令和5年度の取組における進捗状況	目標とする姿に対する 令和5年度の取組における課題	令和6年度の取組	総合計画審議会からの意見	担当課	関連する施策の成果目標
				⑤ひとり親家庭等への支援の充実	○ひとり親家庭等への支援を充実させるため、各種手当・医療費助成を行うとともに、母子家庭等自立支援教育訓練給付事業などを実施	【生活福祉課(母子・父子担当)】 ・ひとり親世帯の将来的な、生活環境及び経済力の向上を目指すため、本事業を実施した。対象世帯へ事業周知を行った。 ・母子家庭等自立支援給付金対象者 11人 ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金対象者 3人 【子ども政策課】 ・父母の離婚等により、18歳に達する日の属する年度の末日以前の児童を養育している母子家庭や父子家庭等に、児童育成手当、児童扶養手当を支給した。(所得制限あり) ・ひとり親家庭等医療費助成を実施した。(所得制限あり)	【生活福祉課(母子・父子担当)】 ・事業実施にあたり、大きな課題はない。 【子ども政策課】 ・児童育成手当、児童扶養手当及びひとり親家庭等医療費助成制度は、定期的に計画どおり実施しており、大きな課題はない。	【生活福祉課(母子・父子担当)】 ・引き続き、本事業の周知を行う。 【こども政策課】 ・引き続き、ひとり親家庭等への支援を実施していく。	生活福祉課・こども政策課	○合計特殊出生率 ○子育てひろば年間利用者数 ○ファミリー・サポート・センター提供会員、両方会員数
				3 社会全体が子育て家庭を支える環境の整備						
				①子どもの安全・安心の確保	○社会全体で、子どもたちの安全・安心を確保するため、保育所、幼稚園、学校などの安全対策を進めるとともに、職員や学校関係者、学校安全ボランティア等による防犯活動等を推進	【保育課】 ・子どもの安全・安心を確保するため、各園に不審者情報を提供するとともに、信号機設置についても検討した。 ・幼稚園バス等における園児の置き去り事故防止については、令和5年4月から安全装置の設置が義務化とされたため、園バスを所有する全施設において、設置を完了させた。 ・保育所等における送迎バス等安全対策支援事業として、25施設に56,467,000円の補助を行った。 【教育総務課】 ・職員や学校関係者による通学路安全点検を実施した。 ・道路管理部署、交通規制担当部署、教育委員会、所轄の警察署において、市内道路の合同点検を実施し、安全対策が必要と考えられる箇所の確認などを行った。 【子ども政策課】 ・子どもを不審者や暴力、虐待、薬物等から守るため、子どもの危機管理会議の開催及び子どもの危機管理方針等の見直しを行い、危機管理体制の充実に努めた。	【保育課】 ・各園への不審者情報の提供及び信号機設置の検討について、大きな課題はない。 【教育総務課】 ・教育委員会で対応できない対策などについては、関係部署と連携しながら安全対策を進める必要がある。 【子ども政策課】 ・関係機関からの情報収集及び情報共有を図ることはできているが、未然防止等につなげる取組が課題となっている。	【保育課】 ・引き続き、情報の提供等を実施していく。 【教育総務課】 ・引き続き、関係者で市内道路の安全対策が必要と考えられる箇所を点検し、安全対策を進めていく。 【こども政策課】 ・関係機関との連携を強化し、情報収集及び情報共有を図り、子どもの危機に係る対策を協議していく。	保育課・教育総務課・こども政策課	○地域子ども育成リーダー数
				②子育てを支援する生活環境等の整備	○子育て家庭が安心して外出できるよう、赤ちゃん・ふらっと事業などの充実を図り、安全に安心して子育てを行える生活環境等の整備を推進	【子ども家庭支援センター】 ・授乳やおむつ替えのスペースについては、市の公共施設内に7か所、民間施設内に3か所、都の施設内に1か所設置している。 【都市計画課】 ・市営住宅において年2回の入居募集を行い、入居支援を行った。 【管理課】 ・子どもが安心して元気に遊ぶことができるよう、公園に設置している遊具等について、75件の修繕を行った。 【建設課】 ・建設課として、目標とする事業は行っていない。安全対策として、学校等から要望があった防犯灯やカーブミラー等の設置の可否を検討し、必要なものについては工事を行った。 【教育総務課】 ・職員や学校関係者による通学路安全点検を実施した。 ・道路管理部署、交通規制担当部署、教育委員会、所轄の警察署において、市内道路の合同点検を実施し、安全対策が必要と考えられる箇所の確認などを行った。 【保育課】 ・公立保育園3園にて、ちびっこひろば及び園庭開放を行うことで、地域の子育て家庭が安心して遊べる場を提供するとともに、子育てに対する悩み相談も実施した。 ちびっこひろば利用者:11人 園庭開放:利用なし	【子ども家庭支援センター】 ・利用者数の把握が難しく、利用者からの反応も分かりにくいのが課題である。 【都市計画課】 ・入居支援に当たって、大きな課題はない。 【管理課】 ・多くの公園が供用(設置)開始から30年経過しており、施設内に設置している遊具が老朽化している。そのため、対策を講じる際には、膨大な費用が必要となる。 【建設課】 ・予算範囲内で対応しているため、全ての要望に対応できていない。 【教育総務課】 ・教育委員会で対応できない対策などについては、関係部署と連携しながら安全対策を進める必要がある。 【保育課】 ・就学前人口が減少しているため新型コロナウイルス感染症の5類移行後も利用者数は増加していないが、ちびっこひろばを年9回実施するなど場の提供を行っているため大きな課題はない。	【こども家庭センター】 ・引き続き、スペースの維持管理業務を設置者側で対応してもらう。 【都市政策課】 ・「公園施設長寿命化計画」に基づき、遊具等の延命化やコスト管理を行い、老朽化した公園施設の対策を行う。 【住宅政策課】 ・引き続き、入居募集を行い入居支援を行う。 【建設課】 ・引き続き、安全対策として、学校等から要望があった際に、設置の可否を検討し、必要なものについては設置する。 【教育総務課】 ・引き続き、関係者で市内道路の安全対策が必要と考えられる箇所を点検し、安全対策を進めていく。 【保育課】 ・引き続き、事業を実施していく。	【令和5年度】 子ども家庭支援センター・都市計画課・管理課・建設課・教育総務課・保育課 【令和6年度】 こども家庭センター・都市政策課・住宅政策課・建設課・教育総務課・保育課	○地域子ども育成リーダー数

2 各施策の内容

内容			目標とする姿	目標とする姿に対する 令和5年度の取組における進捗状況	目標とする姿に対する 令和5年度の取組における課題	令和6年度の取組	総合計画審議会からの意見	担当課	関連する施策の成果目標
③地域における子ども・子育て支援の推進		○地域における子ども・子育て支援を推進するため、子育てグループ等への活動支援、地域における子どもたちの安全・安心の確保、健全な育成を担う地域子ども育成リーダーの養成、要保護児童対策地域協議会による児童虐待への適切な対応、児童虐待の未然防止などの取組を実施	【子ども家庭支援センター】 ・子育て講座を受講し、グループ化した集まりの代表者を対象にリーダー会を年1回開催し、情報交換をした。 ・また、グループの交流会として、季節行事「クリスマス会」を実施した。 ・要保護児童対策地域協議会の代表者会議を2回、実務者会議を4回開催した。また、個別ケース検討会議は47回開催した。 【保育課】 ・要保護児童対策地域協議会出席3回 ・不適切保育に関する案件について、保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインに従い、状況の把握、園児へのケア、保護者説明、職員への厳罰及び改善研修など適切な対応を行った。 不適切保育に係る事案:1件 【子ども政策課】 ・地域の絆を深めるとともに、郷土愛を持った「あきる野っ子」を育てるため、大人達の知識や経験を活かし、地域の子どもの安全・安心の確保と健全な育成を担う子ども育成リーダーを養成した。 ・新規地域子ども育成リーダー認定者数:21人(総人数:258人) 【生涯学習推進課】 ・青少年健全育成地区委員会が設置する「がくどうひなんじょ」看板事業について、762か所(令和6年3月時点)の看板設置者と損害賠償保険を契約し、看板設置者が安心できる状況にした。	【子ども家庭支援センター】 ・子育てグループの育成については、支援形態をサポートから見守りへと切り替えていく必要がある。 ・会議後に適切な支援ができるよう、特に個別ケース検討会議の内容について検討を進める必要がある。 【保育課】 ・適切な情報提供などにより、大きな課題はない。 【子ども政策課】 ・地域子ども育成リーダー新規認定者数が減少している。 【生涯学習推進課】 ・児童の安全を確保するため、「がくどうひなんじょ」看板的継続的な設置が必要である。	【こども家庭センター】 ・令和6年度から、子育て講座を子育てひろばの事業へ引き継いで、より多面的に開催し、子育て支援の推進に取り組む。 ・引き続き、代表者会議及び実務者会議を実施し、連携を強化する。また、個別ケース検討会議については、開催目的や参加機関の役割等を明確にする。 【保育課】 ・引き続き、施設には速やかな事案報告を促し、園児及び保護者に対し適切な対応がとれるように情報提供等を行っていく。 【こども政策課】 ・引き続き、新規育成リーダー養成講習会を継続して実施するとともに、地域子ども育成リーダー数を増やすため、育成リーダーの活動内容等について、市ホームページや市広報への掲載に加え、チラシを作成し、民生・児童委員や青少年等の団体に配布することで周知を図る。 【生涯学習推進課】 ・引き続き、「がくどうひなんじょ」看板設置事業を進める。		こども家庭センター・保育課・こども政策課・生涯学習推進課	○地域子ども育成リーダー数	
	④仕事と子育ての両立の推進	○仕事と子育ての両立を図るため、ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業等を実施するとともに、育児休業制度等の普及啓発などを実施	【企画政策課】 ・ワーク・ライフ・バランスの推進のため、令和4年度に引き続き、あきる野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業を実施するとともに、市広報及び市ホームページで事業内容、認定に係る手続き方法、認定済み事業所等の体験談等を記載したチラシを窓口等に設置するとともに、事業所に直接話をするなど、事業の周知を図った。 ・令和5年度は、庁内ヒアリングの結果等から、1社の推進事業所の認定を行った。 【商工振興課】 ・ハローワーク青梅との共催で実施した「お母さんの就職応援セミナー」では、全2回の実施で参加者数は8人、うちハローワーク未登録者は5人であった。	【企画政策課】 ・令和5年度末時点での認定事業所数は5事業所であり、目標値である10社に達していない。 ・一方的な情報発信のみでは、事業所の認定に結びつかないため、市内の事業所等の情報収集をし、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる事業所等への直接的な働きかけが必要である。 【商工振興課】 ・引き続き、セミナーの実施を検討していく必要がある。 ・託児機能なし(子連れでの参加可)とし、子連れで参加された方が多くいたが、託児機能があればより集中できるのではと感じられる場面があった。	【企画政策課】 ・ワーク・ライフ・バランスの推進のため、引き続き、あきる野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業を実施する。 ・市広報及び市ホームページで事業内容、認定に係る手続き方法、認定済み事業所等の体験談等を記載したチラシを窓口等に設置するとともに、事業所に直接話をするなど、事業の周知を図る。 【商工振興課】 ・保育園の入所申込みのタイミングに合わせ、9～10月にセミナーを実施できるよう検討する。 ・ハローワーク青梅との共催により「お母さんの就職応援セミナー」を引き続き実施するほか、しごとセンター多摩と共催で託児付きの女性向け就職支援セミナーを実施する。				企画政策課・商工振興課
第3節 障がい者が地域社会で安心して生活できる福祉の充実									
1 障がい者福祉の推進							・令和6年度の取組のとおり進められたい。		
①障害や障がい者に対する理解の推進		○障がい者団体等と協力しながら、障がい者福祉に関する広報活動や交流の場づくりを進めるなど、障害や障がい者に対する理解の促進及び周知・啓発活動を推進	・障害者週間でパネル展示を開催した。 ・庁舎にて、高次脳機能障害及び難病理解促進用ティッシュを配布した。	・障害や障がい者に対する理解を推進する。	・市主催のイベント等における啓発活動を実施する。		障がい者支援課	(施策を推進することで、目標とする姿の実現を目指す)	
②障がい者への虐待防止		○障害者虐待防止センターを中心に東京都、警察などとの連携により、養護者や障害者福祉施設従事者などによる障がい者虐待の防止に努める	・虐待通報からの迅速なコア会議の実施を行った。その後の各機関との連携を図った。	・障がい者への虐待防止の周知・啓発を図る。	・引き続き、障がい者への虐待の防止に努める。		障がい者支援課	(施策を推進することで、目標とする姿の実現を目指す)	
③療育の支援・推進		○障がい児やその家族への一体的な支援の充実及び早期発見・早期療育の推進に向け、関係機関が連携した切れ目のない支援体制を構築するほか、支援者である家族に対する相談支援体制の充実を図る	・定期的な相談やモニタリングを実施し、対象者への適切な支援を行った。	・関係機関と支援体制の構築を図る。	・関係機関と情報共有の充実を図る。		障がい者支援課	○放課後等デイサービスの利用人数 ○グループホーム利用者 ○障害福祉サービス(訪問系)の利用者数 ○就労継続支援(A型・B型)の利用者数 ○生活介護の利用者数	
2 自立生活の支援									
①地域における自立生活への支援		○地域自立支援協議会を中核として、専門的な相談支援体制の充実を図るとともに、就労や生活に関する総合的な支援を行うなど、地域における障がい者の自立生活を支援	・全体会及び部会にて地域の支援体制に関する情報交換を行った。 ・地域自立支援協議会にて研修を実施した。	・地域自立支援協議会及び研修の充実を図る。	・引き続き、地域自立支援協議会を開催する。		障がい者支援課	○放課後等デイサービスの利用人数 ○グループホーム利用者 ○障害福祉サービス(訪問系)の利用者数	
②情報提供の充実		○障がい者に関わる各種制度やサービスなどを総合的にまとめた手引を発行するとともに、市広報紙や市ホームページなどを通じた情報提供を充実	・障がい者福祉の手引きを発行した。	・情報提供の充実を図る。	・必要に応じて障がい者福祉の手引きを改訂する。		障がい者支援課	○放課後等デイサービスの利用人数 ○グループホーム利用者 ○障害福祉サービス(訪問系)の利用者数	
③在宅支援サービスの充実		○在宅で介護サービスを受けながら生活を継続していけるよう、訪問系サービスの質の向上に取り組み、在宅支援サービスを充実	・事業者等と連携を図り、計画相談やモニタリングを実施した。	・住宅支援サービスの充実を図る。	・引き続き、在宅支援サービスを充実を図る。		障がい者支援課	○放課後等デイサービスの利用人数 ○グループホーム利用者 ○障害福祉サービス(訪問系)の利用者数	

2 各施策の内容

内容			目標とする姿	目標とする姿に対する 令和5年度の実組における進捗状況	目標とする姿に対する 令和5年度の実組における課題	令和6年度の実組	総合計画審議会からの意見	担当課	関連する施策の成果目標	
		④支援機関との連携	○障がい者が住み慣れた家庭や地域で生活できるよう、相談支援機関や保健所、医療機関、障害福祉サービス提供事業所などとの連携を図る	・基幹相談支援センターを中心に地域自立支援協議会等を実施した。	・支援機関との連携を図る。	・引き続き、地域自立支援協議会等を開催する。		障がい者支援課	○放課後等デイサービスの利用人数 ○グループホーム利用者 ○障害福祉サービス（訪問系）の利用者数	
		⑤コミュニケーション支援の充実	○意思疎通を図ることに支障のある障がい者に、手話通訳者等を派遣するなど、コミュニケーション支援を充実	・あきる野市産業祭などに手話通訳者を派遣した。	・手話通訳者を派遣する。	・引き続き、手話教室を開催する。		障がい者支援課	○放課後等デイサービスの利用人数 ○グループホーム利用者 ○障害福祉サービス（訪問系）の利用者数	
		⑥地域生活への移行促進	○障がい者が地域で生活を送ることができるよう、地域移行支援・地域定着支援などにより、入院・入所施設から地域生活への移行を促進	・市内精神科医療機関、基幹相談支援センターと連携し、検討会議を開催した。	・現状を踏まえた移行支援の在り方を検討する。	・引き続き、検討会議を開催する。		障がい者支援課	○放課後等デイサービスの利用人数 ○グループホーム利用者 ○障害福祉サービス（訪問系）の利用者数	
	3 社会参加の支援									
	①日中活動の場の確保	○生活介護や機能訓練・生活訓練、就労支援事業などを行う施設を支援し、日中活動の場の確保を図る	・事業所に補助金を交付した。	・補助金を確保していく。	・日中活動サービスの場を確保する。	障がい者支援課		○就労継続支援（A型・B型）の利用者数 ○生活介護の利用者数		
	②移動・コミュニケーション支援サービスの推進	○屋外での移動が困難な障がい者が外出できるよう、障害に応じた移動・コミュニケーション支援サービスを推進	・移動支援の給付を行った。	・必要な支援を提供していく。	・移動支援サービスの推進を図る。	障がい者支援課		○就労継続支援（A型・B型）の利用者数 ○生活介護の利用者数		
	③就労の支援	○障がい者就労・生活支援センターで就労全般の相談・支援を行うとともに、就労の機会の拡大や職場定着支援など、障がい者の就労を支援	・障がい者就労・生活支援センターにおいて、相談支援を行うとともに、市役所での職場体験実習を行った。	・個々のニーズに即した支援を行っていく。	・引き続き、就労相談や職場体験実習を行う。	障がい者支援課		○就労継続支援（A型・B型）の利用者数 ○生活介護の利用者数		
	④社会復帰の促進	○障害福祉サービスや地域生活支援事業の利用促進、就労支援を図ることなどにより、社会復帰を促進	・地域自立支援協議会はたらく部会や就労支援施設と連携し、社会復帰を図った。	・個々のニーズに即した支援を行っていく。	・相談支援や就労施設と連携し、社会復帰を促す。	障がい者支援課		○就労継続支援（A型・B型）の利用者数 ○生活介護の利用者数		
	⑤障がい者雇用の促進	○障がい者が、その能力と適性に応じた雇用の場に就き、地域で自立した生活を送ることができるよう、市内の事業所への障がい者雇用を促進	・地域自立支援協議会はたらく部会及び就労生活支援センターとの情報共有を行った。	・障がい者雇用の理解促進を図る。	・引き続き、雇用促進について協議する。	障がい者支援課		○就労継続支援（A型・B型）の利用者数 ○生活介護の利用者数		
	⑥障がい者団体の運営支援	○あきる野市障がい者団体連絡協議会と連携を図り、障がい者団体の運営を支援	・あきる野市障がい者団体連絡協議会に補助金を交付した。	・補助金を確保していく。	・引き続き、あきる野市障がい者団体連絡協議会に補助金を交付する。	障がい者支援課		○就労継続支援（A型・B型）の利用者数 ○生活介護の利用者数		
第4節 高齢者が安心して生活できる福祉の充実										
	1 健康づくりと介護予防・フレイル予防の推進						・令和6年度の実組のとおり進められたい。			
	①健康づくりへの支援	○糖尿病等の生活習慣病の早期発見・早期治療やフレイル予防につなげるため、特定健康診査や後期高齢者医療健康診査を推進するとともに、家族や地域が健康づくりをサポートする地域ぐるみの健康づくり活動を推進	・高齢者在宅サービスセンターでは、脳トレや体幹トレーニング、趣味や生きがいづくりの活動を年間を通じて実施した。また、自らの健康保持を目的に行ったボランティア活動に対して、ポイントの付与を行った。	・高齢者在宅サービスセンターの利用は増加傾向にある。一方で、介護認定を申請する利用者も見受けられる。 ・地域包括支援センターでは、医療や病状について2,500件以上の相談を受けている。	・高齢者が自身の健康状態を把握し、自分自身にあった活動を継続して取り組むことができるよう、窓口や市広報、地域包括支援センターなどを通じて健康づくり事業の周知・啓発を行う。 ・健康診査実施部署との連携を図り、高齢者の受診促進と健康づくり活動の検討をしていく。	高齢者支援課		○65歳健康寿命（要介護2以上） ○通いの場の参加率		
	②介護予防・フレイル予防の推進	○健康寿命を延ばす取組として、運動機能や口腔機能の向上、栄養改善等の事業を実施するとともに、家庭でも介護予防・フレイル予防の活動が継続できるよう、周知・啓発に努める	・健康診査の案内通知に介護予防・フレイル予防の事業案内を同封し周知した。また、運動機能や口腔機能の向上、栄養改善等につなげるための教室を継続して開催した。 ・生活機能の低下を改善するアプローチの一つとして、短期集中通所型サービスC事業の見直しを行い、高齢者のセルフマネジメントの重要性の理解を深めるよう取り組むとともに、地域の活動や取組も紹介した。	・新型コロナウイルス感染症の5類移行後、教室参加人数は増加したが、リピートして参加希望する高齢者も見られ参加者が固定化する傾向がある。	・高齢者が自分自身にあった活動を継続して取り組むことができるよう、窓口や市広報、地域包括支援センターなどを通じて事業の周知・啓発を行う。 ・通所型サービスC事業を継続して実施し、セルフマネジメントの重要性を広めていく。	高齢者支援課		○65歳健康寿命（要介護2以上） ○通いの場の参加率		
	2 多様な社会参加・生きがいづくりの促進									
	①就業への促進	○生きがいのある生活の実現や高齢者の能力を生かした地域社会づくりのため、シルバー人材センターの運営支援により、高齢者の就業を促進	・東京都シルバー人材センター事業補助金を活用し、シルバー人材センターの運営支援を行っている。また、会員募集や事業紹介等について市広報に掲載するなど支援した。	・シルバー人材センターでは、新規会員加入に向けた広報活動などに努めているが、コロナ禍や定年延長等の影響もあり、会員数の減少が続いている。	・引き続き、市広報への記事掲載等に協力していく。	高齢者支援課		○シルバー人材センターの就労延べ人員数		
	②社会参加への促進	○高齢者が地域社会で積極的な役割を果たせるよう、高齢者クラブなどの団体活動や敬老行事等の活動を支援し、高齢者の社会参加を促進	・高齢者クラブ及び高齢者クラブ連合会に対して、補助金を交付し支援した。また、町内会・自治会が行う敬老行事に対して、補助金を交付し支援した。	・高齢者クラブ役員の後継者育成が難しく、苦慮している団体がある。また、会員の高齢化により役員選出の問題や活動自体が思うようにできない団体もある。 ・補助金事務等の負担も役員の担い手不足につながっている。	・新型コロナウイルス感染症の5類移行後、活動も活発化しており、補助金事務の負担軽減に向け協力していく。	高齢者支援課	○シルバー人材センターの就労延べ人員数			

第2次あきる野市総合計画 令和5年度進捗管理シート

2 各施策の内容

内容		目標とする姿	目標とする姿に対する 令和5年度の取組における進捗状況	目標とする姿に対する 令和5年度の取組における課題	令和6年度の取組	総合計画審議会からの意見	担当課	関連する施策の成果目標
3 住み慣れた地域で高齢者が自立的に暮らすことのできる支援	①介護人材の確保・定着・育成	○介護人材の確保のため、入門的研修などを実施するとともに、外国人介護人材の確保に向けた支援などの取組を実施 ○人材の定着・育成を図るため、就職準備金や資格取得支援への補助、研修の実施など、必要な支援を実施	・入門的研修を実施し、介護の職場で働きたい方の裾野を広げる取組を行った(参加者7人)。 ・外国人介護人材の確保に係る補助金については、東京都が同内容の補助金の整備をする動きがあったため、所要額の延長を行わなかった。 ・介護人材の確保・定着・育成を目的とした既存の介護職員向け、介護事業所向けの2つの補助金については、より使いの勝手よい制度とするため、所要額の改正を行った。 ・介護職員の定着を促す取組として、介護職員の表彰制度を整備した。市内介護事業所等に20年以上の勤務者を対象として、48人を表彰し、表彰式には、10人が出席した。	・人材不足は、全国的な問題であることから、対策が非常に難しい。また、介護支援専門員の不足が現場の意見として聞かれる。	・外国人介護人材の確保に係る補助金について、東京都の支援制度の動向を注視し、あきる野市の外国人介護人材確保に係る補助金の取扱いについて検討する。 ・介護職員の定着を促す取組を促進するため、表彰制度の対象を拡大するなど、介護職が魅力ある仕事となるよう取組を進める。 ・「第10期介護保険事業計画」の策定に向けて、介護人材の確保に向けた方向性の検討を行っていく。		高齢者支援課	○介護教室の参加者数
	②介護サービスの質の確保	○より良い介護サービスの提供に向け、給付実績の分析や各種実態調査等により、利用状況や意向等を把握し適正なサービスが提供されるよう取り組むとともに、公平公正な介護保険事業運営を行っていくため、実地指導や介護給付の適正化に取り組み、介護サービスの質の確保に努める	【高齢者支援課】 ・介護給付の適正化に向けて、縦覧点検やケアプラン点検、給付実績の分析に取り組んだ。 【福祉総務課】 ・介護サービス事業所等に対する指導監査を15件実施し、介護給付の適正化及びサービスの質の確保に取り組んだ。	【高齢者支援課】 ・複雑な介護保険制度を職員が理解して、不正請求などがないような点検を実施していく必要がある。また、介護事業所に対する研修等の充実を図る必要がある。 【福祉総務課】 ・介護サービスの利用状況や給付実績等を把握するため、介護給付担当と実地指導担当が更なる連携を図る必要がある。	【高齢者支援課】 ・引き続き、ケアプラン点検等の給付適正化に取り組む。 ・あきる野市介護事業者連絡協議会の定期総会において、介護報酬改定内容の主な内容について説明をする。 【福祉総務課】 ・介護サービス事業所等に対する指導監査を15件実施し、報酬改定に適合した介護給付の適正化及びサービスの質の確保に取り組む。		高齢者支援課・福祉総務課	○介護教室の参加者数
	③介護保険事業の基盤の整備	○今後の需要動向等や在宅サービスと施設サービスのバランスを踏まえながら、介護を要する状態になっても、住み慣れた地域で生活ができるよう、必要なサービスの供給量を確保するため、介護保険事業計画に基づき介護サービスの基盤整備に努める	・「第8期あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、小規模多機能型居宅介護事業所の整備に向けて、サウンディング型市場調査の結果を踏まえた公募を行い、事業者の決定に至った。	・スケジュールどおり施工が実施されるよう、今後も必要に応じて工事の進捗確認を行う。	・令和5年度に決定した事業者に対し、補助金の交付を行うことで支援する。 ・「第10期介護保険事業計画」の策定に向けて、介護基盤の整備について、介護保険推進委員会等で方向性の検討を行っていく。		高齢者支援課	○介護教室の参加者数
	④自立した生活への支援	○食事の調理が困難な高齢者に対する配食サービス事業により、栄養バランスのとれた食事を提供し、健康の維持・増進に寄与するとともに、定期的な見守りを実施 ○緊急通報システムによる24時間体制での見守りや転倒予防のための住宅改修費の給付など、高齢者世帯の在宅生活を支援	・利用者は増加しており、2事業者の配食サービスの提供による定期的な見守りを実施した。 ・緊急通報システムによる24時間体制での見守りのほか、ICTを活用した見守りを継続して実施した。また、自立した生活への支援として、住宅改修費の給付を行った。	・高齢者人口の増加とともに、単身生活となる高齢者の増加も見込まれることから、支援を必要としている高齢者への制度周知が課題である。	・窓口や市広報、地域包括支援センター等での普及啓発に加え、高齢者と接点のある関係機関等への事業周知を進めていく。		高齢者支援課	○介護教室の参加者数
	⑤家族介護者への支援	○家族介護者の身体的及び経済的な負担軽減を図るため、おむつ給付事業の実施や介護・病気の知識、福祉サービスの利用方法などを学ぶ介護教室の開催により、家族介護者を支援 ○介護と仕事の両立に不安を抱える介護者に相談窓口を紹介するとともに、介護離職の防止に向けた必要な情報を提供	・家族介護者の経済的な負担軽減を図るため、おむつ等給付事業を継続して実施した。 ・地域包括支援センターでは、介護教室を実施し、必要な情報の提供や相談窓口を紹介した。また、ケアマネジャーや介護者からの相談(在宅生活の限界)にも対応した。	・介護教室には、現在介護をしている方、これから介護をする方が参加しており、介護者支援につながっているが、若年層や介護と仕事を両立をする方の参加の増加にはつながっていない。 ・地域包括支援センターへの相談が複雑化している。	・窓口や市広報、市ホームページ等で事業の周知を図るとともに、おむつ等給付事業の対象者の縮小について周知していく。 ・地域包括支援センターにおける複雑化した困難事例等の相談対応に助言するなど支援を行っていく。		高齢者支援課	○介護教室の参加者数
	4 高齢者や介護者を地域ぐるみで支える仕組みづくり							
①地域のネットワークづくり	○高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、多様な見守り活動に取り組むなど、高齢者を支え合う地域のネットワークづくりを推進	・防災・安心地域委員会による地域見守りは、新型コロナウイルス感染症の5類移行後、状況に応じて対面での見守りを実施した。 ・事業者との協定による緩やかな見守りは、新たに1事業者と協定を締結した。	・地域見守り事業の利用者数が減少している。また、見守り協力員の選出なども防災・安心地域委員会の負担となっている。	・防災・安心地域委員会による地域見守りについては、対面による見守りを継続し、対象者の現状や生活状況の把握に努めていく。 ・事業者との協定による見守りについては、市ホームページ等の活用及び商工会を通じた広報活動を行うことで、新規協力事業者を募っていく。		高齢者支援課	○高齢者地域見守り事業の利用世帯数 ○事業者等との協定による見守り事業の事業者数	
②認知症支援の充実	○認知症に関する周知・啓発と認知症サポーターの養成に取り組むとともに、認知症の方やその家族に対して集中的な支援・対応を行うため、認知症初期集中支援チームを設置するなど、認知症支援を充実	・市内小中学校や団体等で認知症サポーター養成講座を実施した。 ・高齢者在宅サービスセンターにおいて、オレンジカフェを運営することで、認知症の方とそのご家族が気軽に立ち寄ることができる集いの場の提供を継続して実施した。 ・認知症初期集中支援チームを、専門医、専門機関と定期的に開催し、困難事例への対応に努めた。	・高齢化の進行とともに、認知症に関する相談の増加に伴い、困難ケースの対応も増加している。	・自分らしく生活が継続できるよう認知症に対する正しい理解を広めるため、認知症サポーター養成講座、認知症家族の会及びオレンジカフェなどの認知症支援施策の普及啓発に取り組むとともに、チームオレンジについて検討していく。		高齢者支援課	○高齢者地域見守り事業の利用世帯数 ○事業者等との協定による見守り事業の事業者数	
③権利擁護事業の普及と活用促進	○高齢者に対する虐待の防止や早期発見、消費者被害の防止等を目的とした権利擁護のため、地域における関係機関相互の情報交換や連携を図るとともに、権利擁護事業の普及啓発に努める	・地域包括支援センターにおいて、消費生活相談員との連絡会に参加し、情報共有を図っている。また、市民向けの権利擁護関連講座を開催した。	・高齢者虐待対応は、個性が高く、複雑な問題も多いことから、多面的な対応が要求される。そのため、対応者のみでの判断が難しく、チームによる対応が必要とされる。	・虐待の防止や早期発見ができるように、窓口や市広報、地域包括支援センターなどを通じて相談窓口の周知・啓発を行う。 ・市民向け講座を継続して実施する。		高齢者支援課	○高齢者地域見守り事業の利用世帯数 ○事業者等との協定による見守り事業の事業者数	
④総合的な相談・支援体制の充実	○地域包括支援センターを中心に、関係機関との連携を密にし、高齢者やその家族に対するきめ細かな支援を行うため、総合的な相談・支援体制を充実	・3か所の地域包括支援センター合同で定期的(月1回)に連絡会を開催し、情報共有及び相談対応について検討した。 ・対応が困難なケースについては随時相談し、関係機関とも連携して対応した。	・総合相談件数の増加に伴い、高齢者を取り巻く状況が、複雑化、困難化するケースが増加している。	・地域包括支援センターと関係機関等との連携を推進し、多岐にわたる相談に対応できる体制づくりを検討していく。		高齢者支援課	○高齢者地域見守り事業の利用世帯数 ○事業者等との協定による見守り事業の事業者数	

2 各施策の内容

内容				目標とする姿	目標とする姿に対する 令和5年度の取組における進捗状況	目標とする姿に対する 令和5年度の取組における課題	令和6年度の取組	総合計画審議会からの意見	担当課	関連する施策の成果目標	
⑤在宅医療・介護連携の推進			○住み慣れた地域で可能な限り自立した尊厳のある生活を続けられるよう、医療関係者、介護関係者等が連携し、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組を推進	・医療・介護地域連携検討委員会を1回開催した。また、医療・介護関係者を対象に「支援者と考える成年後見制度と意思決定機関」をテーマとした研修会を実施した。	・医療・介護地域連携支援センターの事務員の不在により、検討委員会は書面での1回のみの開催となり、顔の見える関係性の構築が難しい状況がある。	・医療・介護地域連携支援センターの事務員を新たに配置することで、対面による医療・介護地域連携検討委員会を開催し、顔の見える関係性の構築、連携の推進を図っていく。		高齢者支援課	○高齢者地域見守り事業の利用世帯数 ○事業者等との協定による見守り事業の事業者数		
	⑥生活環境の整備と支援		○高齢者が安全・安心で快適に自宅で暮らし続けるための住宅改修等を支援するとともに、市内に住み続けたい高齢者に対し、住宅や施設への入居を支援	・高齢者の自立した在宅生活が継続できるように、日常動作の容易性、行動範囲の拡大を図るための住宅改修給付を実施した。 ・居住支援協議会議において、高齢者の住宅入居の現状報告や相談内容の情報共有を行った。	・住宅や施設への入居に関する相談は、キーパーソン不在など困難なケースが多く、支援につなげるまでに時間がかかる。	・会議での情報共有を図りながら、関係機関と連携し、高齢者を取り巻く居住問題の解決に向け現状把握していく。			高齢者支援課	○高齢者地域見守り事業の利用世帯数 ○事業者等との協定による見守り事業の事業者数	
第5節 地域福祉の推進											
1 地域福祉の推進								・令和6年度の取組のとおり進められたい。			
①保健福祉相談内容の包括的な解決体制の推進			○高齢、障害、子育てなどの分野別相談機能の充実等と併せて、関係機関との連携により、相談内容について包括的に対応できる仕組みづくりを推進	【生活福祉課】 ・個別ケースの問題解決に向け、関係機関との調整や、ケース検討会議を行った。 【障がい者支援課】 ・基幹相談支援センターを中心に担当課と対応した。 【高齢者支援課】 ・高齢者と障がい者等の世帯など、複雑化する家族の相談等に対し、その都度関係する部署と協議の場を持ち、調整しながら対応した。 【子ども家庭支援センター】 ・立川児童相談所、学校、教育相談所、スクールソーシャルワーカー、民生・児童委員等関係機関との連携を図りながら支援業務を行った。 【福祉総務課】 ・福祉サービス連携推進会議を活用し、仕組み作りについて話し合いを行った。	【生活福祉課】 ・個別ケースに関する調整やケース検討会議は行っているが、制度間の調整等に対応していくような仕組みづくりには至っていない。 【障がい者支援課】 ・関係機関との連携強化を図る。 【高齢者支援課】 ・複雑化する家族の相談等は、対応困難なケースが多く、問題解決に向けた支援につなげることが困難である。 【子ども家庭支援センター】 ・関係機関が多く、情報の共有が煩雑になりやすいため、良好な関係性を維持した上で、適切な連携体制を検討する必要がある。 【福祉総務課】 ・「地域保健福祉計画」策定と併せて福祉サービス連携推進会議において、検討を継続する必要がある。	【生活福祉課】 ・生活困窮自立支援制度における支援会議の立ち上げを検討するとともに、類似する会議体の活用が可能か関係機関と調整する。 【障がい者支援課】 ・引き続き、連携する。 【高齢者支援課】 ・地域包括支援センター及び関係機関と連携し、引き続き包括的な対応の仕組みづくりを推進していく。 【子ども家庭センター】 ・引き続き、関係機関と連携し、包括的な解決体制を推進する。 【福祉総務課】 ・福祉サービス連携推進会議を活用し、地域保健福祉計画策定と併せて仕組み作りについて話し合いを行う。		生活福祉課・障がい者支援課・高齢者支援課・子ども家庭センター・福祉総務課	○地域の団体・機関の認知度 ○地域の行事や活動への参加経験		
②生活困窮者に対する相談・支援等の充実		○生活に困窮している世帯に対して、相談・支援等の充実を図る	・生活・就労相談窓口には支援員を配置し、住居確保給付金や生活保護その他支援制度の利用につないだ。	・訪問や同行による支援を増やしているが、充実までには至っていない。	・現行の相談支援を継続するとともに、対象者が必要な支援が受けられるよう関係機関と連携する。	生活福祉課		○地域の団体・機関の認知度 ○地域の行事や活動への参加経験			
③お互いに支え合い、助け合う地域づくり		○身近な地域で互いに支え合い、助け合える力を高めるため、町内会・自治会や民生委員・児童委員、ふれあい福祉委員(社会福祉協議会)など、地域における連携強化を図り、様々な課題をもつ要支援者を地域全体で支えていけるよう、地域の活動等を支援	・民生委員・児童委員とふれあい福祉委員の代表とで情報交換を実施した。	・全ての地区で連携ができるよう支援をしていく必要がある。	・互いの役割を理解することができるよう、機会を設ける等支援を行う。	福祉総務課		○地域の団体・機関の認知度 ○地域の行事や活動への参加経験			
④成年後見制度の利用促進		○成年後見制度の利用促進に向け、周知・啓発を行うとともに、中核機関を中心とした地域連携ネットワークを構築し、同制度の利用相談や申立ての支援といった権利擁護支援の仕組みづくりの取組を実施	【高齢者支援課】 ・成年後見制度利用促進のため、窓口や認知症サポーター養成講座でパンフレットを配布した。 ・高齢者専門法律相談会を実施した。3件の相談事例について成年後見制度の利用につなげた。 【福祉総務課】 ・成年後見制度利用促進協議会において、現状と課題について協議を行うことができた。 【障がい者支援課】 ・成年後見制度受任調整会議へ出席した。	【高齢者支援課】 ・身寄りのない独居高齢者等からの相談が多く、親族調査等に時間を要するため、迅速な対応が困難である。 【福祉総務課】 ・中核機関を中心としたチーム支援ができる仕組みづくりや市民後見人養成講習及び法人後見の取組が必要である。 【障がい者支援課】 ・制度の周知・啓発を図る。	【高齢者支援課】 ・引き続き、成年後見制度の利用推進に向けパンフレットを活用した周知と普及啓発を行う。 【福祉総務課】 ・チーム支援体制ができるよう支援する。 ・他市の実施状況等の研究を進める。 ・成年後見制度利用促進計画を策定する。 【障がい者支援課】 ・利用相談や申し立ての支援をする。	高齢者支援課・福祉総務課・障がい者支援課		○地域の団体・機関の認知度 ○地域の行事や活動への参加経験			
⑤ボランティアの育成と支援		○秋川ふれあいセンターをボランティア活動の推進拠点と位置付け、社会福祉協議会の進めるボランティア活動推進事業を支援するとともに、様々な分野のボランティア活動を支援	・多様なボランティア活動が展開できるよう社会福祉協議会の取組を支援した。	・多様なボランティア活動の推進が必要である。	・多様なボランティア活動ができるよう情報提供と社会福祉協議会主催事業を支援する。	福祉総務課		○地域の団体・機関の認知度 ○地域の行事や活動への参加経験			
⑥全ての人が快適に暮らせる環境づくりの推進		○ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりを推進 ○学校教育や様々な施設・団体でのボランティア活動を通して、様々な心身の特性や考え方をもつ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う、心のバリアフリーの醸成を図る	・業者からの福祉のまちづくり条例に基づく届け出事務に関する相談について対応した。	・学校教育や様々な団体との連携した取組ができなかった。	・社会福祉協議会で実施するボランティア活動において、バリアフリーの視点をもって活動できるよう周知啓発に努める。	福祉総務課		○地域の団体・機関の認知度 ○地域の行事や活動への参加経験			
⑦福祉サービスの質の確保		○福祉サービス事業所に対する指導検査体制を充実させ、サービスの実施状況等を確認し、必要な支援を行うことで、福祉サービスの質の確保を図る	・福祉サービス事業所等に対する指導検査を50件(法人4件、介護15件、障害22件、保育9件)実施し、福祉サービスの質の確保を図った。	・給付の適正化を図るため、事業所を所管する部署と更なる連携を図る必要がある。	・福祉サービス事業所等に対する指導検査を50件程度実施し、福祉サービスの質の確保及び給付の適正化を図る。	福祉総務課		○地域の団体・機関の認知度 ○地域の行事や活動への参加経験			

2 各施策の内容

内容		目標とする姿	目標とする姿に対する 令和5年度の取組における進捗状況	目標とする姿に対する 令和5年度の取組における課題	令和6年度の取組	総合計画審議会からの意見	担当課	関連する施策の成果目標
第5章 教育・文化・スポーツ分野								
第1節 人権尊重教育の推進								
1 人権尊重の推進						・令和6年度の取組のとおり進められたい。		
①人権教育の推進	○人権教育を実施し、人権擁護に取り組むことができる児童・生徒の育成を図る ○教職員に人権教育に係る研修を実施	・年間指導計画や人権教育推進上の課題を踏まえ、人権教育の視点を明確にした学習指導を充実させるよう周知徹底を図った。 ・教員が人権尊重の理念等を理解し、児童・生徒に指導できるよう、職層に応じた研修を実施した。	・各学校の実情を踏まえた人権課題を明確にし、全教育活動を通じて意図的・計画的に指導する必要がある。 ・教員一人一人の人権感覚及び人権意識を継続的に向上させるとともに、児童・生徒への指導の徹底を図る必要がある。	・東京都教育委員会と連携し、職層に応じた研修を校長、副校長及び人権教育推進担当教員が受講し、各校において還元を図る。 ・前田小学校が東京都人権尊重教育推進校の指定を受けたため、当該校における人権課題の解決に向けた取組について指導・助言を行う。	指導室		○人権啓発に関する事業への参加者数 ○人権教育に関する事業の回数	
②いじめ問題への対応の推進	○実態把握に努め、未然防止に係る取組や組織的な早期発見・早期対応を推進 ○個々の事例に応じて保護者等と連携し、問題解決に向けた対応を推進、解決後の見守りの取組を実施	・校長会、生活指導主任会等を活用し、軽微ないじめも見逃さず、的確にいじめを認知し、早期発見・早期対応につながるよう周知徹底を図った。 ・学校サポートチームや事案に応じた関係機関の役割を理解し、連携した対応を一層推進できるよう各連絡会等で共通理解を図った。	・各校において、学校いじめ問題対策委員会を機能させ、組織的な対応を推進することが課題である。 ・関係機関との連携を強化し、未然防止、早期発見・早期対応を推進する必要がある。	・各校において、いじめの確実な認知と解決に向けた支援体制を構築するために、毎月いじめに係る調査を実施し、各校の状況を把握するとともに、重大事態になり得る事案については、個別に状況を聞き取り、適宜、指導・助言を行う。	指導室		○人権啓発に関する事業への参加者数 ○人権教育に関する事業の回数	
2 男女共同参画社会の実現								
①男女共同参画の推進	○男女共同参画及び女性の活躍推進に関する情報提供や意識啓発、女性の活躍推進等の取組を実施	【企画政策課】 ・男女共同参画の推進に当たっては、市民等への継続的な周知・啓発が必要であることから、令和4年度に引き続き、国が定める、男女共同参画の推進に係る各啓発週間・月間に合わせ、市の広報及びホームページへの記事掲載、SNSの活用、ポスターやリーフレット、啓発カード等の公共施設等における掲示・配布を行った。また、年間を通じて、国、東京都等が発行するチラシ、リーフレット等を企画政策課の窓口に配置するとともに、市ホームページで男女共同参画に関する国、都及び市の取組についての情報提供を行った。なお、これらの取組に当たっては、公共施設等の特性を考慮し、ポスターやリーフレットの掲示・配布などについて工夫をした。 (市広報掲載6回、ホームページ更新6回、SNS投稿2回、情報提供108件) ・令和4年度に引き続き、男女共同参画プランの推進のため、男女共同参画推進市民会議において、進捗状況の評価及びプランの推進に向けた市の取組について、意見聴取を行った。(会議開催回数2回) ・東京都パートナーシップ宣誓制度の開始に伴い、同制度の周知を行うとともに、同制度を活用した市の事業について、市ホームページを通じて市民へ情報提供を行った。 ・令和4年度に引き続き、女性の活躍推進及びワーク・ライフ・バランスの推進に向け、ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業を実施し、認定した。(認定事業者数1社) 【生涯学習推進課】 ・対面に加えオンライン配信も行い、男女共同参画啓発事業「第24回女と男のライフフォーラムinあきる野」を開催し、企画運営に携わった実行委員の意識の醸成を図るとともに、フォーラム参加者に意識啓発を行った。また、より多くの方への意識の向上を図るため、記録集を作成し、市内公共施設での閲覧ができるように準備を進めている。	【企画政策課】 ・令和4年度の市民アンケート調査における「男女共同参画社会」に対する満足度(「満足」「まあ満足」計)は4.0%であり、目標値である30.0%に達していない。 ・ワーク・ライフ・バランス推進事業所の認定数は、令和5年度末時点で5事業所であり、目標値である10社に達していない。 ・男女共同参画及び女性の活躍推進に関する情報提供や意識啓発に当たっては、市広報及びホームページ以外の媒体の活用を継続し、より多くの市民の目に触れるよう、情報発信の機会を増やしていくとともに、より効果的な情報発信の方法を検討する必要がある。 ・ワーク・ライフ・バランス認定事業所の認定数が目標に達成していないことを踏まえ、事業に関する情報発信だけではなく、市内の事業所等の情報収集をし、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる事業所等への直接的な働きかけが必要である。 【生涯学習推進課】 ・参加者の伸び悩みがある。より多くの市民に意識の啓発を可能とするため、参加を促す工夫が課題である。	【企画政策課】 ・男女共同参画の推進に当たっては、市民等への継続的な周知・啓発が必要であることから、引き続き、国が定める、男女共同参画の推進に係る各啓発週間・月間に合わせ、市の広報及びホームページへの記事掲載、SNSの活用、ポスターやリーフレット、啓発カード等の公共施設等における掲示・配布を行う。また、年間を通じて、国、東京都等が発行するチラシ、リーフレット等を企画政策課の窓口に配置するとともに、市ホームページで男女共同参画に関する国、都及び市の取組についての情報提供を行う。 ・効果的な理解啓発を図るため、6月23日から29日までの男女共同参画週間に合わせ、市役所本庁舎1階に啓発コーナーを設置する。 ・さらに効果的に理解啓発の手法を検討するため、新たに先進自治体へのヒアリングを実施する。 ・ワーク・ライフ・バランスの推進のため、引き続き、あきる野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業を実施する。 ・市広報及び市ホームページで事業内容、認定に係る手続き方法、認定済み事業所等の体験談等を記載したチラシを窓口等に設置するとともに、事業所に直接話をするなど、事業の周知を図る。 【生涯学習推進課】 ・令和6年度も、新たに実行委員会を立ち上げ、市民と協働で「第25回女と男のライフフォーラムinあきる野」を開催する。なお、実行委員会において、多くの市民参加を促し、男女共同参画の意識啓発を行うため、学習形態や周知の方法を検討する。	企画政策課・生涯学習推進課	○「男女共同参画社会」に対する満足度(市民アンケート調査「満足」「まあ満足」計) ○ワーク・ライフ・バランス推進事業所の認定数		
②配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援	○配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発 ○被害者の安全確保を図るとともに自立に向けた支援	【生活福祉課(母子・父子担当)】 ・配偶者等からの暴力の相談件数 令和4年度:52名 令和5年度:60名 【企画政策課】 ・配偶者等からの暴力の防止等に当たっては、市民等への継続的な周知・啓発が必要であることから、令和4年度に引き続き、配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発のため、年間を通じて、国、東京都等が発行するチラシ、リーフレット等を男女共同参画に関連する部署の窓口に配置するとともに、市ホームページを通じて市民への情報提供を行った。また、「女性に対する暴力をなくす運動」週間に合わせ、市広報、ホームページ、SNSのほかポスター、リーフレット、啓発カード等の掲示・産業祭での配布による情報提供及び意識啓発を実施した。なお、これらの取組に当たっては、公共施設等の特性を考慮し、ポスターやリーフレットの掲示・配布などについて工夫をした。 (市広報掲載1回、ホームページ更新1回、SNS投稿1回)啓発カードについては、支援を必要とする方々が周りの目を気にすることなく相談窓口等の情報を得られるよう、トイレ内に掲示(個室)してあるポスターを更新し、情報提供を行った。	【生活福祉課(母子・父子担当)】 ・配偶者等からの暴力の相談については、迅速な対応を心がけているが、庁舎内に相談室が少なく、対応に苦慮する場合がある。 【企画政策課】 ・令和4年度の市民アンケート調査における「男女共同参画社会」に対する満足度(「満足」「まあ満足」計)は4.0%であり、目標値である30.0%に達していない。 ・配偶者等からの暴力防止に関する意識啓発に向けて、市広報及びホームページ以外の媒体の活用を継続し、より多くの市民の目に触れるよう、情報発信の機会を増やしていくとともに、より効果的な情報発信の方法を検討する必要がある。 ・配偶者等からの暴力の被害者に関わる庁内の各部署が、相互に連携体制を構築することにより、効果的に被害者の支援ができるよう、庁内連絡会議を開催し、庁内の連携を強化するとともに、被害者に対し、より適切に対応できるようにするための、支援に関する基本的な知識や意識の醸成をより一層図っていく必要がある。	【生活福祉課(母子・父子担当)】 ・引き続き相談窓口の充実を図っていく。 ・対象者の緊急対応があった場合には、自立に向けた支援について、安全に進めていく。 【企画政策課】 ・配偶者等からの暴力の防止等に当たっては、市民等への継続的な周知・啓発が必要であることから、令和4年度に引き続き、配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発のため、年間を通じて、国、東京都等が発行するチラシ、リーフレット等を男女共同参画に関連する部署の窓口に配置するとともに、市ホームページを通じて市民への情報提供を行う。また、「女性に対する暴力をなくす運動」週間に合わせ、市広報、ホームページ、SNSのほかポスター、リーフレット、啓発カード等の掲示・産業祭での配布による情報提供及び意識啓発を実施する。 ・令和2年度に作成及び運用を開始した「あきる野市DV被害者支援マニュアル」について、DV法の改正を踏まえた見直しを行うため、配偶者等暴力被害者支援に係る庁内連絡会において協議するほか、同マニュアルを活用した庁内研修の実施を検討する。	生活福祉課・企画政策課	○「男女共同参画社会」に対する満足度(市民アンケート調査「満足」「まあ満足」計) ○ワーク・ライフ・バランス推進事業所の認定数		

2 各施策の内容

内容		目標とする姿	目標とする姿に対する 令和5年度の実組における進捗状況	目標とする姿に対する 令和5年度の実組における課題	令和6年度の実組	総合計画審議会からの意見	担当課	関連する施策の成果目標
	③ワーク・ライフ・バランスの推進	○市民誰もがやりがいや充実感をもっていきいきと活動できるワーク・ライフ・バランスの実組の推進	【企画政策課】 ・ワーク・ライフ・バランスの推進のため、令和4年度に引き続き、あきる野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業を実施するとともに、市広報及び市ホームページで事業内容、認定に係る手続き方法、認定済み事業所等の体験談等を記載したチラシを窓口等に設置するとともに、事業所に直接話をするなど、事業の周知を図った。 ・令和5年度は、庁内ヒアリングの結果等から、1社の推進事業所の認定を行った。 【商工振興課】 ・国や東京都等が作成したチラシやリーフレットを公共施設やBi@Sta、あきる野商工会に設置することにより、市民と事業者の双方に周知を図った。 ・ハローワーク青梅と共催で実施した「お母さんの就職応援セミナー」では、仕事や家事、子育てのバランスや両立についての内容を盛り込み、参加者数は8人であった。	【企画政策課】 ・令和5年度末時点での認定事業所数は5事業所であり、目標値である10社に達していない。 ・一方的な情報発信のみでは、事業所の認定に結びつかないため、市内の事業所等の情報収集をし、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる事業所等への直接的な働きかけが必要である。 【商工振興課】 ・引き続きチラシ等を利用した周知を図るほか、子育て世代向けのセミナーの実施を検討していく必要があるが、集客を図るため、開催時期や周知方法等について改善が必要である。	【企画政策課】 ・ワーク・ライフ・バランスの推進のため、引き続き、あきる野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業を実施する。 ・市広報及び市ホームページで事業内容、認定に係る手続き方法、認定済み事業所等の体験談等を記載したチラシを窓口等に設置するとともに、事業所に直接話をするなど、事業の周知を図る。 【商工振興課】 ・保育園の入所申込みのタイミングに合わせ、9～10月にセミナーを実施する。 ・ハローワーク青梅との共催により「お母さんの就職応援セミナー」を引き続き実施するほか、しごとセンター多摩と共催で託児付きの女性向け就職支援セミナーを実施する。 ・市民メールや子育てアプリでの配信に加え、こころのにセミナーのチラシやポスターを設置するなど、事前周知を図る。		企画政策課・商工振興課	○「男女共同参画社会」に対する満足度(市民アンケート調査「満足」「まあ満足」計) ○ワーク・ライフ・バランス推進事業所の認定数
第2節 生涯学習社会の振興								
1 生涯学習の推進						・令和6年度の実組のとおり進められたい。		
①生涯学習の機会や場の充実		○多様な学習ニーズに対応するため、より広く深い学習機会の提供と充実 ○ICTの活用など、誰もが、いつでも生涯学習を行える環境づくり	【生涯学習推進課】 ・市民に多くの学習の場を提供するため、寿大学、市民大学、市民企画講座、家庭教育事業(家庭教育学級、家庭教育講座)、青少年教室、IT関連事業(スマホ体験教室等)、NHK学園あきる野オープンスクール、市民カレッジ(入門講座・公開講座)、市民解説員活動推進事業(市民解説員が案内する市内探訪、市民解説員発表会、専門講座等)、ITボランティア事業(パソコンQ&A)等の各種講座を実施し、市民に多様な学習機会を提供した。 【子ども政策課】 ・子どもに対する学習支援、生活支援の形成及び居場所の提供、日常生活等の悩みや進路相談などを委託により実施した。(集合型事業106人、訪問型事業8人)	【生涯学習推進課】 ・新型コロナウイルス感染症の5類への移行に伴い、対面講座への参加者が増えているが、コロナ以前に比べると参加者数に伸び悩みがある。学習機会への参加を促す工夫が課題である。 【子ども政策課】 ・子どもの学習・生活支援事業の委託事業者の変更により、事業実施の調整に時間を要し、事業開始が遅れてしまった。また、参加人数が集中した会場があり、待機者が出てしまった。	【生涯学習推進課】 ・令和6年度も対面の良さを保ちつつ、状況によっては、ICTの活用も併用しながら、各種講座を実施し、市民の学習の機会を提供していく。 【子ども政策課】 ・子どもの学習・生活支援事業の委託事業者との早期調整を行う。また、実施会場を1箇所増やし定員を140名とする。	生涯学習推進課・子ども政策課	○生涯学習コーディネーター養成講座受講者数(1年度当たり) ○1年間の間に生涯学習をしたことのある市民の割合	
②市民の自主的な学習活動の支援		○市民が生涯学習の主体となり、人材ネットワークの構築を図り、リーダー的役割を果たすことのできる市民の育成とその活用を推進し、学習等で得た成果を生かし、地域社会へ還元できる環境づくりの実組を実施 ○専門的知識をもった職員を適正に配置し、学習に関する相談に応じる体制を整備し、市民の自主的な学習を支援	・生涯学習コーディネーター養成講座は当初7人の受講者だったが、途中辞退者があり最終的に4人となった。基礎講座3回、実践講座5回、代表企画講座1回を実施し、生涯学習を推進する人材の育成を行った。 ・生涯学習シンポジウム「市民と協働で進める生涯学習～さらに活気のある市に向けて～」を生涯学習コーディネーターの会と共催で実施し、65人の参加があった。 ・生涯学習人材バンク事業は、登録56件、紹介3件があった。	・受講者数の増加に向けた運営方法の再検討が必要である。	・受講しやすい環境づくりを進めるため、スケジュールや講義内容等の運営方法を再検討し、実施する。 ・生涯学習シンポジウムを生涯学習コーディネーターの会との共催で実施する。 ・生涯学習人材バンク事業を継続して実施する。			生涯学習推進課
第3節 青少年の健全育成の推進								
1 学校での健全育成						・令和6年度の実組のとおり進められたい。		
①不登校児童・生徒への支援の充実		○在籍校において個の特性に応じた指導・支援を行うとともに、教育支援室などを活用し、主体的に社会的自立や学校復帰に向かう支援を実施	・市内全校において、教室に入りづらい児童・生徒が安心して安全に過ごすことができる心の居場所の設置準備をするよう周知した。 ・家庭と子供の支援員及び校内別室指導支援員等を配置し、不登校児童・生徒への支援の充実を図った。	・不登校が長期化している児童・生徒に対し、関係機関と連携した支援を行う必要がある。 ・新たな不登校児童・生徒を生み出さないための魅力ある学校づくりを推進する必要がある。	・不登校対策の新規施策(校内分教室開設、バーチャル・ラーニング・プラットフォーム開設、不登校対応巡回教員配置、校内カラフルルーム設置)について、それぞれの役割や機能を明確にし、一体的に推進する。		指導室	○90日以上欠席の児童・生徒が、支援につながった割合
②教育相談等の充実		○生活上の課題や特別な支援を必要とする状況に対応するため、スクールソーシャルワーカーを学校や家庭に派遣 ○各学校にスクールカウンセラーを配置し、校内の相談体制の充実を図る ○教育相談所に臨床心理士を配置し、学校と連携した教育相談や子育て相談などの充実を図るとともに、各学校に臨床心理士を派遣し、特別な配慮を要する児童・生徒への対応に向けた指導・助言を実施	・不登校に限らず、生活指導上の課題がある児童・生徒や特別な支援を必要とする児童・生徒に対する支援を充実させるために、関係機関と連携して対応した。	・関係諸機関と情報の共有を図り、より効果的な教育相談の充実を図る必要がある。	・教育支援センター機能の充実を図るため、教育相談所、教育支援室及びスクールソーシャルワーカーと毎月1回連絡会を開催する。 ・関係児童・生徒の状況等について情報を共有するとともに、学校に対し、連携した支援の充実を図る。		指導室	○90日以上欠席の児童・生徒が、支援につながった割合

第2次あきる野市総合計画 令和5年度進捗管理シート

2 各施策の内容

内容		目標とする姿	目標とする姿に対する 令和5年度の取組における進捗状況	目標とする姿に対する 令和5年度の取組における課題	令和6年度の取組	総合計画審議会からの意見	担当課	関連する施策の成果目標
2 地域や家庭での健全育成								
①健全育成活動の充実	○健全な家庭づくりを推進するための啓発活動や学習機会の提供に取り組むとともに、地域でリーダーとして活動できる人材の育成及び青少年健全育成団体やPTAなどへの支援 ○子どもが言葉を学び、生きる力を身に付けていくために必要な読書活動を推進	【生涯学習推進課】 ・「家庭の日」推進事業として親子鑑賞会を実施し、延べ1,010人の参加があった。 ・青少年健全育成地区委員会(10団体)、中学校区健全育成推進会議(6団体)及び小中学校PTA連合会への補助金を交付し、各団体の活動を支援した。 【図書館】 ・第4次あきる野市子ども読書活動推進計画がスタートした。乳幼児を対象とした「ひよこのおはなし会」や幼児・小学生を対象とした「おはなし会」などの事業を実施した。また、幼児から高校生までそれぞれ対象とした読書リストを作成した。	【生涯学習推進課】 ・多くの参加者を動員できる出演者の選定と周知活動が必要である。 ・青少年健全育成団体の諸活動が円滑に実施できるように支援することが必要である。 【図書館】 ・各種事業の実施はコロナ禍前に戻せたが、参加人数は戻ってきていない。	【生涯学習推進課】 ・前年度同様、2部制で開催する。また、各種の周知活動を行う。 ・青少年健全育成地区委員会(10団体)、中学校区健全育成推進会議(6団体)及び小中学校PTA連合会への補助金を交付し、各団体の活動を支援する。 【図書館】 ・「第4次あきる野市子ども読書活動推進計画」に基づき、事業を実施していく。夏休みには、新たな事業として各図書館で子ども司書を実施する。	生涯学習推進課・図書館		○放課後子ども教室開設校数(再掲) ○親子鑑賞会の参加者数 ○コミュニティ・スクールの導入	
②学校・家庭・地域の連携及び協働による教育環境の充実	○学校を核として地域住民等の参画や地域の特性を生かした事業を展開し、子どもたちの教育環境の充実を図る	【生涯学習推進課】 ・市内公立小学校10校において、学校支援地域本部事業を実施した。 ・令和5年度に1校開設し、9校で放課後子ども教室を実施した。また、令和6年度に1校新規開設するため、学校と調整を行った。 ・令和5年度は、学校運営協議会の設置に向けた庁内会議及び地域に向けたコミュニティ・スクール説明会に出席した。 【指導室】 ・令和5年度に、市内全校に学校運営協議会を設置し、規則の制定、管理運営に関する規則の一部改正及び学校運営協議会委員の任命等を行った。	【生涯学習推進課】 ・放課後子ども教室は、人材確保を含めた持続可能な運営体制の確立が必要である。 ・従来の学校支援活動を基盤とした体制から地域と学校が連携・協働する体制への移行、市域内を統括する統括コーディネーターの人選及び中学校区における地域学校協働本部の設置が必要である。 【指導室】 ・各学校の学校運営協議会委員がその役割を確実に理解し、地域とともにある学校づくりを推進することが課題である。	【生涯学習推進課】 ・令和6年度中の1校新規開設に向けて、運営コーディネーター及び安全管理員の委嘱、実行委員会を開催し開設する。 ・令和8年度の中学校区への地域学校協働本部設置に向けた準備を進める。 【指導室】 ・学校運営協議会委員向けに役割等の理解啓発のための研修動画を作成し、各校で活用できるようにする。 ・各校の取組事例を市内全校で共有する。	生涯学習推進課・指導室		○放課後子ども教室開設校数(再掲) ○親子鑑賞会の参加者数 ○コミュニティ・スクールの導入	
③子ども・若者の社会参加及び社会的自立の支援の検討	○社会参加及び社会的自立の支援の体制・仕組みを構築していくことを検討	【生涯学習推進課】 ・羽村市と共同実施している「大島・子ども体験塾」については、台風の接近に伴い、中止となった。 【子ども政策課】 ・地域の絆を深めると共に、郷土愛を持った「あきる野っ子」を育てるため、大人達の知識や経験を活かし、地域の子どもの安全・安心の確保と健全な育成を担う子ども育成リーダーを養成した。新規地域子ども育成リーダー認定者数21人(総合人数258人)	【生涯学習推進課】 ・参加人数の拡大、現地活動の内容及び指導者・リーダーの継続的な確保が必要である。 【子ども政策課】 ・地域子ども育成リーダー新規認定者数が減少している。	【生涯学習推進課】 ・令和6年度は、参加人数を拡大して実施する。 【子ども政策課】 ・引き続き、新規育成リーダー養成講習会を継続して実施すると共に、地域子ども育成リーダー数を増やすため、育成リーダーの活動内容等について、市HPや広報への掲載に加え、チラシを作成し、民生・児童委員や青少年等の団体に配布し、周知を図る。	生涯学習推進課・子ども政策課		○放課後子ども教室開設校数(再掲) ○親子鑑賞会の参加者数 ○コミュニティ・スクールの導入	
第4節 個性を生かす学校教育の充実								
1 教育内容の充実						・令和6年度の取組のとおり進められたい。		
①確かな学力の定着	○基礎的・基本的な知識及び技能習得、思考力・判断力・表現力の育成、主体的に学習に取り組む姿勢を養うため、個性を生かし、多様な人々との協働を促す教育を推進	・二つの委員会を統合した学力ICT向上推進委員会を中心に、ICTを活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るための検証授業を行い、成果と課題を明らかにして各校に還元した。	・学習指導要領に示された資質・能力の育成を着実に進めるための、個別最適な学びの具体例や、ICTの効果的な活用方法について、より多くの教員に周知を図る必要がある。	・「学びのアップデートプロジェクト」を発足し、誰一人取り残すことなく育成する個別最適な学びと、子どもたちの多様な個性を最大限に生かす協働的な学びの一体的な充実を図るための実践事例を市内で共有できるようにする。		指導室	○全国学力学習状況調査における各教科の平均正答率(対象:小学校6年生・中学校3年生)	
②ICT教育の充実	○タブレット端末の利活用により、興味・関心を引き出し、資質・能力を伸ばす教育の実施 ○安全にICTを活用するための情報モラル教育の推進	・学力ICT向上推進委員会を中心に、算数・数学のデジタル教科書を活用した授業実践と検証を行った。 ・各校の教育課程に情報モラル教育を位置付け、実情に応じた指導を行った。	・一人一台端末の活用と教員の指導力の向上を図ることが必要である。 ・発達段階に応じて、意図的・計画的な情報モラル教育を推進する必要がある。	・デジタル教科書やデジタル教材を積極的に使用し、情報の収集、まとめ・表現などの学習場面において、これまで以上に主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進する。		指導室	○全国学力学習状況調査における各教科の平均正答率(対象:小学校6年生・中学校3年生)	
③特別支援教育の推進	○個のニーズに対応できる教育環境や人的配置を整備し、保護者や周囲への理解を促す ○障害特性等に配慮した教育課程や個別指導計画を編成し、適切な指導及び必要な支援を実施	・就学支援シート及び学校生活支援シートを活用した効果的な引継ぎが行われるよう、就学前施設との連携の一層の強化を図った。 ・都立特別支援学校のセンター的機能を活用し、市内特別支援学校等の機能強化を図った。	・インクルーシブ教育システムの理念について、庁内の関係各課等とより一層の連携を図る必要がある。	・「特別支援教育推進計画第4次計画」に基づいた取組を推進する。 ・インクルーシブ教育システムの理念について、庁内の関係各課、就学前施設及び市立小・中学校へ周知を図るとともに、教員の専門性を高めていく。		指導室	○全国学力学習状況調査における各教科の平均正答率(対象:小学校6年生・中学校3年生)	
④教育指導の充実	○小・中一貫教育を進め、体育・健康教育や、外国語教育の充実を図る ○カリキュラムマネジメントにより、環境教育や伝統・文化理解教育、キャリア教育の推進	・各校が児童・生徒の実態を把握し、課題を明確にした上で授業改善を図った。 ・実社会での問題発見・解決に生かしていく教科等横断的な学習に取り組むよう指導・助言した。	・全国学力・学習状況調査等の結果を中学校区の各校で共有し、児童・生徒の実態を把握する必要がある。 ・地域教材の活用と、教科等間のつながりを意識した教育課程を編成する必要がある。	・小中連携した児童・生徒の実態把握や、調査結果等を小中合同分析することで、校区内で育む子ども像を明確化する。 ・各校における、地域教材を活用した、問題解決的な学習を実施する。		指導室	○全国学力学習状況調査における各教科の平均正答率(対象:小学校6年生・中学校3年生)	
⑤特色ある学校づくりの推進	○地域の特色を生かした学校の創意工夫による教育活動を推進することにより、地域と連携した学校づくりの体制を構築	【指導室】 ・総合的な学習の時間等において、地域の伝統・文化を体験したり、地域人材を活用した教育活動を計画的に実施することで、特色ある学校づくりを推進するよう周知した。 【生涯学習推進課】 ・市内公立小学校10校において、学校支援地域本部事業を実施した。 ・放課後子ども教室は、令和5年度に1校開設し、9校で放課後子ども教室事業を実施した。また、令和6年度に1校新規開設するため、学校と調整を行った。 ・令和5年度は、学校運営協議会の設置に向けた庁内会議及び地域に向けたコミュニティ・スクール説明会に出席した。	【指導室】 ・地域の実態を踏まえた課題を設定し、追究する必要がある。 【生涯学習推進課】 ・放課後子ども教室は、人材確保を含めた持続可能な運営体制の確立が必要である。 ・従来の学校支援活動を基盤とした体制から地域と学校が連携・協働する体制への移行、市域内を統括する統括コーディネーターの人選及び中学校区における地域学校協働本部の設置が必要である。	【指導室】 ・コミュニティ・スクールの仕組みを生かして、各校が地域の材を教育活動に取り入れ、好事例があれば校長会等で情報を共有し、市全体で特色ある学校づくりを推進する。 【生涯学習推進課】 ・令和6年度中の放課後子ども教室の1校新規開設に向けて、運営コーディネーター及び安全管理員の委嘱、実行委員会を開催し開設する。 ・令和8年度の中学校区への地域学校協働本部設置に向けた準備を進める。		指導室・生涯学習推進課	○全国学力学習状況調査における各教科の平均正答率(対象:小学校6年生・中学校3年生)	

2 各施策の内容

内容			目標とする姿	目標とする姿に対する 令和5年度の取組における進捗状況	目標とする姿に対する 令和5年度の取組における課題	令和6年度の取組	総合計画審議会からの意見	担当課	関連する施策の成果目標	
		⑥教員の資質・能力の向上と働き方改革	○課題研修や職層研修の充実を図るとともに、授業改善を進め、教員の資質・能力の向上を図る ○教員の負担軽減や部活動改革により、効率的かつ効果的な働き方の実現の取組を実施	・中・長期的な視点で教員の資質・能力の育成を図るために、職層に応じた研修会の見直しを図った。 ・教員の負担軽減について、継続的に学校の実態把握に努めた。	・職層ごとの役割等に関する理解を促進することが必要である。 ・学校行事や各種会議等を精選し、業務の効率化を図ることが課題である。	・昨年度、見直した各種研修会を、計画的に実施するとともに、アンケートを行い、改善点等を明らかにする。 ・引き続き、学校の実態把握に努め、適宜、指導・助言を行う。		指導室	○全国学力学習状況調査における各教科の平均正答率 (対象:小学校6年生・中学校3年生)	
		⑦幼児教育の振興の支援	○保護者の負担軽減を図るなど、幼児教育の振興を支援するとともに、幼児教育の質の確保・向上への取組を推進	・私立幼稚園等園児保護者負担軽減費補助金:交付延人数1,191人、交付金額31,803,400円 ・実費徴収に係る補足給付事業費補助金(給食費補助):交付延人数:788人、交付金:14,145,063円	・私立幼稚園等園児保護者負担軽減費補助金について、令和5年10月から満3歳児の第2子以降の預かり保育料に係る補助(日額450円)を新設するとともに、多子計算に係る年齢制限(小学3年生以下)を撤廃したことで、保護者の経済的負担を軽減した。	・引き続き、補助金交付を行い、保護者の負担軽減を図り幼児教育の振興の支援を行って行く。		保育課	○全国学力学習状況調査における各教科の平均正答率 (対象:小学校6年生・中学校3年生)	
		⑧学校における食育の推進	○豊かな食生活への知識を深めるとともに、望ましい食習慣を身に付けさせるなど、組織的・計画的な食育を推進	・学習指導要領を踏まえた食に関する指導を各校で行った。 ・各校の食育リーダーを中心に、年間指導計画を作成し、教科等横断的な指導の充実を図った。	・外部人材等を活用し、体験的な学習をとおして食に関する理解を深めることが必要である。	・コミュニティ・スクールの仕組みを生かして、地域人材等の情報を各校が収集・活用し、食に関する指導の充実を図る。		指導室	○全国学力学習状況調査における各教科の平均正答率 (対象:小学校6年生・中学校3年生)	
	2 教育環境の整備									
	①情報化社会に対応した教育環境の整備	○「GIGAスクール構想」に基づくICT教育を推進するため、学校ICT環境の維持管理と充実の取組を推進	・校内での研修会やICT支援員の補助を受け、授業でのICT機器の利活用は広がっている。 ・予算措置の上、全小中学校に授業支援ソフトを導入して、「教員の授業準備の効率化」と「学力の向上」を図った。	・学校におけるICT支援員の待機時間が発生しないよう、学校に対してICT支援員を有効活用する働きかけが必要である。 ・教員ごとにICT機器の利活用に差が生じているため、底上げする仕組みを検討していく必要がある。	・ICT支援員による授業補助の拡充や先進校の取組をICT活用推進委員会を通して全校に展開し、「ICT機器の活用の日常化」を進めていく。 ・GIGAタブレット端末を家庭に持ち帰って学習する際に、保護者や学校が安心して子どもたちにタブレット端末を使用してもらうため、Webフィルタリングシステムを導入する。	教育総務課		○全国学力学習状況調査における各教科の平均正答率 (対象:小学校6年生・中学校3年生)		
	②学校保健の充実	○学校保健活動を推進し、児童・生徒への保健教育や保健管理を行う ○学校医等関係者との連携強化を図り、各種検診を適正に実施する	・保健主任会や学校保健委員会を通じて、学校における健康の問題を研究協議し、保健教育や健康づくり活動を実施した。 ・学校保健安全法施行規則に基づき、児童・生徒の健康診断を適正に実施した。 ・新型コロナウイルス感染症により中止していたあきる野市学校歯科保健連絡会を開催し、歯科保健活動を推進した。 ・学校に対し、健康診断の日程を教育支援室に確実に伝達するよう周知した。	・教育支援室に通う児童生徒は、在籍校で実施する各種健康診断を受けづらく、各学校医の医院で受けることが多いため、児童生徒及び保護者にとって負担にならない受診方法を検討する必要がある。	・引き続き、教育支援室に通う児童・生徒が健康診断を受診する方法について検討を進めていく。	教育総務課		(施策を推進することで、目標とする姿の実現を目指す)		
	③子どもの安全教育と安全確保の推進	○災害発生時に適切に対応できるよう、自助・共助の意識の醸成を図る ○学校安全ボランティアと連携し、地域ぐるみで登下校時等の子どもの安全確保を推進	・通学路交通安全推進員、スクールガード・リーダー、学校安全ボランティアと連携・協力し、登下校時の見守り活動を実施した。 ・教育委員会職員による青色防犯パトロール車を使用した地域の見守り活動を実施した。 ・道路管理部署、交通規制担当部署、教育委員会、所轄の警察署において市内道路の合同点検を実施し、安全対策が必要と考えられる箇所の確認及び安全対策を進めた。 ・学校安全講習会及び学校安全講習会について、令和6年度開催に向け、開催内容の見直しを実施した。	・学校等から見守り活動の増員要望があるが、人材不足であるため、係員による防犯パトロール等を強化し、登下校時の安全を確保する必要がある。 ・道路の点検結果から、各学校毎に通学路の状況が異なることが確認できたので、教育委員会では対応できない対策などについては、関係部署と連携しながら安全対策を進める必要がある。 ・学校安全講習会及び学校安全講習会については、開催時間及び開催規模を実情に合わせて変更する必要がある。	・引き続き、通勤方法が徒歩又は自転車の職員に対し、通勤時の見守り活動をお願いする。 ・学校安全講習会及び学校安全講習会を時間・規模を考慮の上で開催し、児童・生徒の安全対策を推進する。	教育総務課		(施策を推進することで、目標とする姿の実現を目指す)		
	④新学校給食センター整備の推進	○日の出町と、整備手法、運営形態等についての協議を進めるなど、早期完成に向けて取り組む	・基本設計及び実施設計業務については、令和5年度から令和6年度までの工期で公募型プロポーザル方式により委託事業者を選定し、契約締結の上、整備事業を進めた。 ・広域連携の手法については、地方自治法に基づく協議会の設立を想定し、共同整備検討委員会に専門部会を設置して協議した。	・令和5年度から令和6年度までの工期として進めている基本設計及び実施設計業務については、適切に進捗管理をする必要がある。 ・地方自治法に基づく協議会の設立に向けては、協議項目が多岐に渡るため、共同整備検討委員会及び専門部会による綿密な調整が必要である。	・実施設計については、契約期間内の相応な時期に完了できるよう、日の出町、設計委託業者及び関係機関と調整し、適切に業務を進める。 ・地方自治法に基づく協議会の設立については、引き続き、共同整備検討委員会及び専門部会において協議及び調整する。	教育総務課		○新学校給食センター整備の推進		

2 各施策の内容

内容		目標とする姿	目標とする姿に対する 令和5年度の取組における進捗状況	目標とする姿に対する 令和5年度の取組における課題	令和6年度の取組	総合計画審議会からの意見	担当課	関連する施策の成果目標
第5節 社会教育の推進								
1 社会教育の推進						・令和6年度の取組のとおり進められたい。		
①文化・スポーツ・レクリエーション活動の拠点施設の充実	○誰もが安心して学習やスポーツに取り組むことができるよう、環境の整備及び設備の充実を図る	【生涯学習推進課】 ・市民文化ホール（秋川キララホール）は、307日開館（217日使用）し、公演事業25件、貸館事業232件、入場者数48,378人だった。 ・また、前年度に引き続き舞台機構（吊り物設備）、自動火災報知設備・非常用放送設備、ホール内センサーカメラの改修工事を行った。 ・産業文化複合施設（あきる野ルピア）は、2,633件、42,584人の施設利用があり、自主事業4件（延べ366人参加）、ルピア塾を延べ421回（延べ2,778人参加）、ルピア塾フェスタは196人の参加があった。 【スポーツ推進課】 ・施設の老朽化や設備等の経年劣化が著しく、秋川体育館における雨漏りや五日市ファインブラザにおける漏水等不具合箇所の修繕を実施した。 ・秋川体育館、五日市ファインブラザ、市民プールについては、指定管理者との連携のもと、維持管理を行っている。 【図書館】 ・中央図書館では、自動制御ができなくなっている空調機について、業者からの見積りを徴取し、関係部署との調整を図った。また、自動出納装置の機械用非常電源及びクレーンの部品交換を実施した。また、東部図書館エルでは、2階ウッドデッキの腐食防止のため、保護塗料の塗布を実施した。	【生涯学習推進課】 ・施設利用件数及び利用者数の増加、老朽化した施設の適正な維持管理が課題となっている。 【スポーツ推進課】 ・市内のスポーツ施設は老朽化が著しく不具合箇所の発生予測ができないこともあり、緊急で対応する必要がある。指定管理者と連携し、不具合箇所を早期に見出し、不具合シートを作成するとともに、個別施設計画に基づき施設の維持管理を進める必要がある。 【図書館】 ・中央図書館は竣工後17年が経過し、施設に不具合が生じている箇所がある。自動制御不能となっている空調機、1階トイレ内の水漏れについては機器の交換・修繕に向けた検討が必要である。	【生涯学習推進課】 ・指定管理者による各種事業の実施と助言を行う。また、施設の修繕及び改修工事を行う。 【スポーツ推進課】 ・引き続き、指定管理者と連携し、施設、設備の保守点検等で不具合が認められた場合は、早急に修繕対応を心がけ、継続して、施設の維持管理に努めている。 【図書館】 ・中央図書館の照明に使用している蛍光灯については、既に製造が終了している物もあり、この対応が必要不可欠である。このため、「第五次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づきLED照明の導入を進めるにあたり、作業に係る設計委託を実施する。自動制御不能となっている空調機については、引き続き、関係部署と調整しながら対応について検討していく。また、五日市図書館においては、児童図書コーナーの本棚を補修するとともに一部屋上の防水工事を実施する。	生涯学習推進課・スポーツ推進課・図書館		○社会教育施設（秋川キララホール）の利用者数 ○図書館貸出冊数	
②社会教育事業の充実	○市民の参加を促進し、あきる野市独自の学習活動を展開する ○図書館の機能向上を図り、資料や情報の収集と提供の充実に取り組む ○図書館サービスの向上、図書館ボランティアの育成・活用を推進	【生涯学習推進課】 ・市民の学びの場の提供を目的に、公民館で対面・オンラインを併用したプログラミングワークショップや市民企画講座を開催した。 ・市民解説員がこれまでの活動で培ってきた知識をもとに作られた「あきる野歴史クイズ」について15分野、延べ1,100冊を作成した。 【図書館】 ・東京都指定有形文化財でもある五日市憲法案の原本展示を春と秋2回実施した。また、秋の展示では展示担当者による解説も実施した（18人参加）。1月にはレファレンス講座「はじめての法律情報の調べ方」を実施した（6人参加）。 ・図書資料については、全館で12,999冊購入し、寄贈本等を含め14,063冊受入をした。また、540,216件（個人）の貸出を行った。 ・図書館ボランティア養成講座として、絵本の読み聞かせ講座（7人参加）、本の修理・整架講座（7人参加）を実施した。また、音訳ボランティアに対しては、DAISY作成のフォローアップ研修を実施した。各ボランティアに活動の場を提供し、人形劇やおはなし会、布の絵本の製作・タペストリーの展示、音訳資料作成等を行った。	【生涯学習推進課】 ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大などを契機に、社会的にオンラインによる学びが普及してきたことを受け、ICTを活用した講座の実施も必要となっている。 【図書館】 ・ボランティアの高齢化による担い手の不足が課題である。	【生涯学習推進課】 ・前年度に引き続き、ICTを活用した対面とオンラインを併用した講座を実施する。 【図書館】 ・今後も取組を継続する。特に、音訳ボランティアについては、活動団体や活動内容を広く知らせるよう広報活動を積極的に行う。	生涯学習推進課・図書館		○社会教育施設（秋川キララホール）の利用者数 ○図書館貸出冊数	
2 芸術文化活動の推進								
①芸術文化事業の充実	○芸術文化の学習機会の提供を通し、芸術文化に触れ、参加する機会の創出を図る	・令和5年度は4年ぶりに市民文化祭を開催し、84団体の参加があった。 ・令和元年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により公募展が開催できていなかったことから、作品展ができなかった令和元年度の「あきる野市絵画展入賞作品回顧展」として第7回あきる野市絵画展の入賞作品を展示した。	・コロナ禍における団体の活動休止及び会員の高齢化の影響により、市民文化祭は参加団体数が減少した。また、絵画展は運営体制の変更が必要である。	令和6年度の市民文化祭は、多くの団体の参加を促す工夫をし、文化団体連盟と協働で実施する。	生涯学習推進課	○市民まつり市民文化祭への参加団体		
3 文化財の保護・活用の推進								
①文化財の保護と活用	○文化財の収集、適正な保存管理及び調査研究を進めるとともに、文化財の活用を推進する ○市の歴史や民俗、自然などの特質に対する市民の理解促進に取り組む	・市内文化財の調査を進め、文化財の保護に取り組んだ。 ・五日市郷土館、二宮考古館等において、市指定文化財の公開を含む企画展等を9件、文化財講座を3件実施し、市民の文化財理解の促進に取り組んだ。また、収蔵資料の活用について、データ提供等12件、資料貸出5件行った。	・収蔵資料のデジタル化や文化財講座の配信など、ICTを活用した文化財普及啓発について、さらに充実させる必要がある。	・引き続き、市内文化財の調査を進め、文化財の保護に努める。 ・五日市郷土館及び二宮考古館において、市内文化財に関する展示及び講座の実施、収蔵資料の貸出し等により、文化財の活用及び市民理解の促進を図る。	生涯学習推進課	○郷土芸能連合会加盟団体数		
②伝統芸能保存活動の支援	○保存団体で構成する連合会の公開活動に対して支援するとともに、歌舞伎保存団体の農村歌舞伎上演に必要な道具類の提供・支援など、伝統芸能の保存・伝承活動の支援に取り組む	・郷土芸能連合会があきる野夏まつりにおいて山車パレードを行い、22団体が参加した。また、各地域での公演や活動について、ホームページでの情報発信を行った。 ・道具類の貸出しについては、用具貸出2件、音響設備貸出6件であった。	・保存団体によっては、従来からの課題である担い手の減少が顕著になっていると感じており、今後も伝統芸能を団体が継続できるような取組を支援する必要がある。	・引き続き、ホームページでの情報発信及び外部団体との調整、郷土芸能団体への指導助言などの支援を行う。	生涯学習推進課	○郷土芸能連合会加盟団体数		

2 各施策の内容

内容		目標とする姿	目標とする姿に対する 令和5年度の取組における進捗状況	目標とする姿に対する 令和5年度の取組における課題	令和6年度の取組	総合計画審議会からの意見	担当課	関連する施策の成果目標
	4 スポーツの推進							
	①ライフステージ・ライフスタイルに応じたスポーツの推進	○幅広い世代に向けた情報発信や多様なスポーツ教室開催などに取り組み、スポーツの推進を図る	・コロナ禍のため中止となっていた事業を再開し、障がい者や子どもから高齢者までの幅広い世代が身近で気軽にスポーツを楽しめるよう、障がい者スポーツ教室、ポッチャ大会、ニュースポーツ普及事業や、ウォーキングイベントを開催し、スポーツの推進を図った。	・実施したイベントについては、コロナ禍以前に実施していたイベントと比較すると、参加人数が減少したことから、定期的にスポーツイベントなどの情報発信を行うとともに、参加者が安心して参加できるようなイベントの実施に努めていく。	・引き続き、身近で気軽にスポーツを楽しめるようなイベント等を開催し、スポーツ活動のきっかけづくりとなるよう、情報発信等を積極的に行っていく。		スポーツ推進課	○成人の週1回以上のスポーツ実施率
	②地域団体の支援と連携によるスポーツの振興	○地域団体の主体的な活動を推進するとともに、地域団体と連携し取り組む	・スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブと連携し、市民の体力向上、健康増進及び交流を目的に、総合スポーツ祭、スポーツの日スポーツフェスティバル、障がい者スポーツ教室、各種イベントやスポーツ教室等を実施し、スポーツ活動の機会の充実を図った。	・自ら進んでスポーツに親しみ、継続して取り組んでもらえるよう、スポーツ機会の充実や参加するためのきっかけづくりを進める必要がある。	・引き続き、子どもから高齢者及び障がい者のニーズに合ったスポーツの機会を提供していくことや、スポーツ実施率の低い子育て、働き盛り世代に対するスポーツをする機会をスポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ及び指定管理者と連携し、取り組んでいく。		スポーツ推進課	○成人の週1回以上のスポーツ実施率
	③市の特性を生かしたスポーツ推進	○身近な地域の豊かな自然環境を生かしたウォーキングなど、市の特性を生かしたスポーツ活動の推進	・秋川流域小中学生駅伝大会及びウォーキングイベントを実施し、市の地形や環境を活かしたスポーツ活動の推進を図った。 ・イベント情報について、ホームページや広報以外にも、各施設をとおして、周知を図った。	・小中学生駅伝大会は4年ぶりに開催したが、コロナ禍以前より参加者数が減少したことから、イベントの開催に当たり、参加者のニーズに沿った取組が必要である。 ・ウォーキングについては、70歳以上の高齢者の参加が多いため、幅広い年齢層の方が参加できるような取組が必要である。	・引き続き、市の特性を生かしたスポーツ活動を推進するとともに、イベント情報について、ホームページや広報以外にも、各施設をとおして、周知を図っていく。		スポーツ推進課	○成人の週1回以上のスポーツ実施率

2 各施策の内容

内容		目標とする姿	目標とする姿に対する 令和5年度の取組における進捗状況	目標とする姿に対する 令和5年度の取組における課題	令和6年度の取組	総合計画審議会からの意見	担当課	関連する施策の成果目標
第6章 行財政分野								
第1節 財政運営の健全化								
1 財政健全化の推進						・令和6年度の取組のとおり進められたい。		
①計画的な財政運営	○財政健全化に向けた取組の一層強化。市民要望に適切に対応出来る財政体質の維持	・経常的支出の削減を図るため、継続的に公債費負担の抑制を進めるとともに、全庁に向けて徹底した事務経費の縮減を要請している。また、不測の事態や一時的な財源不足への対応として、財政調整基金を積み増すとともに、今後の公共施設の老朽化対策等に向けた財源確保を図るため、公共施設整備基金を積み増した。	・物価高騰や急激な円安により、景気の先行きに不透明さが増している。物価高騰や買上げによる全体的な支出の増加があり、こうした影響は当面続くと想定される。	・引き続き、税関係収入の確実な確保はもとより、ふるさと納税などによる財源確保の取組を進めることにより、増収を図る。歳出にあっては、徹底した事務経費の縮減や事業の見直し等を進める。また、市債の新規借入れの抑制により、後年度の公債費負担の縮減を図るとともに、更なる基金の積み増しに取り組む。	財政課		○健全化判断比率 ・実質公債費比率 ・将来負担比率	
②企業会計的手法の活用	○資産・債務管理の適正化と財務情報の透明性向上のため、企業会計的手法を活用した行財政運営を推進	【財政課】 ・統一的な基準による財務書類を作成し、公表した。 【管理課(下水道担当)】 ・経費回収率の向上のために、污水处理に係る経費の見直しとして令和5年度に第九玉見処理分区における雨天時浸入水対策工事の基本設計を実施した。 ・下水道会計は令和2年度から公営企業会計を適用しており、資産・債務管理の適正化と財務情報の透明性の向上のため、民間の企業会計的手法を活用した行財政運営を進めている。	【財政課】 ・財務書類の作成は行っているものの、行財政運営への具体的活用には至っていない。 【管理課(下水道担当)】 ・令和5年度末における経営成績について、経費回収率が96.59%であり、事業に必要な費用を下水道使用料で賄えている状況とされる100%を下回っているため、不足分を一般会計からの繰入金で賄っている。	【財政課】 ・引き続き、財務書類を作成し、公表するとともに、活用に向けた調査研究を行う。 【生活排水対策課】 ・令和6年度以降は、工事に向けた詳細設計作業を行うとともに、今後の下水道使用料の見直しも含めた経営戦略の改訂作業を実施する。	【令和5年度】 財政課・管理課(下水道担当) 【令和6年度】 財政課・生活排水対策課		○健全化判断比率 ・実質公債費比率 ・将来負担比率	
2 財源の確保								
①自主財源の確保に向けた取組	○未利用地の売却・貸付け、有料広告の充実及び寄付の活用を進めるとともに、自主財源の確保に向けた取組の推進	【企画政策課】 ・「あきる野市行財政改革推進プラン2023」を令和5年9月に策定し、自主財源の確保を取組の一つとして位置付けた。 ・自主財源の確保の方策であるネーミングライツやガバメントクラウドファンディングの調査・研究を行った。 【財政課】 ・全庁に向けて、財源確保に向けた取組推進を要請するとともに、市有財産の売却・利活用や寄付金の確保、課税客体の動向把握等について、関係各課と密に情報共有を図った。適宜最新情報を共有することにより、適切な執行管理に繋がった。 【契約管財課】 ・未利用地(普通財産)の売却については、インターネットを利用した一般競争入札の方法を取り入れ、1件契約したほか、隣接地主に折衝し、2件契約した。 ・公有財産台帳データを活用し、未利用地の現況調査を開始した。 ・未利用地の貸付けについては、事業用定期借地権による契約を1件進めることができた。 【商工振興課】 ・個人版ふるさと納税では、新たな返礼品提供事業者や返礼品を増加させることで、市内事業者及び特産品等をPRし、寄附受入額の増加を図った。 ・企業版ふるさと納税では、接点のある企業に対して声かけを行うことで、寄附受入額の増加を図った。	【企画政策課】 ・取組を進めていくため、実施方法等の方針を決定する必要がある。 【財政課】 ・社会・経済の動向が不透明であり、税関係収入の動向把握の難しさが増している。市有地については、これまでの処分の結果、売却に適した案件が減少している。 【契約管財課】 ・未利用地の売却については、現況の把握ができていない土地もあるため、個別物件の調査を継続する必要がある。 【商工振興課】 ・個人版ふるさと納税では、寄附受入額の増加に向け、返礼品提供事業者及び返礼品数を増やしていく必要がある。 ・企業版ふるさと納税制度では、寄附受入事業と企業のニーズがマッチングできるように関係部署とのさらなる連携が必要である。	【企画政策課】 ・ネーミングライツ導入方針を定め、導入施設の決定、ネーミングライツパートナーの募集・選定を行う。 ・ふるさと納税を活用したガバメントクラウドファンディングに取り組む。 【財政課】 ・引き続き、関係各課と密に情報共有を図りながら、税関係収入の確実な確保に努めるとともに、ふるさと納税などによる財源確保の取組を進める。 【契約管財課】 ・現況の調査を進める。 【商工振興課】 ・個人版ふるさと納税では、引き続き、寄附受入額の増加に向け、返礼品提供事業者及び返礼品数を増やしていく。 ・企業版ふるさと納税制度では、寄附受入事業と企業のニーズがマッチングできるように関係部署との連携を図る。	企画政策課・財政課・契約管財課・商工振興課		○市税収入率 ○受益者負担の適正化 ○自主財源の確保に向けた取組	
②課税客体の適正な把握と徴収率の向上	○徹底した事前調査等による課税客体の適正な把握、滞納処分の強化など、徴収率の向上の取組を実施	【課税課】 ・個人課税について、課税資料が無い市民の方へ、はがき・封筒の送付や実地訪問を行い申告勧奨を行うとともに、事業所課税の対象者を抽出するため、西多摩市町村と共同で税務署調査を行なった。 ・法人課税について、新規登記情報を確認し、申告が無い法人を把握したうえで、申告勧奨はがきを送付し勧奨した。 ・税務署に提出された報酬・料金等に係る法定調書の内容と、申告内容を突合し、課税客体の把握を行った。 【徴税課】 ・例年同様に搜索、タイヤロック及び一斉催告を実施した。地方税ポータルサイト(eLTAX)による固定資産税及び軽自動車税種別割の電子納付が可能となったことでクレジットカード納付が可能となった。地方税統一QRコード(eL-QR)の導入により、全国の対応金融機関で納付が可能となった。	【課税課】 ・個人課税の未申告者へ実地訪問した内容を複数年度で把握するため、一昨年からリスト化を開始し、活用しているが、対面できない未申告者の対応を検討している。 【徴税課】 ・徴収強化の取組により、継続して一定の成果が得られているが、人事異動等の影響を最小限に抑えるための知識や技術の継承が、確実かつ円滑に行えるような体制を整えることが課題である。	【課税課】 ・引き続き同様の取組を行うとともに、以下の点を強化する。 ・事業所課税の税務署調査の手法についての西多摩市町村担当者間での検討・協議 ・未提供の法定調書について、税務署への提供要請(退職所得に係る支払調書、生命保険契約等の一時金の支払調書等) 【徴税課】 ・例年同様に年間計画に基づく滞納整理を実施する。地方税ポータルサイト(eLTAX)による市都民税及び国民健康保険税の電子納付を可能とする。職員の能力向上を図るため、東京都に職員を一年間派遣する。	課税課・徴税課	○市税収入率 ○受益者負担の適正化 ○自主財源の確保に向けた取組		

第2次あきる野市総合計画 令和5年度進捗管理シート

2 各施策の内容

内容		目標とする姿	目標とする姿に対する 令和5年度の取組における進捗状況	目標とする姿に対する 令和5年度の取組における課題	令和6年度の取組	総合計画審議会からの意見	担当課	関連する施策の成果目標
③受益者負担の適正化		○使用料及び手数料について、定期的な検証を行い、受益者負担の適正化を推進	【企画政策課】 ・「あきる野市行財政改革推進プラン2023」を令和5年9月に策定し、受益者負担の適正化を取組の一つとして位置付けた。 ・令和6年度の使用料・手数料の検証に向け、現在の使用料・手数料の妥当性及近隣市町村の動向等の研究を行った。 【学校給食課】 ・物価の上昇により賄材料費が高騰した。本来なら給食納付金の改定を検討するところだが、地方創生臨時交付金を利用するなどし、現状を維持した。 【生涯学習推進課】 ・秋川キララホール及びあきる野ルピアについては、指定管理者制度を導入しているところであるが、施設使用料等は条例の定めるところにより、指定管理者が料金を徴収している。	【企画政策課】 ・エネルギーコスト高騰等の影響により、現在の使用料・手数料の妥当性について検証を行う必要がある。 【学校給食課】 ・賄材料費の高騰分について、児童・生徒分は地方創生臨時交付金を活用し対応した。また、教職員等については一般財源を充てて対応した。本来なら給食納付金の改定を検討する必要がある。 【生涯学習推進課】 ・適切な受益者負担による施設使用料等の設定が必要。	【企画政策課】 ・行財政改革推進本部において、使用料・手数料を所管する課長等による受益者負担(使用料・手数料)適正化検討部会を設置し、使用料・手数料の適正化に向けた調査・検証を行う。 【学校給食課】 ・物価の上昇に伴い賄材料費の高騰も続いているが、令和6年度は、東京都公立学校給食費負担軽減事業補助金を活用し、保護者負担となる給食納付金の額を、維持する。 ・現状、賄材料費に見合った給食納付金になっていないことから、今後、適正価格を算出する。 【生涯学習推進課】 ・秋川キララホール及びあきる野ルピアにおける貸館事業において、適切な受益者負担による施設使用料等を徴収する。		企画政策課・学校給食課・生涯学習推進課	○市税収入率 ○受益者負担の適正化 ○自主財源の確保に向けた取組
	④補助金・負担金の適正化	○社会状況や市民ニーズの変化等を踏まえ、公益上の必要性を検証しながら、常に見直し、適性化を推進	・補助金・負担金のチェックシートの結果を検証し、適正化に向け、見直しに係る新たな手法(抽出による各課へのヒアリング等)の検討を行った。	・補助金・負担金は、多くの市民や各種団体に活用されており、その見直しは、対象者に大きな影響を与えることになる。現在の社会・経済状況下においては、より慎重に対応する必要がある。	・引き続き、補助金・負担金の活用内容等の状況を把握しつつ、他の行財政改革の取組の進捗状況を踏まえながら、見直し等のあり方を検討していく。		財政課	○市税収入率 ○受益者負担の適正化 ○自主財源の確保に向けた取組
	⑤計画的な企業立地の推進(再掲)	(再掲) ○周辺市街地との調和や自然環境の保全に配慮し、地域産業に適した立地環境の整備と併せた、企業立地の推進 ○武蔵引田駅周辺地区や秋川高校跡地、産業系複合市街地のまちづくりの特性に合わせた企業立地の推進	・東京都企業立地相談センターのホームページに、市内工業団地の情報を掲載し、周知を行った。	・工業団地の概要を掲載しているが、より細やかな情報を周知するためには、各工業団地や関係部署と連携する必要がある。	・引き続き、東京都と連携し、東京都企業立地相談センターのホームページで周知を行っていく。 ・引き続き、各工業団地や関係部署との連携を検討する。		商工振興課	○市税収入率 ○受益者負担の適正化 ○自主財源の確保に向けた取組
3 事務経費の合理化								
①事務事業の見直し		○事務事業の評価を行い、一定の成果を上げたもの、行政需要の減少したもの等は、見直しを実施	・引き続き、各部課での事務事業の点検・評価、改善等を実施した。 ・実施計画の策定等を通じて、各部課において、事務事業の点検・評価、改善等を実施した。 ・「あきる野市行財政改革推進プラン2023」を令和5年9月に策定し、事務事業の見直しを取組の一つとして位置付けた。 ・令和8年度に事務事業の見直しの方策を確立できるよう、情報収集を行った。	・持続可能な行政運営を実現するため、市民アンケートによる意識調査各部課での事務事業の点検・評価、改善等を継続していく必要がある。 ・事務事業の見直しの方策を新たに確立する必要がある。	・引き続き、各部課での事務事業の点検・評価、改善等を実施する。 ・必要な項目の見直しなどを行い、市民アンケート調査を実施する。また、その結果を全庁に共有する。 ・引き続き、実施計画の策定等を通じて、各部課において、事務事業の点検・評価、改善等を実施する。 ・令和8年度に事務事業の見直しの方策を確立できるよう、情報収集・検討を行う。		企画政策課	○民間活力の導入
	②民間活力の導入	○民間委託化、指定管理者制度の導入などを計画的に推進 ○指定管理者制度の運用に当たり、公共施設の適切な管理運営がなされているかなどを点検・評価	・「あきる野市行財政改革推進プラン2023」を令和5年9月に策定し、民間活力の更なる活用を取組の一つとして位置付けた。 ・民間活力の活用の取組を進めるため、サウンディング型市場調査の導入方針の検討や指定管理者制度の見直しに向けた調査、PPP・PFIの導入方針に係る情報収集に取り組んだ。	・サウンディング型市場調査の導入方策を検討する必要がある。 ・指定管理者制度の見直しに向け、把握した課題を検証する必要がある。 ・PPP・PFIの導入方針の策定に向けた考え方をまとめる必要がある。	・他課のサウンディング型市場調査の結果等を参考にしながら、サウンディング型市場調査の導入方針を検討・策定し、サウンディング型市場調査を実施する。 ・本市の指定管理者制度の課題について、令和5年度の調査結果から、把握・検証する。 ・PPP・PFIの導入方針を検討する。		企画政策課	○民間活力の導入
第2節 行政体制・行政サービスの適正化・最適化								
1 情報通信技術の活用						・令和6年度の取組のとおり進められたい。		
①ICTの利活用の促進		○ICTを有効活用するとともに行政手続きのオンライン化推進 ○国の推進する地方公共団体の情報システムの標準化・共通化を推進	・「行政手続のオンライン化の推進」について、国の運営する「びったりサービス」及び簡易申請ツール(LoGoフォーム)を活用してオンラインサービスを拡充した。 ・「情報システムの標準化・共通化」については、標準化検討部会の下にワーキンググループを設置し、現行システムと標準準拠システムの機能や出力される帳票等の差異の洗い出しを実施した。	・市民サービスの利便性の向上のため、イベント申込み及び簡易的な申請等について、スマートフォン等を利用したオンライン申請をさらに拡充する必要がある。 ・「情報システムの標準化・共通化」については、引き続き現行システムとの差異の洗い出しを行い、標準準拠システムの機能等に合わせた運用等について検討を進めていく必要がある。	・行政手続のオンライン化を進めるとともに、「情報システムの標準化・共通化」については、引き続き検討部会・ワーキンググループにより、現行システムとの差異の洗い出しを行い、標準準拠システムの機能等に合わせた運用方法等を検討する。		情報政策課	○情報セキュリティ研修の受講率 ○自治体DXの推進
	②情報セキュリティ対策の強化	○ICTを使った情報サービスを完全かつ安心して利用できるよう、物理的・人的及び技術的な対策を組合せ、情報セキュリティ対策の取組を実施	・住民情報系端末やネットワーク機器を更改するとともに、ネットワークの三層分離環境下での、物理的、技術的対策、また、情報セキュリティ研修や内部監査等による、人的対策を実施した。	・AI技術の急速な進化及び国際情勢等の変化によるグローバル化により、サイバー攻撃の巧妙化・高度化が進んでいることから、これに対応していくための情報セキュリティ対策が必要となっている。	・機器の更改を進める際、ゼロトラストを意識した物理的・技術的対策を実施するとともに、セキュリティ研修や監査などの人的対策を継続的に実施する。		情報政策課	○情報セキュリティ研修の受講率 ○自治体DXの推進
2 ファシリティマネジメントの推進								
①公共施設等の総合管理の推進		○安全な公共施設等を提供し、適正な管理や活用に取り組み、建物等の長寿命化や予算の平準化 ○施設の必要性を十分に勘案し、施設の統廃合等による再編の検討を推進	・メンテナンスサイクルの構築に向けた試験運用を進めた。 ・予防保全施設136施設のうち、96施設については、再編等に関する実施計画を策定した。	・メンテナンスサイクルの本格実施に向けて、不具合発生後の進捗管理と定期点検等の実施時期が課題となった。また、研修会については施設所管課担当職員の更なる維持管理スキル向上のため、継続的に実施する必要があるとともに、点検に当たっての実践的なマニュアルが必要である。 ・再編等に関する実施計画の策定に関しては、専門的な知見や庁内での情報共有などを行い、検討する必要がある。	・メンテナンスサイクルの試験運用を進める。 ・予防保全施設136施設のうち、残りの40施設について、再編等に関する方向性について検討し、検討が完了した施設から再編等に関する実施計画を策定をする。	企画政策課	○公共施設等の総合管理の推進 ○未利用地等の売却(旧市営住宅跡地物件数：全物件数 9団地 14物件)	

第2次あきる野市総合計画 令和5年度進捗管理シート

2 各施策の内容

内容		目標とする姿	目標とする姿に対する 令和5年度の実組における進捗状況	目標とする姿に対する 令和5年度の実組における課題	令和6年度の実組	総合計画審議会からの意見	担当課	関連する施策の成果目標
②低未利用地等の利活用		○低未利用地等(普通財産)は、利活用方針の明確化や必要な条件を整備し、売却や貸付け等を推進 ○多様な手法による資産活用の観点から、総合的な資産活用と活用の検討	【契約管財課】 ・市営住宅跡地に関し、他部署と連携し、事業用定期借地権による資産活用を進めることができた。 ・低未利用地(普通財産)の売却については、インターネットを利用した一般競争入札の方法を取り入れた。 【企画政策課】 ・秋川流域の更なる活性化に向け、武蔵五日市駅前市有地の活用を図るため、平成23年の「武蔵五日市駅前市有地活用調査検討結果報告書」及び平成26年の首都大学東京からの提言を基本に、新型コロナウイルス感染症の世界的流行やDXの推進などの社会環境の変化を踏まえ、市民団体からの提案なども参考とした上で、「武蔵五日市駅前市有地活用計画」を策定した。 【観光まちづくり推進課】 ・秋川流域の活性化に向け、武蔵五日市駅前市有地活用計画に基づき、武蔵五日市駅前市有地に拠点施設を整備することとした。令和6年度での拠点施設建設工事の実施を目指し、令和5年度においては同工事設計業務を実施した。	【契約管財課】 ・近年の社会情勢等の変化に応じた多様な手法による利活用等の推進が必要である。 【企画政策課】 ・令和7年度の開設に向け、施設の運営などを定める必要がある。 ・日の出町、檜原村と連携し、武蔵五日市駅前市有地活用事業を進める必要がある。 【観光まちづくり推進課】 ・拠点施設建設工事の設計業務を実施したが、事務・受付スペースや集会所(中のひろば)、交流スペース(五日市ラウンジ)、外のひろばなどといった施設の機能や運営手法について、今後協議・調整していく必要がある。	【契約管財課】 ・普通財産の貸付けの一般競争入札を実施する。 【企画政策課】 ・商工観光部による武蔵五日市駅前市有地活用事業を支援するとともに、日の出町、檜原村と情報共有、協議などを行う。 【観光まちづくり推進課】 ・秋川流域の活性化に向け、武蔵五日市駅前拠点施設の新築工事、電気設備工事及び機械設備工事を実施する。また、同施設の運営手法等について、関係部署等と協議し決定していく。		契約管財課 企画政策課 観光まちづくり推進課	○公共施設等の総合管理の推進 ○未利用地等の売却(旧市営住宅跡地物件数：全物件数 9団地 14物件)
	③公共サービスの利便性向上	○ICTを活用した公共サービスのオンラインサービスの範囲の拡充等により、利便性の向上を図る	【企画政策課】 ・予防保全施設136施設のうち、96施設については、再編等に関する実施計画を策定した。 【市民課】 ・スマホ用電子証明書を搭載したスマホで、証明書のコンビニ交付サービスが令和6年1月22日から一部事業者で利用できるようになった。	【企画政策課】 ・令和5年度に再編等に関する実施計画を策定した施設については、計画に基づいて再編等を実施するとともに、公共サービスの利便性向上の検討が必要である。 【市民課】 ・対応機種が一部のスマホ端末のみであり、今後対象端末の拡大が課題である。	【企画政策課】 ・予防保全施設136施設のうち、再編等に関する実施計画が未策定である40施設について、再編等に関する方向性について検討し、検討が完了した施設から再編等に関する実施計画を策定をする。 【市民課】 ・自治体情報システム標準化・共通化に向けた具体的な取組を遅滞なく進めることで、オンラインサービスの拡充等につなげる。		企画政策課・市民課	○公共施設等の総合管理の推進 ○未利用地等の売却(旧市営住宅跡地物件数：全物件数 9団地 14物件)
	④第三セクターの適正運営	○第三セクターについて、社会経済情勢の変化を踏まえた効率的かつ適正な運営指導に努める	【商工振興課】 ・取締役会や株主総会等に同席し、経営状況等を把握し、適切な指導を行った。 【観光まちづくり推進課】 ・秋川渓谷瀬音の湯及び秋川渓谷戸倉体験研修センターの指定管理者である新四季創造株式会社と密に連携を図り、施設の適正な維持管理を行った。 ・新型コロナウイルスの影響や国際的な物価・エネルギー価格の高騰等により経営状況が悪化していることから、経営改善に向けた取組として、令和5年7月1日に、宿泊料金及び貸切浴室の利用料金について改定を行った。	【商工振興課】 ・左記のとおり、随時、経営状況等について把握しているが、空き店舗対策が進んでおらず、安定経営に向けて、研究・検討する必要がある。 【観光まちづくり推進課】 ・経営改善に向けては、更なる取組や見直しなどが必要ことから、今後も利用者のニーズを踏まえたサービスの向上に加え、事業等全般的な検証を進める必要がある。	【商工振興課】 ・引き続き、取締役会や株主総会等に同席し、経営状況等を把握し、適切な指導を行うとともに、空き店舗対策等を研究・検討する。 【観光まちづくり推進課】 ・今後も新四季創造株式会社の経営状況等の把握に努めるとともに、経営改善に向けた指導・助言を行っていく。		商工振興課・観光まちづくり推進課	○公共施設等の総合管理の推進 ○未利用地等の売却(旧市営住宅跡地物件数：全物件数 9団地 14物件)
第3節 組織・人事体制の活性化								
1 行政推進体制の整備(行政力の強化)						・令和6年度の実組のとおり進められたい。		
①効率的・効果的な組織の見直し	○効率的・効果的な行政体制の実現に向け、組織の見直しを実施	・「あきる野市行財政改革推進プラン2023」を令和5年9月に策定し、効率的・効果的な組織の見直しを取組の一つとして位置付けた。 ・組織改正の必要性等を検証の上、事務改善委員会・経営会議を通じて、令和6年度の組織改正を行い、合わせて必要な条例改正等を行った。	・社会情勢等の変化により、効率的・効果的な組織体制は変わってくるため、毎年度見直しを行う必要がある。	・組織改正の必要性を検証の上、引き続き組織の見直しを行う。			企画政策課	○内部統制制度の構築
②職員の資質向上	○職員育成基本方針に基づき、多様な人材確保に努める ○能力開発を行い、地方分権の進展に対応し、柔軟な発想と高い能力を有する職員の育成に努める	・新規採用者数の募集(特に技術職)について、採用案内やPR動画を工夫して実施した。 ・多様な人材を確保するため、経験者採用の募集を年度末に行い、64人の応募を得た。 ・人材育成を効果的に推進するため、研修を計画し人材育成に取り組むとともに、自己啓発研修について職員に対しアンケートを実施した。 ・職員全体のDXに関する知識の底上げを図るため、各課で推薦された係長・主査職の職員に対し研修を実施した。 ・初めての異動や昇任により職務環境が変化した職員に対し、気軽に相談できる場を提供するため、あきる野市職員メンター制度を実施した。	・一般技術職(専門職)や一般事務(障がい者)に応募がなく、募集に工夫が必要であることが課題である。 ・自治体DXを全庁的に推進するには、全職員に対する意識改革は課題である。 ・あきる野市職員メンター制度は、事前研修を受けることができなかった場合のフォローが課題である。	・令和6年7月1日採用に向け、対象年齢を39歳まで引上げ、1次試験を筆記試験ではなく書類審査(エントリーシート等)を実施し、経験者が応募しやすい工夫を図り、逆に面接の時間を増やし、適切な採用を図る。 ・新規採用者数の募集(特に技術職)について、採用案内やPR動画を工夫して実施する。 ・これまでの研修計画を継続して計画するとともに、DX推進に関する研修を検討する。また、あきる野市職員メンター制度を継続して実施する。			職員課	○内部統制制度の構築
③コンプライアンス・内部統制機能の強化(一部再掲)	(一部再掲) ○法令遵守、情報セキュリティ対策の徹底と浸透を図るとともに、内部統制機能の仕組みについて、検討・構築	・令和5年9月に「あきる野市行財政改革推進プラン2023」を策定し、取組項目の1つとして、内部統制制度の構築に係る取組を位置付けた。 ・令和7年度の内部統制制度の構築に向け、内部統制制度を検討した。	・内部統制制度の構築を進めるため、調査・研究が必要がある。	・令和7年度の内部統制制度の構築に向け、引き続き、内部統制制度を検討する。			企画政策課	○内部統制制度の構築
2 危機管理体制の整備								
①危機管理体制の整備	○市民(生命、身体、財産)並びに市政に重大な影響を及ぼす全ての危機に対応するため、危機管理体制の強化の取組を実施 ○平常時から危機意識・危機管理能力の向上に努め、危機への段階的な対応や迅速かつ的確な対応を図る	・令和5年度については、「危機管理基本方針」に関連して「地域防災計画」の修正作業を行った。 ・また、外部講師を招いて、職員を対象とした防災研修を実施した。	・災害対応を経験していない職員が増加しているのが課題である。	・継続的に職員に対する防災研修を実施し、災害対策本部の設置・運営訓練の実施などを検討するとともに、「危機管理基本方針」の改正作業を進める。			地域防災課	○あきる野市危機管理基本指針の改正 ○防災に関する職員研修の実施

2 各施策の内容

内容	目標とする姿	目標とする姿に対する 令和5年度の取組における進捗状況	目標とする姿に対する 令和5年度の取組における課題	令和6年度の取組	総合計画審議会からの意見	担当課	関連する施策の成果目標
第4節 協働によるまちづくりの推進							
1 市民活動の推進					・令和6年度の取組のとおり進められたい。		
①協働のまちづくりの推進	○市民などと行政との役割・責務を明らかにしながら、市民と協働のまちづくりを推進	・新たな取組として、市民と市長が、市の将来について語り合う場としてタウンミーティングを4回開催した。うち1回は子育て世代を対象とし、子育て支援に関する情報交換を行った。 ・令和5年9月に「あきる野市行財政改革推進プラン2023」を策定し、取組項目の1つとして、市民との協働のまちづくりの推進を位置付けた。 ・本市の協働の在り方に関する方針策定に向け、情報収集・研究を行った。	・市長等と市民が地域課題の解決・改善に向けた意見交換を行うとともに、情報共有を図る場として引き続きタウンミーティングを開催する必要がある。 ・協働のまちづくりを更に推進するため、本市の協働に関する方針を策定する必要がある。	・市民アンケート調査を実施し、市民のまちづくりへの参画意向を確認する。 ・令和5年度の成果を基に、必要な改善をした上で、引き続きタウンミーティングを開催する。(年4回を予定) ・本市の協働の在り方に関する方針策定に向け、情報収集・研究を行う。		企画政策課	○町内会・自治会世帯加入率(再掲) ○まちづくりへの参画意向(市民アンケート調査「積極的に参画」「状況に応じて参画」計)
②町内会・自治会活動の支援(再掲)	(再掲) ○地域力の向上と地域組織の充実を図るため、町内会・自治会が地域の課題を解決するために自主的・自発的に行う取組を支援	・コミュニティ事業交付金申請などの相談にのり協力することや、東京都の補助制度の周知(3回)を行うことにより、町内会・自治会の取組を支援した。また、連合会の会議において、補助金等に関する意見の聴取及び現状を把握し、会館建設費補助金の改正を行った。	・自主的・自発的に取組を行う町内会・自治会に偏りがある。 ・会員の高齢化に伴い、活動の縮小を余儀なくされている。	・役員の負担軽減に向け、補助金申請等にメール等の活用を周知する。また、連合会と共催で新任会長研修会を実施する。 ・コミュニティ事業交付金の積極的な活用を呼びかけ申請書作成支援を行う。		地域防災課	○町内会・自治会世帯加入率(再掲) ○まちづくりへの参画意向(市民アンケート調査「積極的に参画」「状況に応じて参画」計)
③市民組織等との連携・協働	○地域で活動する組織を支援するとともに、様々な市民組織、公的機関、教育機関、民間団体等との連携・協働を図る	【企画政策課】 ・市と学校法人明星学苑明星大学が締結している包括的な相互協力・連携に関する協定に基づき、中央公民館における講座の講師依頼や、学童クラブにおける学童クラブ補助員の募集案内等の協力により、活力のある個性豊かな地域社会の形成及び発展に向けた連携を推進した。 【地域防災課】 ・町内会・自治会の活動に係る各種補助金等の活用に関する相談、申請補助及び交付を行い活動を支援した。また、連合会の会議に出席し、資料作成補助や庁内及び関係機関への連絡調整等を行った。 【商工振興課】 ・明星大学の学生の協力により「武蔵五日市駅グルメマップ」を作成した。 ・五日市高校の生徒の協力により、「五日市まちづくり通信」に記事を寄稿してもらった。 【福祉総務課】 ・民生委員・児童委員の事務局として活動を支援した。 ・保護司及び更生保護女性会の活動を支援した。 【生涯学習推進課】 ・社会教育関係団体の登録申請により、団体の活動が円滑に実施できるよう支援したほか、連絡会的な団体に対して補助金を交付した。	【企画政策課】 ・市と明星大学の双方が有する様々な技術、知見、環境などをつなげ、双方にとって有意義なものとなる連携を推進するために、より緊密な情報共有等を図って行く必要がある。 【地域防災課】 ・補助金等の申請状況について町内会・自治会に偏りがある。また、他の市民組織と連携を図っている町内会・自治会が限定的である。 【商工振興課】 ・左記のとおり、明星大学と五日市高校との連携を進めているが、更に連携を深めるため、他の連携も検討する必要がある。 【福祉総務課】 ・様々な取組を実施できるよう継続した支援が必要である。 【生涯学習推進課】 ・市の生涯学習を推進するため、社会教育関係団体の登録を行い、団体の活動を維持することが必要である。	【企画政策課】 ・引き続き、各種委員会への明星大学教授の参画をはじめとする専門的知見からの指導、助言、提案を各種施策に生かしていく。また、明星大学主催イベントについて情報提供があった場合は、庁内及び公共施設での周知啓発等により連携を図っていく。 【地域防災課】 ・補助金等を多くの町内会・自治会に活用してもらえよう引き続き周知に努める。また、他の市民組織と連携している町内会・自治会を紹介し活動のヒントにしよう、連合会会報への掲載を働きかけたり、連合会の会議時などに紹介していく。 【商工振興課】 ・引き続き、明星大学と五日市高校との連携に取り組むとともに、更なる連携について、検討する。 【福祉総務課】 ・民生・児童委員だよりの発行、普及啓発活動等を通して周知啓発に努める。 ・引き続き、保護司を中心とした社会を明るくする運動を実施し、教育機関や地域との連携を図る。 【生涯学習推進課】 ・前年度に引き続き、社会教育関係団体の登録申請による適切な手続きと社会教育委員の会議による承認を行う。また、連絡会的な団体への補助金交付を行う。		企画政策課・地域防災課・商工振興課・福祉総務課・生涯学習推進課	○町内会・自治会世帯加入率(再掲) ○まちづくりへの参画意向(市民アンケート調査「積極的に参画」「状況に応じて参画」計)
④市民組織・ボランティア組織の活動環境の整備	○各種市民講座の充実を図るとともに、市民組織・ボランティア組織の活動環境を整備	【企画政策課】 ・令和4年度に引き続き、あきる野市男女共同参画推進市民会議などの市民の委員から、前年度の取組についてご意見をいただくとともに、今後の事業における課題についてご意見をいただいた。 また、市民団体と意見交換の場を設け、情報共有・情報交換を行った。 ・令和5年9月に「あきる野市行財政改革推進プラン2023」を策定し、取組項目の1つとして、市民との協働のまちづくりの推進を位置付けた。 ・本市の協働の在り方に関する方針策定に向け、情報収集・研究を行った。 【地域防災課】 ・各種市民組織等が安全に利用できるよう、13会館の管理、修繕(18件)を計画的に進めた。 【福祉総務課】 ・社会福祉協議会で実施する各種講座やボランティア活動について支援した。 【生涯学習推進課】 ・社会教育関係団体の登録により、登録団体の活動が円滑に実施できるようにしたほか、3団体へ補助金を交付した。	【企画政策課】 ・男女共同参画の分野において、ヒアリングが実施できなかった市民団体があるため、引き続き、連絡をとりヒアリングを実施する必要がある。 ・協働のまちづくりを更に推進するため、本市の協働に関する方針を策定する必要がある。 【地域防災課】 ・会館の老朽化による修繕への対応がおいつかないことがある。また、会館利用者の高齢化に伴い、畳の部屋のフローリングがや椅子を設置してほしいなどの要望がある。 【福祉総務課】 ・様々な取組を実施できるよう継続した支援が必要である。 【生涯学習推進課】 ・市の生涯学習を推進するため、社会教育関係団体の登録を行い、団体の活動を維持することが必要。	【企画政策課】 ・引き続き、あきる野市男女共同参画推進市民会議などを通して、市民との連携を図りながら、各事業に対するご意見をもとに、改善等を図っていく。また、必要に応じて、関係団体へヒアリングを行うとともに各市民団体との連携を図っていく。 ・本市の協働の在り方に関する方針策定に向け、情報収集・研究を行う。 【地域防災課】 ・会館の定期点検を確実にし、優先順位をつけながら修繕を進める。また、利用者のニーズを把握し活動環境の改善を計画的に進めていく。 【福祉総務課】 ・引き続き、社会福祉協議会の活動を支援する。 【生涯学習推進課】 ・令和6年度は、登録団体の活動が円滑に実施できるように相談・支援を行うとともに、3団体への補助金交付を行う。		企画政策課・地域防災課・福祉総務課・生涯学習推進課	○町内会・自治会世帯加入率(再掲) ○まちづくりへの参画意向(市民アンケート調査「積極的に参画」「状況に応じて参画」計)
2 市政情報の発信・共有							
①市政情報の共有化	○市民が知りたい情報の積極的提供、市政情報の共有化を図るとともに、オープンデータの活用を促進 ○市政情報共有化のため、デジタルデバйд対策の取組を実施	・市は保有するオープンデータについては、利用者の利便性を考慮・拡充し、市ホームページにオープンデータライブラリを作成した。 ・デジタルデバйд対策については、担当課に対しデジタルデバйд対策の情報提供を行った。また、東京都との共催事業及び市主催事業において、「公民館スマホ体験会」を実施した。	・市が保有するオープンデータの利活用を進めることにより、市民と行政の協働促進による市民サービスの向上・地域課題の解決などにつなげる必要がある。また、データの鮮度についても考慮する必要がある。 ・オンライン化を推進するなかで、デジタルに不慣れた高齢者や障がい者等を取り残さないための取組等を推進していく必要があり、担当課の協力・理解が必要不可欠である。	・市が保有するオープンデータの利活用に向け、市ホームページに掲載するデータの更改を行う。 ・デジタルデバйд対策は、デジタルに不慣れた市民に対し、スマートフォン講座等を継続実施するとともに、担当課に対しデジタルデバйд対策の情報提供を行う。		情報政策課	○SNS(インスタグラム)の登録者数 ○市HPのアクセス数

2 各施策の内容

内容		目標とする姿	目標とする姿に対する 令和5年度の取組における進捗状況	目標とする姿に対する 令和5年度の取組における課題	令和6年度の取組	総合計画審議会からの意見	担当課	関連する施策の成果目標
②広報の充実		○市民ニーズに対応した多様な手段による 情報提供を進めるなど、広報の充実を図る	・手に取ってみたい表紙の作成に努めた結果、東京 都広報コンクールにて評価され、一枚写真の部で一 席に入選した。 ・情報発信ツールのひとつであるホームページを現在 の利用形態に合わせてリニューアルし、利便性向上を 図った。	・令和5年度で目標としていた取組であるホームペー ジのリニューアルを達成できたため課題はない。	・広報は、紙媒体の情報発信ツールとして、手に取っ て読んでみたいと思わせ、さらに読みやすい記事やレ イアウトを意識して編集する。		市長公室	○SNS(インスタグラム)の 登録者数 ○市HPのアクセス数
③広聴の充実		○直接市民の意見を聴く場の充実を図るととも に、市民アンケート調査などの実施により、 広聴の充実を図る	【企画政策課】 ・新たな取組として、市民と市長が、市の将来につい て語り合う場としてタウンミーティングを4回開催した。 うち1回は子育て世代を対象とし、子育て支援に關する 情報交換を行った。 【市長公室】 ・市長への手紙を実施した。	【企画政策課】 ・市長等と市民が地域課題の解決・改善に向けた意 見交換を行うとともに、情報共有を図る場として引き 続きタウンミーティングを開催する必要がある。 ・市民アンケート項目を精査する必要がある。 【市長公室】 ・手紙への回答希望者に対し、滞りなく回答し、また ホームページへの公開も規程どおり実施できたため 課題はない。	【企画政策課】 ・令和5年度の成果を基に、必要な改善をした上で、引 き続きタウンミーティングを開催する。(年4回を予定) ・市民アンケート調査を実施し、市民のまちづくりへの 参画意向を確認する。 【市長公室】 ・引き続き、情報発信へのフィードバックの一つのツ ールとして、市長への手紙を実施する。		企画政策課・市長公室	○SNS(インスタグラム)の 登録者数 ○市HPのアクセス数
④シティプロモーションの推進		○各種SNS、フィルムコミッション、パブリシ ティ活動などを通じて市の魅力を発信し、シ ティプロモーションを推進	【市長公室】 ・シビックプライドの醸成を図るため、Instagram、 YouTubeを利用し情報発信に努めた。 【観光まちづくり推進課】 ・市内での映画やテレビ等の撮影を誘致・支援し、市 の認知度向上やイメージアップが図られた。 (ロケ地等問合せ156件、撮影実施44件 ※参考R4: ロケ地等問合せ206件、撮影実施48件)	【市長公室】 ・インタビューを動画で撮影し情報発信することを目指 していたが、対象者に断られることが多かった。取材 相手に対してアプローチ方法やインタビュー方法を研 究する。 【観光まちづくり推進課】 ・フィルムコミッション専用ホームページが開設から10 年以上経過しているため、掲載内容に関する認識の 不一致が発生している。問合せ件数が減少しているこ とからも、本ホームページシステムのリニューアルが 急務となっている。	【市長公室】 ・引き続き、シビックプライドの醸成を図ることを目的 に、インタビュー動画や、市の魅力の情報発信を目指 す。 【観光まちづくり推進課】 ・映画やドラマの舞台のロケ地巡りなど、フィルムコ ミッション事業を活用した観光プロモーションを戦略的 に展開する。 ・フィルムコミッション専用ホームページのリニュー アルを行い、適切な情報を効果的に発信する。		市長公室・観光まちづ り推進課	○SNS(インスタグラム)の 登録者数 ○市HPのアクセス数
第5節 広域行政・広域連携の推進								
1 広域行政の強化						・令和6年度の取組のとおり進められたい。		
①西多摩地域広域行政圏協議会等広域的組 織の連携の強化		○西多摩地域広域行政圏協議会や秋川流 域開発振興協議会などの広域的組織を通 じ、自治体間の連携を強化	・令和4年度に引き続き、西多摩地域広域行政圏協議 会の会議に参画し、広域的な課題等について検討を 行った。また、本協議会を通じてJR東日本に対して、 JR五日市線の改善等の要望活動を行った。 ・令和4年度に引き続き、秋川流域開発振興協議会を 開催し、地域の活性化のため、魅力発信事業として街 頭ビジョンにおけるPR動画の放映を実施した。 ・武蔵五日市駅前市有地の活用について、あきる野 市、日の出町、檜原村による協定を締結した。	・各種活動を通じ、広域で取り組むことが効果的、効 率的な課題に対して、近隣自治体と共通認識の下、 取り組む必要がある。	・西多摩地域広域行政圏協議会においては、引き続 き広域的な課題等の解決に向けて、検討を行う。 ・秋川流域開発振興協議会においては、引き続き、魅 力発信事業の実施に向け、調整・準備を行う。 ・武蔵五日市駅前市有地の活用について、日の出 町、檜原村と情報共有、協議などを行う。		企画政策課	○広域行政の推進に対する 満足度(市民アンケート調査 「満足」「まあ満足」計) ○広域応援体制の確保
②一部事務組合等による連携の強化		○西秋川衛生組合、阿伎留病院企業団、秋 川流域斎場組合などの一部事務組合等へ の参画を通じ、自治体間の連携を強化	・令和4年度に引き続き、公益財団法人東京市町村自 治調査会が実施している調査研究に対し、必要な資 料提供等を行った。また、市町村における広域的・共 通の課題に関する調査研究成果(報告書、調査デー タ等)について、各研究テーマに関連した行政課題の 解決等に資するため、各部課に共有した。	・今後も、東京都市町村自治調査会の調査研究に協 力することで、都内市町村における広域的・共通の課 題の解決等に向けた取組の推進が期待できる。	・引き続き、東京都市町村自治調査会の調査研究に 協力することで、都内市町村における広域的・共通の 課題の解決等に向けた取組を進めていく。		企画政策課	○広域行政の推進に対する 満足度(市民アンケート調査 「満足」「まあ満足」計) ○広域応援体制の確保
③広域的な防災対策の推進(一部再掲)		(一部再掲) ○近隣自治体等との協力体制の強化を図る とともに、宮城県栗原市との友好姉妹都市災 害時相互応援協定に基づく相互応援体制を 充実させるなど、広域的な防災対策を推進	・これまでどおり、災害時に広域応援体制がとれるよう に職員体制及び連絡先の確認を行った。	・これまでに構築した体制を維持する。	・これまでどおり、災害時に広域応援体制がとれるよう に職員体制及び連絡先の確認を行う。		地域防災課	○広域行政の推進に対する 満足度(市民アンケート調査 「満足」「まあ満足」計) ○広域応援体制の確保
2 広域連携の推進								
①関係自治体との連携		○特定の行政課題に対応するため、関係自 治体との連携の維持・強化の取組を実施	【観光まちづくり推進課】 ・西多摩地域広域行政圏協議会に参画する西多摩8 市町村と連携し、イオンモール日の出において西多摩 フェアを実施し、連携する市町村の魅力を一体的に発 信した。 ・令和4年度に引き続き、西多摩地域広域行政圏協議 会の会議に参画し、広域的な課題等について検討を 行った。また、本協議会を通じてJR東日本に対して、 JR五日市線の改善等の要望活動を行った。 ・令和4年度に引き続き、秋川流域開発振興協議会を 開催し、地域の活性化のため、魅力発信事業として街 頭ビジョンにおけるPR動画の放映を実施した。 ・武蔵五日市駅前市有地の活用について、あきる野 市、日の出町、檜原村による協定を締結した。	【観光まちづくり推進課】 ・西多摩フェアの実施により、一定の成果が得られた と考える。これまで新型コロナウイルス等の影響で実 施を見送っていた、西多摩地域入込観光客数調査に ついて、令和6年度での実施を目指し、プロポーザル 方式により、同調査業務委託の受注業者を選定した。 今後調査の実施に向けて、西多摩地域広域行政圏協 議会や受注業者等と協議・調整を行っていく必要がある。 【企画政策課】 ・各種活動を通じ、広域で取り組むことが効果的、効 率的な課題に対して、近隣自治体と共通認識の下、 取り組む必要がある。	【観光まちづくり推進課】 ・西多摩地域において、適切な観光施策等を推進す るとともに、各観光地における観光客(外国人を含む) の入込動向を把握する、入込観光客数調査を実施す る。 【企画政策課】 ・西多摩地域広域行政圏協議会においては、引き続 き広域的な課題等の解決に向けて、検討を行う。 ・秋川流域開発振興協議会においては、引き続き、魅 力発信事業の実施に向け、調整・準備を行う。 ・武蔵五日市駅前市有地の活用について、日の出 町、檜原村と情報共有、協議などを行う。		観光まちづくり推進課・ 企画政策課	○姉妹都市に関する事業の 継続 ○新学校給食センター整備 の推進(再掲)

2 各施策の内容

内容				目標とする姿	目標とする姿に対する 令和5年度の取組における進捗状況	目標とする姿に対する 令和5年度の取組における課題	令和6年度の取組	総合計画審議会からの意見	担当課	関連する施策の成果目標
②姉妹都市、友好都市との交流の充実(一部再掲)				(一部再掲) ○友好姉妹都市宮城県栗原市及び友好都市大島町との教育分野や産業分野での交流の充実を図る ○国際姉妹都市マールボロウ市との中学生の相互派遣や市民レベルでの交流を促進	・国際姉妹都市マールボロウ市との交流事業については、4年ぶりの交流事業の再開に当たり、両市長によるWEB懇談を実施した。また、4年ぶりに相互派遣を実施し、中学生8人の派遣と、マールボロウ市中学生8人の受入を行った。 ・産業祭において、国際姉妹都市マールボロウ市交流事業のPRブースを設け、事業の周知を行った。また、姉妹都市(栗原市及び大島町)の出店ブースを設け、産業分野における交流を実施した。 ・栗原市については、生徒会活動を通じた中学生の交流事業、並びに職員の交流事業を実施している。職員交流事業においては、あきる野市の職員が栗原市を訪問し、移住・定住施策などについて、情報交換や意見交換を行い交流を深めた。 ・大島町については、教育交流として、大島町が主催するカメリアマラソンにあきる野市の中学生が参加するほか、あきる野市と羽村市との共催による「大島・子ども体験塾」を実施しているが、台風の影響により当該事業を中止した。	・いずれの交流事業についても、市民レベルでの交流を促進するためには、より多くの市民を巻き込むことができる形での実施方法を検討するほか、実際に現地へ派遣されたり、イベントに参加することができない市民に対しても、各姉妹都市とのつながりや交流事業の内容について知ってもらい、各姉妹都市への関心を持ってもらう必要がある。	・国際姉妹都市マールボロウ市と交流事業については、引き続き、実施に向け、関係部署や機関との協力の下、取り組んでいく。 ・産業分野における交流については、引き続き、あきる野市産業祭において、栗原市及び大島町の出展ブースでの市民交流がより活発に行われるよう、産業祭PR及び誘客に努める。また、栗原市の市民まつりに参加し、栗原市民との交流を深めるとともに、特産品の販売を通じた本市のPRを行う。 ・栗原市、大島町及びマールボロウ市との教育交流並びに栗原市との職員交流を引き続き実施するとともに、その成果を市民に広くPRできるよう、周知する。		企画政策課	○姉妹都市に関する事業の継続
				(再掲) ○日の出町と、整備手法、運営形態等についての協議を進めるなど、早期完成に向けて取組を実施	・基本設計及び実施設計業務については、令和5年度から令和6年度までの工期で公募型プロポーザル方式により委託事業者を選定し、契約締結の上、整備事業を進めた。 ・広域連携の手法については、地方自治法に基づく協議会の設立を想定し、共同整備検討委員会に専門部会を設置して協議した。	・令和5年度から令和6年度までの工期として進めている基本設計及び実施設計業務については、適切に進捗管理をする必要がある。 ・地方自治法に基づく協議会の設立に向けては、協議項目が多岐に渡るため、共同整備検討委員会及び専門部会による綿密な調整が必要である。	・実施設計については、契約期間内の相応な時期に完了できるよう、日の出町、設計委託業者及び関係機関と調整し、適切に業務を進める。 ・また、地方自治法に基づく協議会の設立については、引き続き、共同整備検討委員会及び専門部会において協議及び調整する。		教育総務課	○姉妹都市に関する事業の継続 ○新学校給食センター整備の推進(再掲)